

平成18年第2回(6月)定例会一般質問議事録目次

質問順位	質問者	質問事項
1番	議席12番 桜井はるみ	1. ほたる童謡公園上平出側の水路の環境整備を 2. 小、中学生の希望者に、インフルエンザの予防接種の補助を
2番	議席4番 小林 光夫	1. 取り締り強化、勃発する駐車論争 2. 理想の長野県政
3番	議席13番 遠藤 裕子	1. 県が行っているゼロ予算事業について 2. 消費生活関連
4番	議席10番 福島 英雄	1. 辰野町中心市街地商業等活性化基本構想について
5番	議席14番 飯澤 將武	1. 病院経営を取り巻く状況の変化と新病院経営の今後の展開について
6番	議席9番 向山 正一	1. 下井筋(平出)取り入れ口の改修計画はあるのか 2. 辰野美術館の有効利用は
7番	議席16番 成瀬恵津子	1. 子育て支援
8番	議席5番 矢ヶ崎紀男	1. 道路整備計画について 2. 宮木林ノ下の開発計画について
9番	議席7番 下田 則巳	1. 地方交付税に代わる地方共有税について 2. 求められる辰野病院の心の安心と安全の医療について
10番	議席15番 北條 常信	1. 幼保・義務教育をめぐる教育の困難点について 2. 少子化傾向への対応について

質問順位	質問者	質問事項
1.1番	議席6番 山岸 忠幸	1.辰野病院建設に関して
1.2番	議席1番 根橋 俊夫	1.国の医療制度改悪による辰野病院、両小野病院への影響と今後の対応 2.訪問看護体制の充実について
1.3番	議席8番 宮原 功	1.地産地消の推進について 2.住みよいまちづくり施策の推進を 3.町への要望の対応について

第2回辰野町議会定例会第10日目一般質問記録

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 平成18年6月15日午前10時
3. 議員総数 18名
4. 出席議員数 18名

1番	根橋俊夫	2番	福島主計
3番	宮澤清隆	4番	小林光夫
5番	矢ヶ崎紀男	6番	山岸忠幸
7番	下田則巳	8番	宮原功
9番	向山正一	10番	福島英雄
11番	前田親人	12番	桜井はるみ
13番	遠藤裕子	14番	飯澤將武
15番	北條常信	16番	成瀬恵津子
17番	篠平良平	18番	赤羽敬一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	矢ヶ崎克彦	助役	赤羽八洲男
収入役	花岡猛	教育長	小林辰興
総務課長	加島範久	まちづくり政策課長	平泉栄一
住民税務課長	竹淵光雄	保健福祉課長	赤羽敏明
建設水道課長	野澤修一	産業振興課長	桑沢高秋彦
教育次長	白鳥義政	消防署長	厨川雅彦
病院事務長	有賀米吉	福寿苑事務長	小沢睦美
開発公社常務理事	根橋正美	代表監査委員	小野真一

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 竹入俊男
議会事務局庶務係長 飯澤誠

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席11番 前田親人
議席12番 桜井はるみ

第2回辰野町議会定例会第11日目一般質問記録

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 平成18年6月16日午前10時
3. 議員総数 18名
4. 出席議員数 18名

1番	根橋俊夫	2番	福島主計
3番	宮澤清隆	4番	小林光夫
5番	矢ヶ崎紀男	6番	山岸忠幸
7番	下田則巳	8番	宮原功
9番	向山正一	10番	福島英雄
11番	前田親人	12番	桜井はるみ
13番	遠藤裕子	14番	飯澤將武
15番	北條常信	16番	成瀬恵津子
17番	篠平良平	18番	赤羽敬一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	矢ヶ崎克彦	助役	赤羽八洲男
収入役	花岡猛	教育長	小林辰興
総務課長	加島範久	まちづくり政策課長	平泉栄一
住民税務課長	竹淵光雄	産業振興課長	桑沢高秋
建設水道課長	野澤修一	保健福祉課長	赤羽敏明
教育次長	白鳥義政	消防署長	厨川雅彦
病院事務長	有賀米吉	両小野国保事務長	増沢秀行
福寿苑事務長	小澤睦美		
開発公社常務理事	根橋正美	代表監査委員	小野真一

6. 地方自治法第123条1項の規定による書記

議会事務局長 竹入俊男
議会事務局庶務係長 飯澤誠

7. 地方自治法第123条2項の規定による署名議員

議席 11番 前田親人
議席 12番 桜井はるみ

【一般質問 1日目】

8. 会議の顛末

局長

ご起立願います。礼。(一同礼)

議長

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、第2回定例会10日目の会議が成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。7日正午までに通告がありました、一般質問通告者13人全員に対して質問を許可いたします。質問・答弁を含めて1人30分、1人30分程度として進行してまいりたいと思いますので、ご協力の程をよろしく申し上げます。

質問順位は抽選により決定いたしました。ただ今から質問順位を申し上げます。質問順位1番 議席12番 桜井はるみ議員、質問順位2番 議席4番 小林光夫議員、質問順位3番 議席13番 遠藤裕子議員、質問順位4番 議席10番 福島英雄議員、質問順位5番 議席14番 飯澤將武議員、質問順位6番 議席9番 向山正一議員
質問順位7番 議席16番 成瀬恵津子議員、質問順位8番 議席5番 矢ヶ崎紀男議員、質問順位9番 議席7番 下田則巳議員、質問順位10番 議席15番北條常信議員、質問順位11番 議席6番 山岸忠幸議員、質問順位12番 議席1番 根橋俊夫議員、質問順位13番 議席8番 宮原功議員、以上の順に質問を許可してまいります。

質問順位1番、議席12番 桜井はるみ議員

【質問順位1番、議席12番 桜井はるみ議員】

12番(桜井)

あらかじめ通告してあります2点について質問を行います。

最初は、ほたる童謡公園上平出側の水路の環境整備を、について質問いたします。

今年のほたる祭りは、小野駅、辰野駅開設100周年の記念事業もあわせて、58回目のお祭りが行われております。

蛍の発生については、今年も春先の気候の変化の影響もあり、大発生とまでは遠い状況ではないかと予想されます。また、近日気温の上昇により舞う状況が増えました。これなら喜んでいただけるのではないかと安心しているところです。そして、今日では、近隣の市町村でも、ホタルの発生が各地にみられるところが出てきて、そのための環境整備に力を注いでいるなどとマスコミで話題になっております。

また、滋賀県の守山市では源氏ボタルが発生し、どの小川でもホタルの発生が見

られるよう市を上げて取り組んでいるとの報道もありました。

わが町辰野町では、30万匹の発生をめざすと公表しているのですが、昨年までは、囑託の方の献身的な努力でカワニナの生育する水路の管理・清掃など、限られた期間の中で行われてきていたのであります。

問題の水路は、カワニナの住まない水路であります。下流には蓮池、スイレン、さらにはショウブの池などが連なっている小川です。この水路の状況は極めて悪い。昨年秋に落ち葉がたくさん流れ岸辺に堆積しているので、少しは取り除いてはみましたが、大量の落ち葉です。お聞きしたところ落ち葉もカワニナの栄養になるから余り取り除かなくても良いとの返事でした。気にはしましたが、流れを良くするために落ち葉を取り除いてはしてみましたが、最近では、その落ち葉が腐り、汚泥化している状態です。流れが悪いので、絡まった落ち葉や、泥や土をどかしていますが、悪臭がします。さらには川草にどろどろしたヘドロがくっつきとても汚い。清流とはいえない状態です。この状況を早急に解決することが必要ではないかと考えて提案します。

まず泥を上げて、流れを取り戻し、川岸に低い杭などを打ち、川に砂が流れ込まないように整備をしたらどうか。また、落ち葉の処理などは堆肥化することも考えに入れることも良いのではないかと考えます。町民に協力を訴えることも考えたらどうでしょうか、と提案します。

次移ります。小・中学生の希望者にインフルエンザの予防接種をについてでございます。

少子・高齢化といわれて久しい中で、出生率についての議論では、若者の雇用の問題、育児の環境整備の不十分さなどが、子供を産み育てるかの不安が多いのです。また、追い討ちをかけるように、お産をする場所もなくなってきております。

本日の朝日新聞では、分娩施設全国3,063箇所、産科医師8,000人に満たないという不安な状況です。

国は、この少子化の解決のための議論に乗り出してきましたが、NHKの先日の日曜討論のなかでは、厚生労働大臣は、財源として消費税を上げることも考慮との発言でありました。今、勤労者の所得控除の減額をはじめ、増税が目白押しの中で、若者は子育てに対しての希望が持てなくなり、ますます子どもを産み育てるという考えが消えてしまうのではないかと危惧するものです。

さらに、大切な子供の命が犯罪に巻きこまれ、奪われてしまうという大変な社会になってきております。大人の社会の反映が、子供に怖さ、不安を与えているのが大変残念であります。今議会質問通告のなかで、育児・子育ての質問がされるようでありますので、このことについては省いてゆきます。

本題に入ります。今年の冬、春先に例年どおりインフルエンザが流行しました。お医者さんの話では、高齢者のインフルエンザにかかる率が少なくなったとのことで、その要因は、予防接種をあらかじめ受けていた、その効果ではないかとのことであります。お年寄りの方の予防接種を受けられた状況はどのようなものであったかをお聞きします。さらに、その補助額はどのくらいであったのかもお聞きしま

す。

次に、小・中学生の今期のインフルエンザ感染、発生はどのような状態であったのかお聞きしたい。

さて、小・中学生に対しての集団の予防接種は、さまざまな理由から取りやめられました。私は、高齢者に対しての補助があるのならば、小・中学生の希望者に対しての町としての独自の助成制度を設けたらと提案します。かからないための予防措置をするなど大事ではありますが 集団風邪での学級閉鎖や、何日も休んだり、入院までいかなくても軽く済めばこんな良いことはないわけであります。現在、児童数は何人なのか。もし、補助を行うとしたら試算はどのくらいになるのかお聞きします。子育て支援の施策については様々ありますが、今を生きる子どもたちに心配りをしていくことも大切な施策であり、暮らしやすい辰野町の子育ての支援のひとつの宝となるのではないかと考えます。ぜひ実行をと求めます。以上2点について質問を行います。町長の決断を求めます。

町 長

おはようございます。今日から6月議会の一般質問であります。傍聴の皆さん方も早朝から訪れていただきまして関心をもっていただき感謝申し上げます次第であります。

それでは、早速質問順位第1番の桜井はるみ議員の質問からお答えを申し上げていきたいと思えます。

えー、まず、ほたる童謡公園の上平出側の水路の環境整備をということであります。確かに昨年は天候不順、あるいは乾燥続きということでホタルが非常に発生しにくかった。いろいろ原因を調べてみますと、上陸しても乾燥土の中へ繭を作るためにホタルがもぐり込めなかったというふうなこと等が原因であげられております。全国的にもホタルが相当減ってきた。中には台風ほか、いろんな災害で、ま、辰野はその害は直接受けたわけじゃありませんが、ホタルの卵およびカワニナなどが流されてしまったというようなことも、昨年、日本中のホタルの発生が少なかった原因の一つにもそんなこともあげられてるなかであります。

さて、ご指摘の水路に対してであります。これはあの、ホタル発生水路でなくて、ということであります。ホタル発生水路は、あの、石灰岩がないとカワニナが育ちませんので石灰岩なども入れたり、それからまた、えー、泥ですね、汚泥とまでいかどうか知りませんが、腐葉土、落ち葉ほか等が堆積して、この腐葉土も自然の輪廻の中でとても大事なことなんです。が、ホタル発生させるためには、その中でヒルなどが発生すると、結局カワニナを食べられてしまう、ということで好ましくないと。さりとて、清水みたいなきれいな出っ放しの、岩から出たような水だけでは、水清くして魚すまず、したがってカワニナもホタルも発生しない。一番いいのはどのくらいかというと、やはり岩、あるいは中の石に、苔むす程度の栄養は必要だと、こんなことがだいたい定説として言われているなかであります。したがって、ホタル発生水路はそのように町を上げて管理をしているところであります。ま、それいつでも管理するっていいましても、ホタルが卵が川の中へ入ってし

まっている状態でそんなことはできません。それは一緒に流してしまいますので。したがって、上陸した段階でそういった整備が必要だろうということの中で、専門家の意見を聞いて辰野町も既に 58 回の、あのほたる祭も経験しているわけでありますので、そういう中で昭和 40 年にホタルの絶滅の危機にも瀕した中での、いろんな反省点の中からホタルを自然発生するように頑張っているところであります。今、ご指摘の水路は辰野町としては、ほたる童謡公園の中では、ホタル発生水路ではありません。普通の土側溝っていいですかね。土の側溝で、普通に水が流れている、そしてまた、約 300m くらい全体ではあるんでしょうか。で、池に入って、そしてま、流れてく物も必要だ。そこがじゃ、汚くていいかってことではありますが、汚くてといいですか、できるだけ自然界の流れも、中には作っておかなきゃならないだろうというような、最初のこのほたる童謡公園の建設、私どもじゃありませんが、あの、先輩の皆さん方のコンセプトの中から生まれてきているこの水路であろうと思います。したがって、あそこは童謡公園と言われておりまして、えー、童謡ですからいろんな歌があるわけではありますが、そういう中でホタルだけでなく、自然、あの水中、水生動物、水生昆虫などの自然発生も促して生きたい。トンボであり、ヤゴであり、オケラでありというようなことでもあります。そうすると、自然体系をできるだけ人間の手を入れていいやらどうやら、非常にあの難しいところでもあります。ま、汚泥とまでいってますのか、あるいはその匂いがっていうんですが、どの程度の匂いなのか、また検討はして、検討に行って、またあの調査してみますけども、やはり自然界ってというのは落ち葉なども入って腐葉土になり栄養になり、魚の餌になり、あるいはいろいろ昆虫なかのまた餌と自然の輪廻が始まっていくわけがありますから、ただ、ほたる童謡公園ですからあまりあの汚い水を流してということも、あまりよくないということもよくわかっていますので、今後の課題としては検討してみたいと。もしそれやるってことになれば、きれいにするっていうことになれば、結局ご指摘のとおりでいきますと三面張りにしないといけないですね。えー、三面張りっていいですか、下の方もホタルっていうことですから、やはり石をひいて石灰岩などを敷き詰めたりということですから、河床の整備もしなきゃいけない。側溝の方もやはりですね、コンクリートとかそういう意味じゃなくて、ホタルが上陸しやすいとか、あるいは一番問題は土が崩れてこないようなあの整備をしなければならぬ。簡単にいうと三面の整備ということ、三面張りでなくて三面整備をしていかなきゃならないと思いますが、そのことがいいかどうかということは、大きな議論を呼ぶところであろうと思いますから、検討はしてみます。この水の水系でありますけども、いずれにしてもご存知のとおり、ホタル用水路へ入っている水系とあまり変わりありません。田んぼの水も入るでしょうし、東天の東天竜の水も入るでしょうし、井出の清水も入っております。したがって、特別汚い水をその中へ入れているとか、あるいはまた、生活雑排水などが特別そこへ入ってきているかということではないというふうに思っております。ま、その掃除をするか、しないか、土が崩れないように防ぐかどうか、そのへんの見解でありますので、今後の問題として考えてまいりたいと、こんなふうに思います。

次の問題でございます。小中学生の希望者にインフルエンザの予防接種の補助をと、こういう質問であります。辰野町は現在 65 歳以上の皆さん方に補助金を出してインフルエンザの予防接種をすすめているところでもあります。だいたい対象者の内、60.1%約 60%位の皆さんがああ 65 歳以上ですね、方は受けております。一般の大人の皆さん方は、10%に満たない数字、9.2、3%とかですね、その位のインフルエンザの接種が行われているのが現状であります。ただこのインフルエンザっていうのはまず、万能であるかっていうと、なかなか万能ではない。それを打てば絶対にならないとか、防げるかというところでもない。え、簡単に言うと A B 型があった場合に、B が流行っているのに A 型打っても効かない。その逆もある。じゃ、同じ型のインフルエンザの予防接種すれば、それが有効であるかというところ必ずしもそうばかりでもない。非常に難しいところでもあります。いくらか、あ、まるっきり駄目ということでもないようでもありますし、じゃ、これで完璧かというところでもない。非常に難しさがあるところでもあります。ただあ、ご指摘のところは、小中学生にということではありますが、これはあ、何ですかね、国の児童の予防接種法、法律から外されました。国の方で外してきております。これにはいろいろ理由があるんですけども、ま、経費の問題も国はまずそれを、表へ出さなくて裏では考えてる面もあるでしょうが、これはあ、一応の根拠もあまして、この予防接種をした場合に子どもさんの場合ですね、弱い体の人たちもいるわけですね。そういう人たちに対してちょっと負担が非常にかかりすぎるといって、医学的な見解もあるようです。また、あ、効果は認められないという学説もあるようです。また、副作用が出てくる、高熱、とかですね、一種の脳しんぼのようなあ、反応も出てくる可能性もあると、インフルエンザ脳しんぼというんだそうです。したがって、そんなあ、理由の中で、国の方では先ほど言ったように法律から外れております。ま、これやって出来ないことはないんですが、ただ、本当にやっていいやらどうやら。ということでもあります。え、このインフルエンザの注射も医療機関によってまちまちの料金であります。これ無理からぬ理由であります。ワクチン揃えておいて、1,000 人分揃えておいて 300 人しか来なかったという場合、あるいは 1,000 人分揃えておいても 8,000 人も来ちゃった。ドンドンドンドンとこう追加追加でもって、あ、ワクチンは確保しなきゃならない。これは較差がありますので、さりとて 1 人分だけという、こんなワクチンはありませんのでそういった料金の問題も多少あってこれしかるべきであろうと思います。それに対しまして、辰野町の場合には約、平均 1 人 4,000 円位のアベレージと言いますか、数値になるようでもありますので、自己負担は 1,200 円にさせていただく。だから高い、高いついていう言い方もおかしいんですが、料金の高い医療機関、安い医療機関、いずれにしても 1,200 円の個人負担、65 歳以上の場合です。後は町持ちという方法をとって現在やっているところでもあります。まあ、あ、一年間の経費では多い時とまあ少ない時とありますけども、5、600 万から 7、800 万位の推移の中で予算を考えていかなきゃならないというふうに思っておりますし、今までずっとやってきているところでもあります。いずれにしてもこのインフルエンザは確かに、あ、重いわけでもありますし、また学級

閉鎖まで追い込まれるということでもありますから、こりゃまあ、最近も学校へ行ってみますと石鹸も全部付いていますし、手洗いに。まあ、うがいを励行、早期発見、早期治療。普段はやっぱりうがいと手洗い、慣行。そんなようなことなどで防いでいくべきなのかなと、こんなふうに思います。したがって、現在は辰野町としては、小中学生にインフルエンザの接種を補助して行うというようなことは考えておりません。以上であります。

保健福祉課長

えー、議員さんご質問のありました小中学生の対象とした場合の補助額でありますけれども、年齢で拾いまして7歳から15歳までが該当するかと思われまして。そうしますと、対象が約1,850名位になります。そうしますと、高齢者の方と同額の補助をした場合、約540万円位の補助額と、そういうなる見込みであります。以上であります。それとあと、えー、実施状況でありますけれども、さきほど町長の答弁にもありましたが、対象者が5,927名であります。で、実施者が3,555名ということで60%の接種率ということでもありますのでよろしくお願いいたします。

教育次長

えー、インフルエンザの関係で欠席した生徒数の関係、えー、ですけれども、1月から3月まで、生徒全体で約1,300人いるわけですが、約325人というような生徒がインフルエンザで欠席をいたしました。また、えー、学級閉鎖の関係ですけれども、1月に3日間、それから2月に5日間、というような状況であります。以上です。

12番（桜井）

いろいろ町長考えていないということですが、ほたる童謡公園ですが、別に三面張りとは言っていないわけですよ。で、あのそういうあれは希望はないし、そういうことはやらなくてもいいとは考えております。で、ことで、あのー、ホテルについてはあの、清流でないし棲まないし、棲めないってことはいわれてますし、で上平出の状況を見ると確かにカワニナの生息している水路にはホテルは舞っております。それで、あのせせらぎ水路と私言っているんです、そっちの方はホテル行かないんですよ。で、ま、本能的に水が汚いってのが分かっているのではないかなと感じられるんですが、私はホテルの発生いかにかわらず、その、する気がないっていうんじゃなくて、水路の整備をすることがね、本当に大事ではないかと考えております。汚泥やらあってもいいのかなのかどうなのかっていう、そういう言い訳じゃなくて、やっぱり昔作った当時は本当流れが綺麗だったんですよ。で、土砂が入っていかなくなったしするから、そういう点では泥を上げるということも必要だと思います。自然界でいいかって、あの、地域の川へなんか泥を上げたり毎年整備してますよね。そういうような点でやってくることが必要ではないかと思うし、そういうことをやって欲しいなと思います。で、ホテルの保護育成基金ていうのがありますけれども、そういうその育成基金ていうのもそういう環境整備に使うことも必要ではないかと、あの許されるのではないかと思います。今年が入場料取れないようですが、今までにうんと、1,880万ですか、で、今年はまだ550万っていう予想してる

んですが、それは期待しなくてもこのお金がありますので、地域の皆さんとの協力で川の整備をするっていうことも大事ではないかと思しますので、是非その点をする気があるのか、考え直すのかをお聞きしたいと思います。

それと、インフルエンザです。あの一、さきほど町長いろいろ、るる言われました国の法律とか、あの一、いろんな後遺症があるんじゃないかということね、確かにそう、ことはありまして、であの集団のインフルエンザの予防接種っていうのは取りやめになったということもありますから、えっとさきほどちょっと、数字が違うんじゃないかと思えますから、あの、小学生7歳から15歳1,800人で540万円ということではありましたが、えーと、17年度のうんと高齢者の方は3,555人、60.1%、えっとインフルエンザの予防接種を受けまして、608万ということですので、1,800人と3,555人ではちょっと金額が違うんじゃないかと、計算違いかなーと思うんですが、そこんところちょっとお聞きしたいと思えます。ていうことで、あの一、インフルエンザは希望者にといいことなんですよ。いろいろで、パッチテストとかいろいろあると思えますけれども、あの一、受けないとそういうインフルエンザをあの、希望者にはあげます、あの一、そういう制度がありますよっていう枠を広げておけば、希望される方もあの安心して受けられるんじゃないかと思えますけれども、うんと、さきほどいいましたけども個人負担が現在1,200円で、委託料として1,900円、3,100円の注射の金額だということをお聞きしておりましたが、4,000円についてはどうなのかなというのが、ちょっと疑問に思えます。そこんところの違いをお聞きしたいと思えます。それでね、私思いますがでも高齢者に心配り心配りすることはほんとに大事なことですし、今まで頑張ってきた大人の皆さんにそういう予防接種、広げるとか大変いいこととは思いますが、子どもたちに対してもささやかでありますから、そういう気遣いをしたらどうか、ということをお聞きします。以上です。

町長

えーと、ほたる童謡公園のそのあれですね、ホタル、ホタル用水路以外の水路、の問題で三面張りってのはコンクリートのことをいうんですが、私のさきほど言ったのは三面整備していかないと綺麗なせせらぎにはなっていないだろう、しかし、それが自然に対することでいいのかどうなのかということでもありますから検討してみますが、これに対しましてはあの関係課長の方から、私の言ったのはさきほどのとおりでありますので、課長からお答えいたします。

次に小中学生のインフルエンザ予防接種でありますから、高齢者には気を使ってくれてるが、子どもたちにも気を使った方がもう少し気遣いでどうだ、ということでもありますから、気遣いをしないからしないとかするということではありません。さきほど言ったとおりであります。関係課長の方からお答えいたします。以上です。

産業振興課長

えー、町議さんの言われている、いわゆるあの、せせらぎ水路でございますけれども、これにつきましてはあの一、専門家等の意見を聞きながらあの一、担当課としても調査をしたいと思えます。以上であります。

保健福祉課長

えー、さきほど議員さんの言われましたあの数字、人数の問題であります、1,841、えー、約50名と言ったのは小中学生の数でありますので、ご理解をお願いしたいと思えます。それと、事業でありますけども予防接種法にのっとった事業は、全額町でもってインフルエンザはえー、行っておりませんが、行っておりますので、そちらの点も合わせてご理解をお願いしたいと思えます。

12番（桜井）

ほたる童謡公園についてですが、調査をしたいということですが、実際には見に行かなかったんでしょうか。あの、町長も是非ご覧になっていただきたいと思えますし、課長もご覧になっていただきその状況をしっかりと把握していただきたいと思えます。

そいで、インフルエンザについてですが、非常に残念だなーと思えます。ま、する気がないというか、やらないというか、ということですので、今後中でもって是非とも検討していただきたいと強く要望をいたしまして終わりにします。

議 長

進行いたします。質問順位2番、議席4番 小林光男議員。

【質問順位2番、議席4番 小林光男議員】

4番（小林）

車の駐車について質問します。この件について、私は1年前にも駐車場の有料化について質問しました。町長の方針としては更に有料化を図るのか、無料化にするかは、利用等を分析する中で、フレキシブルに対応するとの答弁でした。この度は、一年経過した現況についてどのように分析していくか、特にここ1箇月余り駐車に関して大きな進展の出来事について、対応を質問いたします。

まずは、今月より道路交通法の改正により駐車違反の取締り、罰則の強化がなされました。今まで以上に駐車についてシビアになり大きな課題項目になりました。町内でも商店街等路上駐車が日常に見受けられます。新制度について、町内の現状分析、意見をお聞きします。

次に、高速バス停駐車場は上伊那地区において、辰野、南箕輪に続いて7月から伊那市が拡張工事をした上で、有料化されます。限られた駐車スペースでの利用の選別、税金での整備維持について、受益者負担の効果があるわけです。広域的に展開する高速バスについては、我が町だけはというよりは、近隣のバス停も同じ方針化をしていくことは一つの方向性であります。有料化の先駆けである我が町にとって、南箕輪、伊那の追従は歓迎すべきと推測しますが、どうでしょうか。

しかし、一方では上伊那地域においてもまだまだ無料の駐車場が多いわけです。それらの駐車場を所有する各市町村に聞いてみましたが、有料化については具体化するほど議論は高まってないようでありました。そんな中、ここで拡張工事をしたにもかかわらず、無料化を推進する町があるわけです。よりによってそれは、わが

町にとって一番影響がある隣の箕輪町であります。方針として賑わいのまちづくりを推進する立場として、駐車場であっても多くの人に集まって欲しい、気軽に利用して欲しい、とのこと。町長の言葉として「他市町村の利用も歓迎する」と、有料駐車場のようコメントであります。また、「ターミナルステーションにしていくんだ」と大変意気込んでいるようでした。これは、それなりの駐車スペースが確保できたかとか、単に現状での対応にとどまらず、まちづくりをしていく上で積極的に無料化を推進するものであります。付け加えますと、箕輪町ではバス会社に対して防犯灯の設置の費用の負担を要請し、バス会社も前例のない中、しぶしぶ実施したそうあります。受益者負担ということでしょうが、バスの利用者ではなく事業者の方だけ負担を押し付け住民の人気取りを図るといっているのであります。また、実を言うと昨年私は、箕輪町の町長に対して辰野は有料になったが、箕輪はどうですかと、余計な入れ知恵をしたことがあり、原因の一因になってしまったのではないかと、自らの責任も感じておる所でございます。

いずれにしても、人口増加、賑わいについては、私は一概に推進するのはどうかと考えていますが、一大居住拠点都市構想等、町長始め多くの方が推進する立場だと思えます。だとすると、無料化を推進するのが正論だと思えますが、いかなものでしょうか。おそらく、当分は有料の方針でしょうから、どのくらい有料の方がプラスなのか質問いたします。また、取締り強化についても含めまして、公共の駐車場の必要性が重要視されてきました。駅前駐車場の有料化、駅前商店街駐車場の補助廃止等わが町は受益者負担の方向と考察するが、改めて住みよいまちづくりにおいて、駐車町政についてお聞きします。多くの駅前には無料駐車場、または駐車場自体ないところが多いわけですが、一方岡谷駅前の大型店の駐車場は、以前は特に買い物をしなければ有料でしたが、それが買い物に関係なく数時間までは無料になりました。また、富士見町の駅前駐車場も有料だったものが町所有、商工会管理の下、無料化になっております。商店街の活性化のほかに路上駐車の防止という理由もありました。警察からの働きかけもあったようです。このように無料化も今の流れであります。商店街の駐車場の補助も財政が回復したら再開するのが望めます。それとも財政の現状にかかわらず、町内全域の公平を考えて補助はしないおつもりかお聞きします。受益者負担ということであれば、箕輪町のようにJRに負担をお願いしていくのも必要ではないかと思えますが、どうでしょうか。

交通に関して特に、道路については大きな行政課題であります。同じ位に駐車場も重要だと思えます。車で移動すれば目的地には気軽に、確実な駐車場が必要になるわけです。取り締まり強化の中ではありますが、取り締まりされなければいいという考えがいいわけではありません。ドライバーの自覚が問われるわけですが、それをサポートするのが行政の役目ではないでしょうか。

理想の長野県政について質問します。市町村におきましても補助金等お金の流れ、わが町にとっても国道のバイパス計画が県知事の方針によって変更されるなど県政は大いに影響があるものであります。ここで知事の任期が終わり改めて選び直される県政について問いただしていくものであります。そこでまずは現況の田中県政に

ついでに批判、批評、市町村わが町にとっての評価を質問します。私は全国的にも大胆に住民の立場に立ち改革においても小泉首相や石原都知事と比べても人に優しい、自然にやさしくそれこそ信州らしく、この上なく評価しておりますが、わが町にとってもいろいろ各論はあろうかと思っておりますが、いかがでしょうか。田中知事においてはモナザイト、県営射撃場の鉛流出、駒沢川の治水、工場の竣工式等、多くの事項の度に来町しました。昨年秋には、例外にもれず役場に来て町長としっかり対談した中であります。いささか嫉妬心もあるわけですが、わが町も比較的多くの関係があるわけですが、いかがでしょうか。改めて理想の県政、知事像を質問いたします。県議会を始め、回りの人の意見に従うのも民主主義であります。県民から選ばれた知事がそれでも自分の正論も強く実行することも現在の民主主義の制度であります。その対比を含めて住民の判断が問われるかと、ことであると思っております。

町長

え、それでは引き続き質問順位 2 番の小林光男議員の質問にお答え申し上げます。道路交通法改正によりまして駐車違反取締り強化ということで、それから関連して駐車場の問題等のご質問であります。なるほど全国的にはですね、もう停車も駐車とみなすと、というような形の中で、商店街で何であっても荷物の積み下ろしにしても、止まっていれば駐車と、駐車違反というような手厳しい法律が作られたようであります。道路法の改正であります。これに対しましては、当町はそんなに特に影響は現在出ているわけではありません。指定地域でありますから、長野県では長野市と松本市ですか。が指定されているわけありますので、えー、他の市町村は特別今までと特に変わることはない。ま、しかし前はいったんここは駐車違反のここへ止まっているとあって、例えば辰野町の商店街にあった駐車した車があったとして駐車違反の車があったとして、一応この時間をマークしてパトカー等がどっか巡回して帰ってきて 10 分以上あるとキップ切られたというような例もありますけども、今度の道路法の改正ではもうその時点で違反であれば即刻キップが切れるというふうにはなっております。したがって、手厳しく駐車違反はあの一、取り締まるでしょうけども、事実上は今までと、この町に関してはですね、あの、関係がないものと思っております。指定されていませんので。ただその、道路交通法全体の改正がいいか、悪いか、ということではありますが、ま、これは思い切った道路交通法の改正なんですけども、車社会で渋滞が多くて、そういった利便性を図ってある一定の駐車を認めているとあの一、渋滞がおこる。だから、渋滞を解消するのか、その商店街あるいはまたそこへ駐車する人たちの利便性を図るのか、選択の中のこういった改正であったのではないかなと思っております。これはある一定の経過をみて、また不合理のところは直していくとかですね、いろんなこともあるでしょうし、ま、しかし商店街へ荷物も入らなければその商店もお手上げになるわけですから、駐車時間、駐車禁止時間外に運ぶのか、あるいはまた、運転者がもう一人いて、そういう指定地域はですね、常に発進できる状態にしてもう一人の人が下ろすとか、こんな方法もいろいろこう考えられますが、しかし、物流では原価が輸送原価が上がっちゃうことになってきますが、その辺はどんなふうになってきますか、そのへんはちょっ

と私でも何とも言えないところでもあります。えー、そういう中で、上伊那郡地域の中央道バス駐車場有料化の動向と、上伊那郡地域のバス停、あそりゃ無料のともあるでしょうし、さきほど議員がおっしゃったとおりであります。それに対しまして辰野町はどうだっただけですけれども、前にもお話をしましたが中央道のあすこの平出のですね、城前線上がって行った右の所、そのバス停は有料化しました。それで箕輪がどうのこうのとか、またあと有料化がどうかとかいうことも、いろいろあるようですが、もう既に内部情報では諏訪市あたりも有料化を検討に入っているようでもあります。で有料化して有料化すれば儲かっているのかとかとかですね、いろいろ話もあるんでしょうけども、あの土地は実はお借りしている土地でありまして、これは年間に約170万円位の地代を辰野町が払っています。それでカーテックっていう会社があそこの有料化のあの集金の機械などを取り付けてくれてやっていますけれども、これであの行ってこいと、あのこの地代が全部出ているかということそうではなくて、実際にあの平成17年度ですね、お金があので入ったのが71万円位です。71万円くらい。それで地代が170万円位ですから約91万5千円くらいですか。いずれにしても年間まだ町が持ち出しているんですよ。有料化だから、ただだったとか、ま要するに有料化だからお金を取って残金があるとかじゃなくて、ま簡単に言うところのことです。え、維持管理費は別として原価的にですね、地代っていう原価的にみると170万円かかるんです。その170万を有料化のお金、料金では入金が出来ていません。70万くらいしか入ってないと。あと100万円近いものは町が相変わらず持ち出しているんですよ。そのへんもよく頭においていただきたいと思います。有料化でなければ町が持ち出すのは170万持ち出さなければいけないちゅうことですね。ま、それが有料化のお陰で、ものの言い方ですが100万円位で助かっているというふうなこともあります。それであそこの利用が税金、皆さん方の住民の皆さん方の血税そしてまた税金で賄っていますので、ある一定の皆さん方が使う、ある一定の時期使うということになりますよね。あの一、辰野駅のパルティスの前等も同じでしょう。これはあの駅の利用者の利便化を図ってということではありますが、それで今有料化をあのを南側はしているわけです。前にあのフレキシブルに対応ということは、そこが溢れてきて有料化でもまだまだ有料化でも欲しいっていうような需要が増えてくればあの北側の方もやっています、そうでない範囲ですと、あの範囲くらいで有料化でいって北側の方は無料化になっているところのことです。ですからあくまで需要供給っていう部分もありますのでこれからは行政もやっぱり民間感覚、経営感覚も入れてかなきゃいけませんので、その状況を見ながらということでもあります。えー、それでさきほどの話に戻りますが、尊い税金を使わしていただくのにある一定の人が、一定の時期使用するってものはやっぱり受益者負担の原則が一番公平だろう、というふうに思います。どんなものに対しましても駐車場以外でもですね。それで箕輪町の話もございましたけども、そういった方向でターミナル的に駐車場をとということになれば辰野町もそういうところあればですね、またそりゃ考えてみてもいいんですけども、今のところそんなものはありませんし、辰野町中のずっと駐車場を眺めてみてもこの有料化、有料化

と言われますけども今のパルティスと中央道のあのバス停を有料化しただけでありまして、後は商店街の皆さん方が無料化しようが出し合ってやろうが、あまあそこは有料化、あの一般の消費者の皆さんが有料ということはないですから結構無料、事実上利用者からみれば無料化の駐車場だらけじゃないですか。辰野町の場合は。というふうに思います。これに対して他の市町村がどう思って、じゃこれからどう思うかというようなことでありますが、こういうことに対しては行政的にはお答えをいたしません。それぞれの独立的な独立独歩の自主独立の感覚でやってらっしゃるでしょうから、それはそれなりにまたあまり比べて対比してどうのこうのと感想を述べるものではないというふうに私は今思っております。

次に理想の長野県政について、ということであります。えー、田中県政、知事との辰野町との関わり、良いこともあるし悪いこともあるでしょうということ、知事選に向けて感想を述べよということですが、これは私がここで述べると言うことは辰野町の住民の代表を集約してしゃべることになってしまいます。まして選挙戦も前でありますので、そういったことに対してはコメントできません。個人的にてもあの恐らく再質問でいわっしゃるかもしれませんけども、個人的には余計言えなくなると思います。ということは、住民の皆さん方にも当然あのどんな選挙でもそうですが、支持者もいれば反支持者もいるでしょうし、いろいろまた観点もですね、よくこれ考えてくださいね。どこを掴んで良しとしているのか。全体なのか、一部なのか、よくそういうふうなことを見極めてあの人前ではですね、公的な場合には話す必要があります。一部だけピンポイントでとらえてこうだああだということは非常に至極迷惑なことであります。是非一つ長野県政をお考えになるんでしたらですね、大局的にみてそして、一部の悪いところは直してやってことはいいですよ。だけど一部をもって全体を判断するような馬鹿げたことは絶対しないようにしていただいてそして明日の良き長野県政のためにいい知事さんを選んでいただきたいなーと、こんな考え方であります。以上であります。

4番（小林）

あの一、辰野町は取り締まり強化の重点地域ではなく、ま、実際に長野県内では長野市、松本市の中でありますけども、それはあくまでその民間委託してやってくっていうその警察の方のそういう方針の地域でありまして、えーま、町長割りに辰野町はそうではないからっていう感じなんで、えー、町長の考えでいくとわりのそういうドライバーに対してそういう駐車あの止めようとするドライバーに対して割とやさしいえー、考えなのかというふうによくあの解釈しますけども、えーどうでしょうか。ということと、あとえーと、箕輪町のことをあれしましたけども、少なくともえー、辰野町は有料化したことについては慢性的なあの満車状態というのを回避するためということでもありますんで、箕輪町はえー、じゃそういうのも受け入れるよという考えなんで、ま、今辰野で溢れてまた有料化はやだっという利用者がいればああそっちへ流れてってむしろ歓迎すべきなのかどうか。まそのへんをお聞きします。えー、長野県政については、ま町長はあの個人的な意見ではなお言うべきではないというようなこと言いましたけども、えー、春先でのえー、伊那市等で

のこう勉強会についてえー、町長はまあ語っているようでありますが、私今残念ながらそこに参加しておりませんが、ですがま、えーよろしければあの改めてえー、自治体各ところではいっていると思いますんでまたどうでしょうか。

町長

それでは小林議員の再質問にお答え申し上げます。えー、駐車しても違反者にやさしい町長かということですか。というふうな言い下りもありましたね。そういうことではないんですけども。違反は違反でしょ。ただ取締りが今まで以上にきつくなるかどうかってことでしょう。この道路交通法の改正は。ですけど全国的にあの、駐車違反はどんどん厳しくやろうっていうんですから、指定地域あるいは民間委託じゃなくたって取締まりはきついと思いますよ。前より。ましかし、そういう中であの不合理が出てきた場合には、またあのー、住民世論としてですね荷物の受け運びだとか、じゃあのー、例えば救急車は当然外されてますよねー。じゃあの開業医のお医者さんが飛んでって緊急患者さんにそこへ止めておいた時どうするのか、じゃこの今もありますね、石マーク窓に付ければいいのかですね、そういったことがだんだんとあの、許される範囲ってものがまた出来てくるかどうか分りませんが、当然今んとこ渋滞解消というふうなそっちのメリットを狙ってやっていることでありますから、別にあの違反者にやさしいわけでもなんでもありませんけども、ただ辰野町の場合は現実的にその民間の方でどんどんチェックしてやっていくとかですね、えー、いうことはないか、でもお巡りさんはさっき言ったように10分間の余裕をもってやるということではなくて取締まろうと思えば即刻そこに違反の車があれば取締まれますから前よりは厳しくなるでしょう。しかし大きな影響はない、あ、大きな違いは今までと辰野町の場合は今後と大きな違いは駐車違反に対しては特にないでしょうと、あのー思われます。

あとはえー、箕輪の駐車場ですか。あのー、なんですかね。行政的に無料駐車場を作っただけの方からどうぞ来てください、ま、それも一つの政策だろうと思いますね。だけどこれは来てくださっても来て駐車してどこへ行くのかってことですから、今ご指摘の所は商店街とかそういうようなことだと思いますが、あの決して箕輪町も商店街の中に無料駐車場を大きく作って町で作って、無料でさあどうぞ、ということじゃないと思いますよ。でもまあ、それは政策は政策でいいことはいいでしょうし、向こうがやったからどうのこうのということではないと思います。辰野町の場合は今の現状はさきほど言ったとおりでありますので、受益者負担の原則で、ということで進めてまいります。しかしよく見ると辰野町も無料駐車場だけであちこちにあることも事実であります。町が関与しているしない別であります。ご理解をいただきたいと思います。

議 長

いいですね。端的にお願いします。

4番(小林)

えーと、1つそこであのー、町長の箕輪町についての今意見が聞けたんですけども、商店街に駐車場、その無料駐車場作ってあるわけじゃないので、箕輪町は意味

がないんじゃないかというようなことをま、一つ聞き取れました。それと一つあの、駅前の商店街の駐車場についての補助について財政が回復したらあの、回復したらあの、その再開するおつもりなのかどうか、え、お聞きします。

議長

えーと、あのー、箕輪町の問題はね、他自治体のことであり対比してここで感想を述べるということは控えたいと町長言っとるからそれはそのようにすることで、その他ありましたらお願いします。答弁の方。はい、町長。

町長

えー、箕輪町に対しますことを議員が質問しますので、ただ商店街じゃないとこでないですかと言っただけで、私の意見じゃありませんので曲解をしなんでもらいたいと思います。意見なら意見でしっかりまとめて右も左も真中も上も下も全部見て町の見解として出さなきゃいけないでしょうけどもそんな出す必要もないし、そういうことするもんでもありません。ただ、さきほどから辰野町の場合商店街とかいろんなことを小林さん、あ小林町議言ってるので、箕輪の町の恐らくターミナルとかそういうものは商店街じゃないところへ作るんじゃないでしょうか、ということでああなたの質問自体の問題の観点の焦点の合わせ方が違うと言ってるんですよ。箕輪町に対しての私の意見じゃありませんので是非その辺はご理解いただきたいと思います。えー、あと、財政が良くなればまた有料駐車場戻すかどうかということですが、確かに財政事情的な問題も大きな原因の一つにはあります。有料化してきたのにですね。だけど行政の公平化ってものはやはり受益者負担の原則も公平でありますのでその辺はあのー、しっかり続けなきゃならんことじゃないかなとも思われます。ただ弊害がいろいろ起こってくるようなら、財政がこんなにこう潤沢になってきたと、ね。前のバブルみたいに上り勾配の一押しだと、右肩上がりだと、にもかかわらずこのことまでまだまだ有料化ですかというようなことで、弊害が生じてきた場合その辺はその限りじゃありませんけども、普通でいくとあの、財政に一つの原因ではあります、それがもどったとして、あるいはまた潤沢になったからとして、そのことはまた解消して無料にするかどうかというの直接的な問題ではない。一つの要因ではあります、他にも要因がありますので、そういうふうに複合的に考えていただきたいと思います。以上であります。

4番（小林）

最後の質問の中でも言ったんですけども、えーと、あの有料駐車場を廃止するかということじゃなくて、商店街自身が管理している駐車場への補助があ、今年から廃止に、補助が廃止になったんですけどもそれをあの復活、あの財政が良くなったら復活するおつもりがあるかどうかということをお聞きしましたのでお願いします。

町長

この件は担当課長からお答えいたします。

産業振興課長

現況ではあのー補助を出しておりません。えー、その事態がくればまたその様子

を見てその時に検討するものだと思います。以上です。

議長

進行いたします。質問順位 3 番、議席 13 番 遠藤裕子議員。

【質問順位 3 番、議席 13 番 遠藤裕子議員】

1 3 番（遠藤）

それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。最初に県が行っているゼロ予算事業について。予算がないから事業ができない。従来からの常識を捨て、予算の30%を占める職員の人件費こそ最大の事業費、お金をかけないからこそ、知恵と力を結集できる、と前向きに発想することでゼロ予算事業は生まれたものであると県では言っております。人件費を最大限に活用した行政サービスを県民の皆様にお届けしています。4年目を迎えたゼロ予算事業、568事業を実施をしてきたということでもあります。平成18年度は、これまでの最高の243事業を実施をします。ということでもあります。職員みずから汗をかき知恵を出していくゼロ予算事業、財政の厳しいわが辰野町行政としても参考にしていく部分があるんじゃないかというふうに思っておりますがいかがでしょうか。

「広報ながのけん」54にもいくつかの具体例が掲載をされております。また県のホームページにも簡単な内容が全部載せてありましたが、わが町としても参考になるかなと思われるものもあります。その一つは、「信州での『田舎暮らし』をご案内、最後まで私が面倒を見ます。」「『都会離れて信州で暮らしたいな...』と全国から寄せられるご相談を一手に引き受ける、『田舎暮らし案内人』が誕生！お一人お一人に情報を手渡ししながら、素敵なお手伝いします。都会のご友人にもお知らせください。専用電話」が書かれております。これは、県農政部技術職員の方が責任をもってご案内しますというものであります。

また、「ちいさな命を守るために！子どもの目線で道路の危険箇所を実施をします」「道路の点検は毎日、パトロールを専用車でっております。『でも、子どもと同じ目線に立たないと、本当に危険な場所がわからない...』、県職員の発案で、子どもたちと一緒に歩き、意見を聞きながら行う通学路パトロールも始めています。」というもの。

もう一つ、これは農業改良普及センターの女性職員の方で、学校給食に地域食材をとゼロ予算事業に取り組んできたというもので、初めは、「『営業に回ってどうということ？』と反発をしてきた私たちですが、『子どもたちに最高の給食を！』との熱意への意欲が大きく変わりました。」これは、「『給食に地域食材を届けるため、小中学校を営業に回ってください。』こう言われたとき、農政部の私たちは、何で私たちがやらなければいけないのという疑問を持ちました。しかし、『子どもたちに最高の給食を！』と頑張る農家の方々や栄養職員、調理員の皆さんと膝を交えて話し、一緒に汗を流すうちに、自分たちも同じ気持ちになり、次の目標は、給食の3要素『にんじん・じゃがいも・たまねぎ』を地元産で安定供給することです。」そして「み

んなの知恵と汗でこんな成果！」という、県内600のすべての小中学校19万2,929人の児童生徒の学校給食に地域食材の導入が実現したということであります。そしてこの取り組みを支える農家の皆さんのグループでも全県下に広がり、平成15年、農政部の女性職員が営業開始をしてから3年間で15倍の103グループに増加したとっております。

以上3件について県の取り組みを紹介しましたが、県がいわれている568事業全体を見ても、町では既に取り組んでいるよというものもあるし、ゼロ予算事業と強調していてもどこがゼロ予算事業なのか、理解できない部分も多くあります。お金をかけなくても事業はできるというものは、職員が意欲をもって力を出し、「ずく」を出して、住民の要望にこたえていくということだと思います。先に述べました3件については、我が辰野町でも参考になる部分があるんじゃないかと考えますが、町長、県の行っているゼロ予算事業について、どのようにお考えになれるか、お伺いいたします。

次に悪質商法や架空請求から町民を守るために。5月は消費者月間であり、県内5カ所にある消費生活センターに寄せられた相談状況がまとまり発表されたわけですが、16年度に比べれば25%と大幅に減ったとは言われておりますが、悪徳商法や架空請求などの手口は巧妙になってきており、引き続き注意をするように呼びかけております。岡谷の消費生活センターのまとめたグラフを見ますと、1番多いのが葉書などの架空請求、次が電話情報関連の不当請求、3番目はインターネット関連不当請求、4番目には住宅関連、そして金融関連などとなっております。

前より減ったとはいえ、私自身、近隣のお友だちなどにも、架空請求のはがきが来たという人は何人もおりました。私にも葉書が来たのは去年でしたが、全く身に覚えのない、25万くらいだったと思いますが未払いになっているという架空請求の葉書がきました。何が未払いなのか、もちろん未払いになっているものの内容など何も書いてありません。腹が立つやら怖いやらで、とつてもいやな思いでした。はがきを読んでいくうちに、身に覚えがなければ連絡をするように、未払いのための訴訟を起こされている。至急、弁護士事務所に電話をするように、その事務所は何番と電話番号が書かれてありました。いろいろのことが理屈ではわかっている、とつても不安になり、町の町民課に葉書を持っていきました。そして見てもらい、絶対に電話をしないように、電話をしなければならぬというときにはこちらでしますからと言っていた、本当にほっとする思いでした。そしてそれ以降別に何もありませんでした。

さらに、今は不安をあおる手口は巧妙になり、必ず自宅を訪問する、全国の同胞と呼応して徹底的な対処手段を講じるなどの脅迫的な文面もあり、電話をしてみると、弁護士と名乗る人から言葉巧みに裁判費用、弁護士費用、示談金などの名目で請求されるという手口も増えていると聞きます。実際に、「　　さんは200万円も引っかかってしまったよ。」と複数の人から聞かされ、お互いに気をつけなければならないと思います。それから身近でよく聞くのは、電話によるオレオレ、振り込め詐欺です。4月に私も電話で、「おばちゃん、甥の俺、わかる？」「わからないよ、

だれ？」って聞き返しましたら、返事もせずに電話を切ったということもありました。

消費生活センターの話だと、年齢的な傾向は10代から40代まではインターネット、電話関連の不当請求が多く、60代を中心に比較的高齢者の世代では、葉書による架空請求が多くなってきているということです。また女性は、マルチ商法という、もうかる、サイドビジネスになるなどと言って商品を買わせたり、「あなたもやってみませんか、もうかりますよ。」と仲間に誘い込み組織を増やしていく、よくいわれる「ねずみ講」みたいなものだと思います。その他にもキャッチセールス、これは路上で、「アンケート調査などに協力をしてください。」と言って、喫茶店や営業所に連れ込んで商品やサービスを契約をさせる。またSF商法という、安売りや無料配布の名目で人を集め、閉め切った会場で雰囲気盛り上げ興奮状態にし、最後に高額な商品を買わせるという、辰野町の中でも行われている所もあるというふうにいわれております。いずれにしても、比較のお金も暇もある高齢者がねらわれやすいことです。町民の誰もがこのような被害に遭わないため、今までも有線放送などで昨日も一昨日もやっておりましたけれども、注意を呼びかけていくことは必要であると思いますし、これからも町としても月に1回とか定期的な呼びかけを行うことが必要だというふうに考えます。また、老人会の会合の時などにもお話をして口コミで注意を広げていくことが必要なことではないかというふうに思っております。突然、考えたこともないような架空請求の葉書が来てしまった場合は、1人で慌てて判断をしないで、まず信頼できる人に話しをしたり、警察とか役場、消費生活センターなどに相談をする、電話番号も徹底をさせておく。町は、町内の金融機関にも協力をお願いして大変難しいことではありますけれども、そういうことを防いでいきたいというふうに思っております。このような悪質な問題はだんだん巧妙になり、対処方も難しくなっております。あらゆる機会をとらえて、さらなる啓発が必要と考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。以上壇上から質問を終ります。

町長

それでは質問順位第3番の遠藤裕子議員の質問にお答え申し上げます。県の行っている予算ゼロあるいはゼロ予算事業ということでございまして568項目ぐらいあるようであります。ただあの一、非常にこれ結構なことだと思いますし、智恵の一部の結集である、全部じゃありませんけれども、一部の結集として予算ゼロでもできることはやってこうという、こういう表れで非常にあのいいことだと思いますし、参考になるところもあります。ただちょっと感覚の違いも実はありましてね、例えば施設などの、県の施設などの例えばですよ、雪かきを職員がする、あのなんですか、このゼロ予算事業でね。市町村はこんなこと当たり前のことなんですね。新にそうやって出していいのかなと思われるぐらいだんだんこの一国民と離れてくにしたがってですね、今度国の人たちがなんか出してったらびっくりするほど一杯出てくるんじゃないですかね。こんなことやりましたって喜んで。こんなことは今ごろやるのかっということも中にはありますが、いいこともあります。コンシェル

ジュということであの各市町村へ県の方のあの相談役ですね。相談役ってというかコンシェルジュってというのはなんかホテルにいてホテルの概要が全部飲み込んでいるような案内人。ただインフォメーションにいるお姉さんとかお兄さんではなくて、いろんなあの詳しいですからまあ、一応の大きなホテルでいくと部長格以上位の方がコンシェルジュとして案内人としている。というような格の人を県も市町村へ2名ばかり派遣をしてくれていますが、利用によって来てくれる訳ですが、これは県の職員が一部入っていますのでこれはコンシェルジュでいいと思います。ただ、コンシェルジュとして民間から雇っている方もいるわけですね。あの一、部長格待遇だそうですね。部長格待遇の給与を払うようです。そうすとその事業はゼロ予算であってもわざわざそのために雇われた人の給料ってのは県の人件費から出てるわけですから、これはゼロ予算とっていいのかなーと、ちょっと首かしげる我々が分からないところ、分からないっていいですか敢えて分析するとですね、そんなことはどうなのかなと疑問に思うところも若干あることはあります。ということもあります。えー、今お話がありましたけども農政部の人たちが「こんなことなんで我々がやらなきゃいけないのか。」というようなこともあったと。しかし、忙しい時とかですね、それは組織横断的に忙しい課へ、あるいは忙しい部へ応援に行く、これ辰野町やってますよね。ドンドン。えー、税込、あの滞納整理なんかの時期になりますと各課あげて場所決めてですね行くとか。それであの例えば辰野町の課の人が何でこの課でこんな事しなけりゃいけないだなんていう人は1人もいませんよね。だから定着して当たり前になっていることも中にはあります。尚また県がこうするよ、ゼロ予算でこうしましょう、といったのは県だけでやれることもありますけども、市町村に絡んでくることが一杯あるわけですね。そうするとそこへ案内して大勢あの連れてらっしゃい、県の方では無料でもって子どもたちを見てあげましょうとかですね、夏休みにはこんなこうだと、連れてく市町村は今度、バス代から何からみんなかかるわけですね。ということで、ゼロ予算が本当のゼロ予算のままでいくのか、例えば辰野町でいくと辰野町がゼロ予算事業を始めた、はい区の方へ皆さんどうぞ連れてきてください、じゃ美術館を無料化しますと、何日間、区で小野の皆さん連れてくる、連れてくる予算はその区でもつわけですか。あるいは学校でもつんですか。というような形になって、なかなかこれ難しいとこであります。しかし、ゼロ予算事業もやらないよりはやった方がいいと思っています。辰野町の場合もあの資材提供などを区の方に一緒にやって。これゼロ予算とはいいいませんが、これもやっぱり智恵の結集だと思います。まこう言ったら協働、協働が全てじゃありませんけど、協働の一部としてご理解されて少ない予算で効果的に少ない予算で多くの事業するにはそんな方法も中にはあると。ベストだとは思ってませんが、そんなことも考えております。えー、結局辰野町の場合もあの文書配布なんか今、いちいちこのあれですね、切手貼って出すばかりでなくて職員が相当配ってるのもありますよね。これもゼロ予算事業の一つだと思ってます。ですからあの町は当然当たり前だと思ってやっていることはたくさんありますが、こういう時ですのあまりお金を使わなんでもできることを何とか考えて、ということで智恵の

智恵のま、さらに結集を精査してやってきているところですが、なおまた県の方でいいことは町も取り入れていきたいと思いますが、総務課長の方からもあのお答えをもう少し詳しくしてみたいと思っております。

次はあの消費生活関連で悪質商法とかいうことであります。ご指摘のとおりで大変にあの由由しい問題でどういう、これは悪い知恵者ですね、悪い知恵者が善良な国民を相手にそういったことが行われているわけで、昔は俺々詐欺って今ご指摘のとおりであります、今あの融資保証金の詐欺とかですね、架空請求おっしゃっているとおりです。誘拐擬装ですね、誰か連れてっちゃった。学校にいるのに。もう大慌てですからすぐお金を振り込まないと、ていうようなことですね。それとかまた、いろんなケースがあるようではありますが、長野県全体では平成 16 年、17 年でそれぞれ 5 億、6 億くらいの大きなお金をあの皆が合計しますとね、被害にあっているようであります。岡谷警察署管内でも、あるいは伊那警察署管内でも 5,000 万とかですね、3、400 万とかまあその事件によって違いますけども、確かに被害が一杯出ております。それで辰野町の役場に対しましては、これはあのご承知であります、この中の 1 カウントはあの、町議さんかなーと思えますけども、訪問販売では 2 件、SS 催眠商法で 5 件、それからあの送りつけ商法で 1 件、その他問い合わせ 11 件、合計 19 件ぐらいの相談を受けてます。えー、ま架空請求も中にはまた 18 年では 18 件も出てきております。ま、そういったことで非常にあの由由しい問題でありますけども、まずこれ一番大事なことはすぐお金を送りなさい、そうしないとえらい目にあいますというようなことは、直ぐ送らなくてそして家族とかですね、あるいは知人やなんかに相談すること、ちょっと冷静になってみることに、それからやはりあのー、間髪入れて、入れちゃうとまずい場合もありますのでまずは警察署ですね、やっぱり法律でもって国家権力の中で行動しやすいところ、しやすいし調べてくれる、捜査権のあるところ、そこへまず連絡することですが、いずれにしても行政でも相談にのっております。この辺は、飯田の消費生活センターがありますし、ついこの間も去年でしたかね、岡谷へも出来ました。岡谷のララ岡谷の中ですが、これも消費生活センター岡谷ということで地域的に県も置いていますので、それ以外に辰野町の役場の住民税務課生活環境係、まそこまで言わなくても住民税務課へ来ていただければ、対処してご相談に応じます、応じたいとこんなふうに思っています。えー、またその他あの悪い知恵は一杯出るようでありまして、ハイテクを使ったもの、インターネットを使ったもの、いろんなあの手口があって次から次へと後を絶たないわけではありますが、まこういったあの善良な国民を犠牲にするようなですね、こういった事件も早く減るような国になってかなきゃいけないと私も考えているところであります。あと、課長の方からももう少しこの辺も大事でありますので詳しくお答えしたいと思います。

総務課長

それでは遠藤議員さんに今指名ありましたのでお答えをしたいと思います。町長より常々、智恵を出せ、知恵のないものは汗を出せと、こうすることで訓示等いただいて職員もそれに向かって行財政改革の推進計画や推進プログラム等行動計画を

作りまして智恵を出しているところでありますけども、今更にもっとやれと、こういう背中を押された尻を叩かれたようなような感じでありますので更に頑張ってもらいたいとこんなように思います。よろしくをお願いします。

住民税務課長

悪質商法関連についてお答えをいたします。さきほどちょっと今年度、前年度等の数字については町長言ったとおりでありますが、えー、町といたしましても広報通しまして、有線等通じて17年度では約50回ほど喚起放送を各いろいろな情報をいただく中でやっております。また、18年度今年に入りましても7回ほど架空請求等の放送で注意をしていただきたいということで喚起放送をしております。また出前講座等も利用する中で防犯については皆さんにまた周知徹底をしていきたい、こんなふうに思っております。警察署の方でも長野県ではラジオ県民室の番組の中で随時放送をしているということでありまして、岡谷警察署、辰野警部交番でも要望があればあのその他の防犯対策も含め、皆さんにあのお話をする機会を作りたいということではありますが、また金融機関でありますけれど、金融機関は警察の方からあの高額な振込みについては慎重に取り扱って欲しいということをお願いしているところですが、今、あのATMがありまして、ATMの方から振り込まれるとこれは銀行さんの方でもちょっと対応が出来ないということで、まあ、金融機関の中には限度額を設けて振込みがあまり多額が出来ないような形をしているところもあるようですが、そこら辺はまたお願いをしていきたいと思っております。さきほど町長の方からもありましたように、振り込め詐欺については、まず警察の方へ相談するというのが一番の得策ではないかと、こんなふうに県警の中でもハイテク犯罪対策室等も作りまして窓口等開いているようでありますので、そんなことでお願いをしたいと思っておりますし、消費要請、葉書、携帯の有料サイト、ワンクリックとかフィッシング等の相談については消費生活センター、飯田にもありますし岡谷にもありますし、また、住民税務課の生活環境係の方でも取り扱っておりますのでこちらへ来ていただければ、こんなふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

13番(遠藤)

いろいろとご答弁をいただきましたけれども、あのー、ゼロ予算事業については本当にずっと5百何項目あの簡単に書いてあるホームページのものを見せてもらったわけですけども、「我が町はとっくにやってるよ」というようなものも多いしあれー、あの県の『広報ながのけん』やなんかを見ていると県の広報の仕方といいですか、宣伝の仕方がうまいのかなーというようなものをよくよく感じるものであります。で町の職員の方たちも町民のグループとかそれからグループを担当している人たちは土曜であろうと日曜であろうと行事なり会合がある場合は、出てきて一生懸命皆さんと一緒にやっていることもありますので、あの町の人たちがいろいろしてないってゆうことではありませんけれども、あのー、今後やっぱり町民の一人としてこれからも地域においては役員の人たちと一緒にあって皆の先頭に立って汗を流していただく、こういうことを見ていてあー辰野町の職員も一生懸命頑張ってい

るんだってというような感じをあの一町民の皆さんにもってもらいたいなっていうものを思っておりますし、今までもそれは一生懸命やっている職員の方もありますからこれからも是非その全職員が町民の信頼を得られるような活動をして欲しいということは要望として申し上げたいと思います。

それから振込め詐欺についてでありますけれども、私たちがあの聞いている以上に多くの人にその電話が来たり架空請求の葉書が来ているってということが、いろいろ聞いてるうちによくよく分かったわけです。特にあの、お年寄りの方が引っかかりやすいついていう問題もありますので、これは是非老人会の会合に行ったり地域の中でも、町の中でもそういうもので口コミで広げていくことが必要かなというふうに思っております。またあのさきほど、住民税務課長が言われましたようにこれからも出前講座にも応じたいっていうふうなことでありましたけれども、あの、私たちもこの振込め詐欺の問題については、あの町の公民館講座「いこる」の中で8月に消費生活センターにお願いをして公開講座を開催をして行きたいというふうに思っております。ですからこの時はまた議員の皆さんにも聞いていただきたいと思えますし、公開講座ですからそしてあの土曜日で行うわけですから町の職員の方にも聞いていただいて、できるだけこういうものを皆で防いでいきたいものだというふうに考えております。以上です。

議 長

答弁はいいですね。はい。ただ今より暫時休憩といたします。なお再開時間は 11 時 40 分、11 時 40 分といたします。

休憩	11 時 25 分から
再開	11 時 40 分まで

議 長

休憩前に引き続き再開をいたします。質問順位 4 番、議席 10 番 福島英雄議員。

【質問順位 4 番、議席 10 番 福島英雄議員】

10 番（福島）

おはようございます。通告致しました辰野町中心市街地活性化構想について質問をいたします。気のせいかもしれませんが、近頃新聞等の報道において、各地の中心市街地活性化に関連した記事が、かなり多く取り上げられていると感じています。つい昨日も、長野日報は、伊那市の中心市街地のにぎわいづくりを目的とした事業の取り組みを取り上げていました。また、信濃毎日新聞は、その一面で、善光寺門前の表参道に当たる長野市中央通りの商店街の活性化活動に対して現在の難しい状況を紹介していました。長野市も伊那市も両市共に、市街地の空洞化や空き店舗の増加が進む状況下、将来的に確実に予想されている人口減により、そうした状況がさらに進行し悪化するのは、との将来に向けての危機感が背景にあるものと思われれます。このように、中

心市街地の活性化の問題は、今、多くの地方自治体にとって大きな共通の課題になっています。

ここで現在の辰野町の商店街に目を向けてみたいと思います。空洞化やシャッターを下ろした空き店の増加、あるいは意欲のある後継者不足等非常に深刻な状況にあることが心配されます。これは今に始まったことではなく、ここ 20 年来ずっと心配され指摘されてきたことであります。

これらの現象に対して政府も町もただ黙っていたわけではありませんでした。政府は平成 10 年に中心市街地活性化法を制定しています。これは、空洞化の進んでいる中心市街地の活性化を図るため都市計画法、大規模小売店舗立地法の 2 法と合わせて、いわゆる「まちづくり三法」として、地域の創意工夫を活かしつつ「市街地の整備改善」「商業等の活性化」を柱とする総合的・一体的な対策を関係省庁、地方公共団体、民間事業者等が連携して推進することにより、地域の振興と秩序ある整備を図ることを目的としたもので、各地で TMO などを立ち上げて進めてきたわけですが、地方都市においては空洞化の進行を止めるということは至難の業で、はなはだしい衰退が今地方都市の現象となっている現実に対して、政府は今回従来の「まちづくり三法」に修正を加えた「改正まちづくり三法」なるものを出してきたのであります。

さきほど触れました国の施策として最初に国が出してきたまちづくり三法なる法律の成立の影響があったのかもしれませんが、中心市街地商業等活性化基本構想が日本各地で策定され、我が辰野町もその頃、平成 13 年 3 月、「人が集う 明るい豊かなくらしづくり」を副題とした「辰野町中心市街地商業等活性化基本構想」を策定しました。

今回私が取り上げている辰野町中心市街地商業等活性化基本構想は、今から 5 年前の平成 13 年 3 月に辰野町第 4 次総合計画と同時に策定されています。そして、現在は平成 18 年から平成 22 年度を期間とした辰野町第 4 次総合計画の後期基本計画に沿ってまちづくりが進められているのであります。その第 4 章の「21 世紀に伸びる産業」、第 2 項の「特色ある商工業の展開」には「主な具体的な取り組みとして、中心市街地活性化支援事業(空き店舗利用や市街地における活性化の取り組みを支援する制度)、中心市街地商業等活性化基本構想の推進等があげられ、今後この構想に基づき関係者による協議会の設立や計画策定が課題です。」と取り組む姿勢が明確に示されています。

私は、つねづね「商業・農業・工業の産業力は地域の活力、地域の活力は基本的には産業力。そして、その産業を担うのは、そこに住む町民の力である」という認識を持ち、地域の産業の育成と振興、そしてそれらを可能にする人づくりを訴えてきた者として、辰野町の商業の振興を図るとしたこの構想の実現に心から期待をしてきた 1 人であります。

本構想は、計画期間を平成 13 年度から平成 22 年度までの 10 年間とし、今年度はその後半の 5 年、中期に入るとしています。しかしながら、どうでしょうか。辰野町においてこの構想は進展しているのでしょうか。

そこでおたずねしたいと思います。辰野町中心市街地商業等活性化基本構想に対して行政は何をどのように取り組んできたのか、その経過と進展状況、現時点での評価、そして今後の展開の見込みについて町長の所見と担当課での認識をお話し頂きたいと思ひます。

国の施策としてのまちづくり三法制定にもかかわらず、日本全国ほとんどの地域で、閉店が相次ぎ「シャッター通り」と呼ばれるような地方都市における中心街の衰退に歯止めをかけることができない、そのような状況から、国は、先月5月末の31日に参議院において「まちづくり3法」の見直しとして「改正中心市街地活性化法」を成立させています。すでに成立している改正都市計画法と合わせて、国による「選択と集中」の強化を目的として、内閣に中心市街地活性化本部を設置、市町村が策定する基本計画を認定する仕組みを新設、商工会または商工会議所等により組織される中心市街地活性化協議会を法制化し、多様な関係者の参画による取組の実現を図り、

中心市街地のにぎわい再生に意欲的に取り組む自治体への支援措置を拡充する。というもので、特に土地区画整理事業の換地特例の拡充、中心市街地共同住宅供給事業の創設、大規模小売店舗立地法の特例の創設、共通乗車船券の特例の創設等を行うとしています。

実は、今回のまちづくり三法の改正により非常に困惑しているところが全国に幾つもあると聞きました。それは、従来のまちづくり三法により中心市街地の活性化を積極的に進め、TMO等によりある程度まちづくりに成功してきた所にとっては、この度のまちづくり三法の改正により活動のよりどころとしていたはしごを突然外された形になってしまったからであります。このように積極的に取り組んで成功してきたところは困惑しているのですが、皮肉にも展開が遅れていた辰野町にとっては、この改正まちづくり3法の成立は、この新たな制度を有効に活用し町を挙げて取り組む絶好の機会を再度与えられたものではないかと考えます。もしかしたら、辰野町の商店街再生の最後のチャンスかもしれません。

私たちは現在を生きる辰野町町民として、私たちが先人から受け継いだこの地域の繁栄を現在の行いを通して町の将来に受け渡す責任があります。町長の力強いリーダーシップの下、行政そして担当課において、辰野町商工会や辰野町で商店を構えている人々と一体となった取組みが今望まれていると強く訴えたいと思ひます。町長、担当課長の答弁をお願いしたいと思ひます。

町 長

それでは引き続きまして質問順位第4番の福島英雄議員の質問にお答え申し上げます。辰野町の中心市街地の活性化という形でございます。歴代多くこの様相を良しとせず頑張っているんな計画を立ててやってきたことであります。私の代になりましてもTMOということで、タウン・マネージメント・オーガニゼーションということで商工会の皆さんや委員の皆さんや商店街の皆さん、また消費者の代表の皆さん方と共に審議会を進めある一定の構想なども作ってきたわけであります。し

かしこれ非常にあの構想的にはすばらしいもの出来まして今ある道路なども使いながら一部へプロムナードって言いまして遊歩道を作るとかですね、交差してるとこへはあのパティオって言うんですけども中庭、ちょっとした休憩できる中庭、小公園、小遊園地のようなものもちょっと置いてみる。そういう中でお客さんが来て、そしていろんな買い物したり、休憩したり、中にはそこでオブジェって言いますか、例えば1つの例としてはこの芸術的ななんかこう銅像でもですね、銅像でも何でもいいですからちょっと置いてみたり、少しずつこう入れ替えたりと、こんなあの夢みたいな構想は作られてきたわけでありまして。早速これを実施というような形でありまして、非常にあの難しさがこれ全国的にあるのは、構想は構想でこういったものを作ってといて夢っていうような形、方向はいいんですけども、その商店街の皆さん方が住居とま、その下がお店で上に住居ということですから、例えばもう後継ぎがいなくてこの商売しないというところであっても、そこを例えば空き店舗対策事業というのでも展開して町も国からの補助を得て応援をしますということも大分流したわけですが、まシャッター閉めてあるけども、そこへ来て必要な人が入る、他の人が入る、よりもまあまあ閉めて息子たちもどっかへ勤めたから、ここで暮らしてというような形の中で、結局私有財産、現在の止めてく商店街の中の私有財産と、ま、その中で同居しているわけでありまして非常にこの難しさがありません。1丁目で1店舗成功した例もあって現在も続いているわけでありまして、ま、その中へミックステナントということで1店舗あってもその中へ複合的に他の店も入ってきてもらってという構想も出したこともあります。ま、非常にあのその辺が難しいわけでありましてチャレンジショップ等に対しても補助金出すから商工会を通して誰かやってみないかと、募集もかけてみたこともあります。また、一時的なフリーマーケットでもやってくれないか、辰野高校の皆さん方が年に一遍やってくれるとかいろんなことはありますけども、やっぱり継続的、にということとはなかなか難しい。それから朝市場、あるいは昼市場、夕市場でもいいんですけども、農作物の販売などもある店舗をお借りして、まその適宜ですね、毎日じゃなくとも、ある時にこう展開できないかと。人が集まってくる。集まってくるとこう相乗効果で他の店へも足を運んでくれるだろうと、いろんなことをやってみたんですけど、なかなかこれが乗ってこないというのが現状であります。新しい広い所へポンと作るならいいですが、今ある規制の所へもってって、それぞれのお店の事情がある中へやはり1つの構想を入れて事業展開、非常にあのそこに温度差が出てまいりまして、さりとて、これはあの1店舗2店舗だけで効果が出るもんじゃありませんので、全体を一つのゾーンですね、ゾーンにしてくというような形の中で、構想も立ってあります。これもあの、最初はまあ入る方はエントラスゾーンということでしょうけども、商住の融合ゾーン、さきほど言ったように商売と住居と融合しているとか、あるいは出会いの交流拠点とかですね、駅前あたりを、賑わいの商業とかですね、複合居住ゾーンとかですね、複合ですからいろんな居住も入ってまいりますし、工場なども入ってきますけども、まそんなようなこと。それから地域商業ゾーンとか、交流の場、さきほど言ったようなことでもあります。こんな総合的なこう展開で、やはり宮木の湯舟の下ぐらいからずーと下辰野まで万歳橋をつないでいく

方向、あるいはまた、警察署の前の所からずーと四丁目へつないでいく方法。それから大橋通りを抜けて平出まで交差点からあの辺までも結んでいくゾーンなども様々考えられております。これを捨てたわけじゃありませんけども、なかなかその、まあちょっと叩けど踊らずという部分も太鼓叩けどという部分がありまして非常に至難であります。さりとてあの、そこに居住してお店やってる人たちにとっては、これは一生一代の大事業にもなりますし、また大影響を与えることになります。そこに自分の資産も財産もお持ちのわけですから、そこをどう展開するかと、そういったことの中でなかなかこれがうまくいかない。これは辰野だけじゃなくてあちらこちら全部そうではありますが、ま、それで駅前区画整理なども一つの導火線にして、という形の中でありましたけども、これがまた県の方が外せるなんて言ってみたり、実際行ってみたら全然外れないとかですね、下水道もまだ入らん状況でありましたから、とりあえず既存街路へ下水道を入れると二重投資にならないように。したがって、次に駅前区画整理をやる場合に下水を入れ替える場合はオール自己負担でやってもらうようになる。町が、町がですね。町と住民が要するに国県の補助はもう1回使ってしまうと二重には取れないという意味でありますから、そういうふうなことも考えて進めなきゃならないということで、非常に町としても悩みの種であります。今後はですね更に飽くなき構想の進展ということでありますし、たまたまあの今、議員ご指摘のとおり国の方も何で日本の中心商店街が寂れたろう、あるいはまた、どうしてそういうところから消費者の皆さんが離れてしまったんだらうかと、いうこと、いろいろ問題点があるかと思えます。しかし一番大きな点は大型店が郊外に出てしまったということでありまして。それに対しまして今度規制が入りまして、大型店は郊外に出来ない法律を作ると。作るんであればやっぱり商店街の中に来て土地は高いだろうし場所もないだろうけども、あるいは買ってもらうなりしてそこでやりなさいと。ある一定の間隔以上離れてはだめだと。まさにモータリゼーションだけの中で自由にやらした結果がまこりゃ自由の国ですからしょうがないんでしょうけども、商売の自由ですけども、ただ結果的には商店街が寂れる結果になった。寂れっぱなしでいいのか、って言うといつも言ってますとおり、モータリゼーションって人間何歳なっても運転できるわけじゃありませんし、高齢社会を迎えた中でそこまで行けない人たちも出てくる。ということ。そうすと、やはり懇切丁寧に説明商品は説明してくれたり、配達してくれたり、あるいは新しい商品があったら説明に出前にそれこそ来てくれるようなところ、あるいはまた、高齢者の皆さんと話し合いの一つの時間帯も作れるような商売、また見直されてきているわけでありまして。そういう中で手遅れにならないうちにということでやっておりますが、大分空店舗も出て、辰野町も大変な心配を実はしているところでありますが、また商工会の皆さんと手を組みながら、また専門的な必携指導員もいますのでそこと話しながら頑張って空洞化対策空家対策事業、再活性化事業、などの導入で推し進めてまいりたいとこんなふうにも思うわけでありまして。今の状態では駐車場いくら無料化してみても来る人が来なければ駐車場がないから来ないっていう部分も若干はあるんですけども、あっても来ないという現状もまた片やあのそういった原因も出てきております。早くしないとほんとに日本中の中心商店街が本当に困

ってしまって結果的には国民が困る状況に追い込まれる。日頃の消費生活の中でというふうにも考えられます。やはり歩いて行ける範囲内にはやはり例えばあの、ようするに辰野町の中心商店街ばかりでなくてもですね、例えば団地があってもああいう所に商店が少しはあって歩いていける範囲内にも商店が必要だという意味であります。ま、エコープとかいろいろなところで各地にもありますけどもそういった所も大事に守りながら、ま大型店、大型店行くのは自由でありますので、していかないとあの消費動向だけに乗っていると結果的には消費者が不便になるという結果がもう如実に現れている現状であります。えー、ま、同時にまた辰野の場合は交通の便が非常にいいものですから道路問題まで別としてあのー、結果的には非常に外へ出て行ってしまふ。というふうな現象もありまして、できるだけあの、テレビでも流しましたけども、「お買い物は辰野町で」というふうなこと。これだけ大型店が揃ってくればできるだけ買えるんじゃないかなと思いますけども、中に入らないものは別として例えば土日は辰野の商店の大型店、中型店、小売店全部入れてですね、売上が落ちるっていうんですね。あるいはまた、連休にはほとんどお客さんが来ないとかですね、その逆のような町になっていかないと、これからはいけないだろうというふうに思っております。えー、なかなか決定打がないものですから非常に難しいわけではありますが、あの、全部を網羅すれば一番いいんですが、1軒ではだめですが、やっぱりこの部分、ですね。一つのブロック毎に出来るような所があれば町もお手伝いして皆と一緒にまた商店街活性化は更にまた進めていきたいと、またさきほど言いましたあの郊外に大型店が出来ないような法律も出来た。に合わせて議員ご指摘のような新しい法律もまた出来てくるわけありますので、それらを加味し相乗効果を狙って、また商店街の発展頑張ってもらいたいとこんなふうにも考えているところであります。なお、空き店舗等も有りますので、ま住んでるからやだというお店も多いんですが、いいよってという所に対してはですね、やはりアイデアを住民の皆さんからも公募して「いいアイデアないでしょうか」と、いうようなことで、中に取り入れられるような素晴らしいアイデアもあろうかかもしれません。同時にまた、空き店舗に対して貸し出しを、こりゃあの町が仲介して斡旋するちゅうわけにもいきませんが、紹介は出来ますので、商工会などといっしょになりましてチャレンジするような方、あるいは辰野へ出たい店、全然ゼロとは思いませんので、どしどし紹介をしていく。後、そこに住んでる商店の皆さんにどのように了解と理解をしていただくかということが多少問題になってまいりますけども、「いいよ」っていうところに対しては積極的にその辺も進めていきたいと、こんなふうにも思っているところであります。ただサイクルが非常に短い場合も多いようですね。2、3年やっても止めてしまふ。また次の方が入ってくる。これでも活性化はその間してるわけですから、中に定住的にずーと恒久的にやるような商店も現れてくるというデータも出ているようでもありますから、その辺も含めて頑張ってみたいと。以上であります。あ、課長の方からもう少しお答え申し上げます。

まちづくり政策課長

今回の中心市街地活性化法の三法の改正につきましては、今まで事業の中心を担っ

てまいりましたTMOから市町村の基での関係機関による協議会を設定し計画を策定することとなっておりますし、今までは主に商業振興の立場から中心市街地の活性化がうたわれていたところでございますが、今後商業振興の他に住宅ですとか、あるいは医療機関、駐車場等総合的に含めた計画を策定することとなっておりますので、そんなあの改正を受けながら町として取り組みを進めてまいりたいというように思いますのでよろしくお願いたします。

産業振興課長

基本構想につきましては町議さんの指摘のとおりでございます、基本構想のみということで、あのそれについてはなかなか進捗ができなかったのが現状であります。そん中で商工会との協力、係わり等の中で町長さきほど申しましたけれども、空き店舗対策事業、それからチャレンジショップ等については実施を行ってききましたが、なかなか長続きしなかったのが現状でございます。これにつきましては、賃借料等の問題等々があると思いますが、そんな関係でなかなか進まなかったということです。以上であります。

10番(福島)

えー、再質問をお願いいたします。えー、「自らやる気のない商店街については、もうこれ以上いろいろ考えてやらなくてもいい」とかいう意見が町にあることも事実であります。しかしながら、町長が唱える一大居住拠点構想にはそういう場所が必要であると確信しておりますので、ちょっとしつこく質問させていただきます。また、担当課長がこの春変わったので、過ぎたことについて現在の担当課長にちょっと問い合わせるのは少々酷であるような気がしますけれど、この問題は非常に大事でありあの今の担当課長に認識を新たにしてもらいたいということであの質問させていただいております。

ここにある新聞の切り抜きがあります。読ませていただきますと、「魅力あるまちは人々を吸い寄せ、さらに成長する。賑わいのあるまちへといかに再生していくか、そのための枠組みは」今回のこの改正まちづくり三法についてですけれど、「そのための枠組はできた。あとは自治体や商店街、関係者の努力と工夫にかかっている。とりわけ、まちづくりの視点からの、将来を見据えた自治体の強いリーダーシップが求められている」というあの記事であります。えー、私はそのとおりではないかと思うわけです。さきほど、まちづくり政策課の課長から改正まちづくり三法にのっとって取り組んでいきたいという前向きの話がありましたのでそこを是非お願いしたいと思っておりますけれど、もう一つ私がここで指摘したいのは、このような立派な構想がありながら、TMOもできていない、それから具体的な計画も出来てこなかった。それについてもう一度その経過を状況を、難しさはわかりますけれどどうしてそのような状態で5年か、5年ほっとかれてきたのか。そこをお聞きしたいと思います。

町長

詳しくあるいは他のことは担当課長の方からお答え申し上げますが、一応総体的に自治体のリーダーシップということもとても大事だと思っております。ましてあの、やはりさきほど言ったようにですね、ある程度の乗って来れるような具体案、

財政、財源もやっぱりそんな中へ導入していかないと、ただあのリーダーシップといわれましても方向性だけ示すんではもう構想と同じだと思っていますので今後の課題として財政も見ながら検討はいたしますが、ただあの今までほっといたんでなくて、調査と少し入ってみたんですね。入ってみたけど、なかなか残念ながら非常にさきほど言ったような難しさが先出てきちゃって乗ってくる方が商店街の中にですねあの少なかった。例えば、空き店舗、空いてるんだけど貸せないとかですね、そういった先に閉鎖されるようなことがあって少し遅れたということもまだこれまた事実であります。その辺で更にまた検討をいたしますし、まちづくり三法に対しては当然この積極的に導入、前にあの中心市街地活性化事業というのが国から出てたんですね。それでTMOなどの構想を作り出したんですが、なかなかそれだけでは、ということで国も気が付いてまた次の手を打ってきたんだと、こんなふうに思いますが、日本中ほんとに商店街、中心商店街がひなびてしまうということは大変なことであるというふうにも政府の方も認識されてきたんじゃないかと、こんなふうに思います。なお、めげず頑張っている所に東京巢鴨の地蔵通りというのがありまして、前にもお話したかと思いますが、とげ抜き地蔵さんがあるところだそうです。ここはもう専門店化してどういう専門店かっていうとお年寄りの専門店、全部がそういうふうにして、食べ物から始まって、しつこいものでなくてあっさりしたものとかですね、着る物にしてもなんにしても、もうモンペまでです。お年寄りが見やすいような値段は下げ札を、昔のように黄色い紙をもって大きくはっきり書いとくとかですね、それぞれ商店街皆協力してその方向になり、店の中歩いても外歩いてもちょっと疲れたら腰掛があるとかですね、ちょっとしたあの雨しのぎの所があるとか、そんなことで大成功しているみたいですね。そこまでもって持ち込めれば一番いいですが、もう一つはやはりあの、全体的に把握できなんでも各商店街一軒一軒のその大型店と同じように全部揃えるって無理ですから、そのジャンルですかね、ジャンルって言うんですかね。チャンネルですかね。普通商業用語ではチャンネルって言ってますが、そのチャンネルに関しては大型店以上に揃っている。この専門化ですね。全部じゃなくても、というような考え方の中で商店の皆さんにも投げかけてはいるんですけども、あのそのことを更に進んで頑張りたいと思っております。同時にくだいようですが、さきほど言ったようにお店のある人が、前にも言ったかと思いますが。出歩いて普通のただ何ですかね、行商サービスだけだと言って今消費者が非常にさきほどの話じゃないんですが、不安に思っただけですが、あすこのお店の方が売り歩いて来てくれたよ、とか、カタログ持って説明に来てくれたよと。一番安心感があるわけですから、やはりお店を守る、奥さんが守るなら、旦那さんがたまにはもうしょっちゅう出歩いている、配達もしてくれる。電話で飛んできてくれる。こんなこともやっぱり大事な商法の一つだと私は思っていますけども、是非一つその辺も含めて頑張っていきたいと思っております。経過他、担当課長の方からもお答え申し上げます。

産業振興課長

町議さんの質問でありますけども、5年間据え置かれたということでございます

けども、これにつきましてはあの、さきほどあのー、町長の方からも話がありましたけども行政とすれば空き店舗対策事業等の中で誘導はしてきた状況でございますけれどもなかなか、乗ってもらえなかったというのが現状ということで、現況においては今の現況どおりということになってきてしまったということでございます。

10番（福島）

そしたら付け加えてお願いしておきます。えー、これはあの行政のある種あの得意、不得意とするソフトの部分だと思います。町民の力を結集してさきほど話があったように知恵と汗を出して、やるという典型の事業じゃないかと思います。是非、担当課、それから町長、ソフト事業の好例として強力に進めていって町民の知恵と汗をまとめていただきたいと思います。以上要望して終わります。

議長

ただ今より昼食をとるため、暫時休憩といたします。ここで議会運営委員長より議会運営委員会の開催をする旨の申し入れがありました。午後1時、午後1時より委員会室にて開催いたしますので委員の皆さんは時間までにお集まりください。なお、再会時間は1時20分といたしますので時間までに本会議場へ入場をお願いいたします。

休憩	12時12分から
再開	13時20分まで

議長

休憩前に引き続き再会をいたします。お諮りいたします。さきほどの一般質問2番小林議員から質問内容について一部不適切な部分がありこれを取り消したい旨の発言がありましたのでこれを許可いたします。

4番（小林）

さきほどの私の一般質問の発言中一部不適切な部分について取り消しをいたします。大変ご迷惑をかけすみませんでした。

議長

進行いたします。質問順位5番、議席14番 飯澤將武議員。

【質問順位5番、議席14番 飯澤將武議員】

14番（飯澤）

ただ今議長から発言の許可がありましたので、あらかじめ通告をしてあります病院経営を取り巻く状況の変化と新病院経営の今後の展開について質問をさせていただきます。私は、辰野病院の建て替えについては、何度かご質問をさせて頂いております。今回、矢ヶ崎町長が建設場所についてのお考えを6月1日の病院運営委員会において「組合飼料工場跡地」にしたいという明確な意思表示をされました。ま

た、本議会への議案もその土地代として3億円が計上されており、最終日に議決をされます。このことを踏まえて質問をさせていただきます。質問に先立ち、私は現状の下では、建設立地としては飼料工場跡地が最適地であると考えていることを述べておきます。

私は、数年前より病院の運営委員会へも議員としてかかわる機会を頂いてきました。この間感じたことは、ドクターをはじめ病院関係者がそれぞれの立場でこの病院を良くしたいという強い思いをお持ちであることを実感してまいりました。歴代の事務長さんも一般会計からの繰入が前提ではありますが、赤字解消に大変努力され成果も上げてまいりました。参考に平成13年の病院事業会計報告書の一部を紹介したいと思います。本年度の一般会計からの繰入金総額は前年度に比べ2,000万円減額の2億7千万円になりました。建物設備の老朽化が進む中補修料、委託料も年毎に増大してきており結果1,812万円の黒字になりました。このように述べております。また、病院経営は非常に難しくなっております。このような状況下で8年続けたの黒字決算により1億円以上あった繰越欠損金は、154万円まで減額されました。経営改善は引き続き行いながら辰野総合病院マスタープランに基づいて地域の保健医療、福祉の分野における活動の中心的な役割を果たしてまいりました。このようにその当時建物更新に向けて関係者が一丸となって努力してきた時代であります。現在もそうでありますけども。このようにして当時からこの問題は長い間、病院問題は論議をされてきたのが実情であります。

しかしながら、関係者の懸命な努力にもかかわらず、毎年2億円を越す繰出し金と17年度の赤字が1億円を超えると予測される事態であります。さらに、厚生労働省の医療政策は、病院経営を一層圧迫するものとなってきております。善意の努力だけで大病院といえども経営が困難になってきております。中小自治体病院の経営は、危機的状態になるであろうと大変心配をしております。自治体病院の経営について「病院を新しくしたから、お医者さんや看護師さんも集まり、患者さんも獲得できる」などということは、もう夢にもないと今から気を引き締めて準備してかからなきゃいけないと思うわけでありまして。経営の体制を含めて、抜本的な改革をしないと、10年、20年後に大変な事態が来ることを危惧されます。辰野病院建設の展開に「療養型病床やリハビリの導入」がありました。その矢先、病床の大幅削減の方針が国から出され、既存の病床さえ削減を余儀なくされるありさまであります。

そこで、まず第1項の厚生労働省のこの度の「医療制度改革」と病院運営への影響についてお尋ねいたします。昨日の国会で、医療制度の改正案が、自民公明の賛成で成立をいたしました。この制度改革の概要とねらいを、どのように矢ヶ崎町長がご認識をされておられるか、町長は様々なところでコメントをされておりますが、この場でもご認識を、述べていただきたいと思います。また制度改正の影響が今後の経営にどのように出るのか病院当局のご見解もお尋ねをいたします。後の質問者とも重なりますので、概括的な答弁をお願いいたします。

その前に、私の認識を述べさせていただきます。国の医療制度改革のフレームの1つのポイントは、現在の医療費の総額32兆円が2025年には56兆円になると計算

されております。政府は医療費の伸びを経済成長率の範囲に抑えたい。その為に、診療報酬の引下げ、患者の窓口負担の増額、診療抑制など、国民と医療機関に負担と痛みを押し付けようとしているのが「医療改革」の中味であると思います。単純な診療報酬の切り下げだけでなく、報酬体系の転換に踏み込んできております。「出来高払い制」から「定額払い制度」であります。同じ疾患なら効率良く、少ない材料で、早く直して退院させれば、利益が出るという仕組みであります。合理的な診療体系の一層の推進が急がれます。例えばクリニカル・パスの導入と活用も考える時ではないでしょうか。

もう一つ、「社会的入院の解消」であります。ここで打ち出されたのが介護保険適用分の13万床の全廃と健康保険適用の医療型25万床を15万床に削減するものあります。行き場を失った「医療難民」が社会問題となります。つまり診療報酬の体系を体系変更と、医療としての受け皿を小さくするという事で医療給付費を強引に減らそうとしております。この改革の是非はさて置いて、この事態に対応するため、診療機関・自治体・地域が連携しながら対応する仕組みが一層急務となります。特に、病院経営には「経営の概念」を導入し、幹部の人材の配置も長期的で、且つ専門的に経営方針に対応する必要があります。院内の各組織が、方向性を持って日々改革に立ち向かえる組織体となる必要があると私は考えるのであります。

次に、近隣の医療機関の新展開と新病院への影響についてお尋ねをいたします。病院の建て替えを検討してきた数年間、特にこの1、2年の間に、周囲の状況は著しく変わってきております。私が思いつくだけでも、伊那中央病院の新築と収容能力の大幅な拡大。箕輪に生活協同組合の病院の新設。春日街道には今民間の外科病院が新設中でありまして。更に岡谷病院と塩嶺病院の経営統合と市街地域内への新築の予測などでありまして。これらの専門分野や病床数などは新辰野病院の展開にも大きく影響を与えるものであります。近隣の医療機関の新展開の状況と新病院への影響とこれへの対応についてのお考えをお尋ねをいたします。

次に大きな2項目の病院立地の妥当性と飼料工場跡地について私見を述べ、矢ヶ崎町長の見解をお尋ねいたします。ア．として、まず病院増改築の検討の経過を簡単に振り返り、その内容を検討・確認してみたいと思います。平成13年には、現地での建て替え方針で、マスタープランも委託されて、14年には基本設計まで行いました。5千万円を計上し、相当緻密な設計プランが作られたわけでありまして。その後、市町村合併が最重要の政治課題となり、病院の問題は身動きが取れなくなりました。市町村合併は、辰野町は当面自立と決まったわけでありまして。16年中途より、再度増改築問題の検討に入りました。当局から改めて「移転」新築の提起があり、19年4月のウォーターパークへの建設の答申となったと理解をしております。答申後の経過は、町民からのウォーターパーク再開の運動を惹起いたしました。7月11日には県庁都市計画課で荒神山都市公園の一部変更の可能性についての指導を受けております。これは大変重要な内容でありました。後ほど触れます。秋には10月23日に町長選挙があり、3選された矢ヶ崎町長は、重要な案件はワークショップ等の手法を取り入れて決めていくことを約束をされました。12月16日にはJ A東日本組合飼料

が長野県農協直販が所有する辰野中継基地、いわゆる飼料工場跡地の有効な活用について、町に協力を依頼をしてきております。新しい展開でありました。さらに11月から12月にかけては、町民の意見を聞く会や出前講座が開催されております。そして12月16日から1月にかけて公約のワークショップが4回開催され約40人前後の皆さんが熱心に参加されておりました。さらに、さきほど福島議員から話がありましたようにこの国会中には「まちづくり三法の改正」等が国会ではあったわけがあります。このように経過の展開には、目まぐるしいものがあったわけがあります。多くの町民の皆さんも戸惑いを感じられたことと思います。町民の理解と納得を頂くためにも、これらの内、2点の内容を確認しておきたいと思っております。1点は、昨年の7月11日に県の都市計画課が示した見解を再確認しておきたいと思っております。当日、県へ町からは、病院と商工建設の両担当者が出向いております。県の担当者が示した概要は、都市公園の一部であるウォーターパークの廃止・変更について、病院改築の必要性や緊急性の説明は不要であるということ。そして、計画変更でクリアしなければならない条件というのは3点。でその1点は、プール施設を取り壊すなら、なぜ不要となったのか、いらなくなったのかの説明が必要であるということ。2点目は、他に候補地がなく、ウォーターパークでなければならない理由は何なのか。3点目は、このことによって起る起債等の返還、繰上げ償還などを町民に説明して、公聴会等で了解を得られるかどうか、いう3点でありました。これらの3点について、さらに県の担当職員の他に、田中知事・国の担当官・県の都市計画審議委員等の理解を得る必要がある。おおよそ、このような内容であったと理解をしております。過不足があれば補足をして頂きたいと思っております。一言でいえば、不可能ではないんだけど、きわめて高いハードルであったといえます。これは、今回の病院立地を検討する情報としては決定的ともいえる重要なものでありました。この正確な内容が早期に情報開示されなかったことは残念でありました。町からの説明を信頼して、真剣に参加されたワークショップや運営委員会の皆さんには、率直に遺憾の意を示すべきではあると私は考えます。

しかし一方、これらの進行を担当された事務方の皆さんは、昨年4月にウォーターパークへ移転新築の答申を受け、答申を尊重して努力をされた結果でもあります。二律背反の事態に苦悩されたことを推察を申し上げます。その後、初めてのワークショップに手探りで取組まれ、貴重な経験を行政組織に蓄積された努力を高く評価するとともに、今後の協働のまちづくりに活用されることを期待します。何れにしろ、住民参加・情報の開示・住民協働・議会改革という新しい自治体運営へ発展途上の宿題が課せられたと私は考えます。私は、拙速は避けるべき、が今後活かすべき教訓であったと考えるわけであります。

え、2点目であります。ほとんど議論されてこなかった、「元気なまちづくり」と「まちづくり三法改正」との関連であります。さきほど福島議員が取り上げた問題でもあります。日本中が大型店舗の郊外進出で、中心市街地がズタズタになっております。大企業の意に添った規制緩和の結果、自治体の土地利用計画がまたズタズタになっております。辰野町の状況もいうまでもありません。今国会でこの日本の状況を

転換すべく「まちづくり三法」の改正が行われました。さきほどもありましたように、三法とは1つが中心市街地活性化法、2つ目が都市計画法、もう1つが大規模小売店舗立地法であります。「中心市街地活性化法」では、市街地へ商業施設を誘導しやすくする為にも、病院やさきほど課長が言われました病院や文化施設の建設を支援するような転換であります。都市計画法では、映画館や娯楽施設などを市街地に限定し、人の流れを集中して賑わいを取り戻そうとするものであります。少子化・高齢化・人口の減少に直面する当町としても、まちづくり三法改正の考え方が適用される状況に置かれております。毎日約200人が出入りする施設、この病院を市街地に置くことは、今日のまちづくりの常識であるとは私は考えます。それは前回の一般質問でも申したとおりであります。蛇足ではありますが、今回の病院問題に辰野町の商工会が何のコメントもなかったことは、本当に残念でありました。以上申し上げたことから、いろいろな経過はあったけれども、矢ヶ崎町長の決断は、答申後の状況の変化も勘案して、落ち着くべき所に決まったというのが率直な私の気持ちであります。最大の課題はこれからの経営であると思っております。そこで、答申後の町側の検討の経過と飼料工場跡へ決定した理由を再度端的にご説明いただきたいと思います。

最後の質問ですが、私は「経営の改革は今後の重大な課題である」と素人ながらも強く感じるところであります。一旦建設すれば、30年間位は大きな変更は出来ません。特に病院経営は大変革期であります。移転新築を決断された矢ヶ崎町長および病院長かそれに代わる方の経営についてのお考えをお尋ねしておきたいと存じます。

まず、経営の状況についてであります。冒頭述べたように、繰越欠損金が平成13年に解消かというところまで縮まったものの、また膨らみだし、平成16年度末は1億2千万余となっております。17年度の繰入後の損益額及び次年度繰越損益額の予定額など、経営状況の概要をお示しいただきたいと思っております。

次に、予定される新病院の今後の見通しについてであります。このことについては、少なからぬ町民が「造っても、健全にやっていけるのか」という素朴な疑問を感じております。確かにワークショップでは、「町に病院は欲しい」ということであります。一方「先々を考えれば町で病院を持ち続けるのは無理だろう」という声もあります。ただ外に出ずらいことも確かであります。これらの心配に応えられるご答弁を期待をいたします。まず、新病院の開設に当たって、経営の理念を明確にされ、それを医療関係者の血肉とし、地域・住民が共有しながら病院を信頼することが新病院のスタートラインではないでしょうか。ここで私なりの新病院への願いを申し上げ、矢ヶ崎町長及び病院当局の新病院が目指す辰野病院像をお尋ねをいたします。

私はまず第1に、当たり前ですが「安心してかけられる病院」であります。地味ですが1番難しい課題であります。

2番目は、地域の診療所など医療機関、あるいは介護、保健福祉との連携のセンターとなる病院であります。俗に病診連携等と言いますけれども、こういうような病院であります。

第3には、やはり経営が厳しい時代であります。合理的な経営体質とプロ集団の

力量が活きる、十分活きる。そして職員が誇りをもてる組織集団の病院であります。このような病院を目指してほしいと思っております。患者と正面から向き合い、地道な努力を日々重ね、その中からこそ新辰野病院の特長が培われ、小粒でもピリッとした地域医療機関として、生き残れるのではないのでしょうか。

全国から注目されるような売りがほしいことは理解できますが、しかし、それが診療単価に反映できて、採算に貢献するような特徴は一朝一夕には手に入りません。基本的な設計も大幅な変更が必要であり、新病院の診療科目・ベッド数・経営戦略などの見直しが必要であります。これについては、後の方の質問にお譲りをいたします。タイムスケジュールも大変厳しいと思います。しかし、私は、この病院の建て替えは、拙速な対応により、将来に禍根を残してはならないと考えます。精力的に、幅広く衆知を集め、特に経営主体の改革も視野に入れたコンサルなど専門的ノウハウを吸収し、マスタープラン的な計画の再構築も必要だと考えます。いかがでしょうか。新病院が医療と経営を両立するためには、場合によっては妥協のない厳しい選択が必要かと考えます。開設責任者の矢ヶ崎町長から、不退転の決意をお聞かせをいただいて、質問を終わります。

町 長

それでは午前中に続きまして、午後質問順位 5 番飯澤将武議員の一般質問に答えてまいりたいと思います。まずは、辰野総合病院、町立総合病院の移転新築についての質問であります。厚生労働省の医療制度改革と病院経営の影響についてというご質問であります。まずあの、厚生労働省がなぜ医療改革をしてきているかということであります。ま、あのいろんな言い回しは表面にも沢山出ておりますが、狙いは医療費削減であると。こんなふうに思います。確かにこのままいけば 32 兆から段々 50 何兆ってなってくんですけども、高齢社会、人口は減るのに高齢社会へ向けて医療費が上がっていくということでもあります。それに対してどういう方法をとってきたかという、簡単に言うとマスプロダクション、企業原理を実は医療の世界にも入れてきたと。一部私はそりゃ合っていると思うんですが、多くは違っていると思います。あ違っているというか、やっちはいけないことだと思います。本来はですね。ということは、1 人でもって企業で 1 つの生産を 5 であったと、合理化を図って単価を安くして国際競争を勝つには 1 人が 20 も 30 も作れるような機械導入と同時にまたその人の技術アップと切磋琢磨というのが合理化であり、企業感覚であります。要するに効率を上げるということでもあります。それでは医療の世界でそれがあの充当できるかっていいますと、大まかに言うと恐らく不可能であろう。本当は思います。あの効率化できる部分もあるでしょう。けども、一人の先生が一日に 20 人診てた。効率化を図ってマスプロでもって 100 人を診なさいと言った時にそれが出来るかどうか。いい診療ができるかどうか。うんと細分化していったら同じような病気の皆さん方をずーと 20 人位並べてって、端からタッタッタッタと注射が打てるかどうか。そういう医療でいいのかどうか。ということでもあります。ですから、マスプロダクションで国際化競争を図るとか、財政建て直しを図るとか、政治的な大きな見地から見て出来るものと

出来ないものと私はあるとみています。例えば、農業経営もその1つであろう。中国だとかアメリカみたいな広大な所へ、片側30mもあるようなコンバインみたいなのをガラガラガラガラっといくのと、日本のような中山間、こういった所で狭い所で同じ人間が生産力を上げていくということで、だいたいもう既にもう戦わずしてその分は無理であります。ではいつも言ってますように、遊休荒廃地でもって、農廢地を国際競争に負けるからといって、あの止めてしまってもいいのか、ということではありますが、そうすると、ま国内の要するに国力ですね、国力の中の1つに食料の自給率ってやつがあるんです。これがドンドン下がってしまう。今だってもう30%ぐらいですよ。カロリーベース、あるいはまた数量ベースいろんな見解がありますが、お金のだけの問題で安く出来ないからといって輸入品だけでいいのか。そうすると、やはり地産池消というような考え方と全然離れちゃうわけですね。しかも外国は規制がいろいろ違ってますし特に輸出分に対しましてもまた規制が違うようでありますから、どんな肥料、どんな消毒やってるか分からない。日本人がDNAの交換食品なんかの実験台になってるなんていう話もあるぐらいであります。というふうにやはりその辺は政府の力で守っていかなくちゃならない分野の1つであります。もう1つは教育問題どうでしょうか。1人の先生が30人の生徒をみている。今、20人学級とか30人学級とかいっているからいいんですけども、たまたま効率を上げようとして1人の小学校の先生が200人の生徒を相手に授業は出来ます。単価も安く上がるでしょう。人件費という意味で。しかし、それで本当の教育がこう目を通して出来るのかどうかと、いうことであって、そういう部分は、だからマスプロダクションにはいけない部分、それが私は医療だと思っています。医療もそうであると思っています。ただ、事務手続きだとかですね、電子カルテだとかいろんな方法、これはもう合理化していてもいいですよ。あの、それも一長一短みんなありますけどもね。そういうところもあるでしょうが、やはり対面して医師が診断するしかなんです。ま新しい機械導入してMRIだとかいろいろな方法、そりゃドンドンとっていきますけども、あの、マスプロダクションが単純にできる分野でない、にもかかわらず政府はそれをやってきてるのは、これはあの、交付金の配布の仕方も同じですね。全て人口の多い所優先型。これマスプロダクションの一つの表れなんです。ですから大きくやっていいところ、間違えてやっていけないところまで手を伸ばしてきているのが今回の医療改革の一環であると思っております。したがって、病院の大きな在り方については、例えば小児科が一人二人のような総合病院があります。そういうところが幾つもあったら全部それは止めて、廢科して大きな病院で小児科の例えば医師が7、8人とかですね、そういうところへ集結しなさい、っていうのが政府の方針、方針といいますが、そういう誘導型ですね。そうするとどうなるかっていうと、やはりさきほどのマスプロみたいになって、大勢の外来の医師が小児科だけがとってもいいのがいて夜昼無く対応してドンドンとこう患者数を増やしてま、一人が50人という形にはならんでしょうけども、そのぐらい診ますかね。そういう所へ集まってらっしゃる。そうすると、患者さんたちとか一般の住民はど

うなるかっというと、地図を国の皆さん方は平らに見ているようでありますので、デコボコあるのを平らに見ていますので、40分50分位当たり前だろうと、通ってくるのが。というような考え方です。今まであった診療体系、この現在の辰野町にもありますがない町も多くありますが、そういった既得権だとかそのような医療体制で住民の皆さん方がどこへこうかかるってというような一つの生活の体系になってるのを崩そうとしてるんですね。そういうことの表れの中で産婦人科の問題、いろいろとありました。全国の117の病院から一斉に産婦人科の医師が引き上げられちゃいました。あちらこちらへ。というような体系なんです。だから政治でもってこれをやろうとしているところに非常に無理がある。そういうことも実は含めて住民の皆さん方にも話をしてきたつもりです。辰野病院どうすべきと。まず必要ありやないや。結果論はあまりくどくここで申し上げませんけども、何をおいても辰野病院は死守しろという住民の強い意向だったと思います。そういう形の中であの、場所につきましてですね、現在の即戦力、即効性も狙わないと駄目な時代に入ってきました。今のものを一応継続して行ってそして将来に向かって大きなあのメリット、あるいは特性をつけてこうと、こういう考えを私も持ったんですが、もうそれすらできないような状態にこの病院改革が具現化してきたんです。この4月1日からまさかまさかと思いましたが、本気になって本当になってきました。そうすると建物はできたけども1、2年遅れたがために医師が居なくなってしまったと。だからま即戦っていいですか、即行ができないですね。やはり即行ってというのは現在のものを少なからず維持しながら将来に向かうということ。が非常にあの難しくなっていますから、やはりそのしっかりした、あれですね、あの医師を確保しながら早くやってかないと、もっともっとこれ医療改革に当たって相当難しくなってくるんじゃないかと、こういうふうにも見えてきました。そういうことの中で、現在の場所の方を提案申し上げたわけでありまして。確かにお金がかかったりするわけでありまして。しかし、昨年のもう既に町の方で今回、あ元へ、あのウォーターパークの件、あすこが外れるかどうかという質問に対しては県の方はそのように確かに言っております。ただ、あのどのようにおとりになるかですけども、可能性はそれはなき、全くないってわけじゃありません。今言ったようなことの中で、住民がごぞってそこを望むならば。あるいはそこしかないというならば。あるいは病院経営に当たって、そこでの特徴の中で辰野病院はこういうふうになっていくんだということになれば、それは県の職員がそう言おうがですね、いろんなあの政治的なそれこそ手法がありますので、ただ時間が恐らく相当早くとも1、2年かかるだろう。審議会をまず県を通さなければ国へも上がりませんし、ということでありまして。えー、ということの中で、それやってみる間がもう具現化してきた改革の中では、もう箱物できたら中身がないような、3分の2はどっかへ行っちゃったようなこんな病院ではいけないというふうなことで即行性が出てきたということでありまして。詳しくいろいろ申し上げますので、今の中でご理解をいただきたいと思っております。政府自体は現在あるこの改革の中ではですね、70歳以上の高齢者負担率を2割から3割に上げようとし

ています。それから療養病床型の高齢者 70 歳以上の食費、居住費ということをご自己負担率で自己の負担をまたこれを上げるようにしています。高額療養費の個人負担限度の引き上げということで、これ以上は保険の方から医療保険の方から出ますよって言ったのをもうちょっと本人に出してください、それ以上は出しましょうということで負担率結局上げてきている、ものすごく上げてきているということでもあります。このようなことがありますし、保険者の再統合等も考えられますし、さきほど言ったように大きい所、人口多数決の議論だけでそういうふうに押し測って今現在進んでいるところであります。したがって、リハビリ型とか療養病床型これも大変難しくなってきたことは事実であります。しかし、あののように難しくって言いますか向こうやってはいけないとは言わないんです。自由にやってくださいよ、ただし下げますよ、診療報酬下げますよ。下げてやってなければだれもやらないんですから。結局やるなど、やらせない。合計通算で 36 万床位あるもの 15 万床に減らすぞ。今までは療養型増やせ、増やせ、増やせ。ある時行き過ぎた。医療費が高くなっちゃった。これ 15 万床に減らせてからえらいことですね、これ。ほで、自由にやっていいですよって言いながら、ドンドン下げてきますから皆が止めざるを得ない。一気に 15 万床へもってっちゃいますので、そのようなことになってまいります。したがって、辰野病院のこれからの在り方、特性、特徴というものは、いろいろ考えております。なお、もう一つですね、大事なことはここで議論して真剣に練ってもいつまた制度が変わるかわからないんです。まさに臨機応変に対応しないと、あの、なかなか民意だからとか、民意は基本的には作るって意味でよくわかっていますけども。議論でこうなったから、ああなったから、じゃそのことをずーと拘泥されちゃいますと、新しいその制度、国で作っているものみんな法律になってますので、これあの、これ変な改革だ、改悪だっていっても従わないと法律違反になっちゃいますので、その中でやらざるを得ないんですけども、あと要望としては別に出してきますし、不合理なところはドンドン出してはいきますけども、その中で適宜こう適用しないとなりませんし、特性、特徴というものはその都度また変わる場合もあります。あるいは持続できるものもあります。したがって、ここで今までの状況の医療のこれからの特性を考える今までのいろんなソースがあります。判断基準。それがまたガラッと変わる場合もありますので、適宜適応できるように病院スタッフや医師、他で今検討している最中でありますので、いい特性をもっていかなきゃならない。ただ上伊那の北部の基幹病院としてはですね、言えることは一応総合病院でありますから総合的な科で進めなければならない。今ぐらいでいいと思います。もちろん、脳外だとか泌尿器だとか要望もありますけども、一応現在であって例えばこの入院患者さんがあの、その病気で入ったらその病気だけとは限りませんので、合併症とかいろんなのが出てまいりますから、結局そこにいる科の中の大体適応が出来るくらいのものをもってないと、これからの病院というものはなかなか運営難しいというふうに思います。したがって、そういったことも一つの特徴になりますし、それから上伊那の伊北のあの基幹病院としてはまず、

第2次医療までというふうに子どもは考えております。ただ第3次医療も既に現在だ行ってますので肝臓の手術だとかそういうのもありますから、一部第3次医療も入ってますけども、大きな任務平均的には第2次医療。後は専門のですね、今も現在行ってやっておりますが、高度の処置をしてその後第3次医療の方へ送ると。それは松本か、あるいは諏訪か、ややもっと遠くの大都市病院等へ第3次医療を移管する場合があります。そういうような中で、今議員も言われてましたように安心して入れる病院であると。いうことは一応この科はこの辺までって言うようにだいたいこの目安がありますから、それをオーバーした場合にはちゃんとあの紹介で専門機関へ回してくれると、第3次医療までと。いうことも一つの安心にもつながってくると思います。なお、救急救命センターに対しましてはこの度伊那中央病院に大体変更になる。昭和伊南病院からそちらになると言われておりましたけども、蓋開けてみましたら約30床が10床ずつに分かれてやはり上伊那は昭和伊南病院に10床、それから飯田へ10床、それから諏訪の日赤へ10床と3つに分かれました。ま、しかし伊那であろうが辰野であろうが総合病院で今ある以上はですね、救急を受け入れないわけじゃなくて受け入れております。ICUでなくてCCUてのはいろんな方法があります。HCUとかいろんな方法もありますのでそういう名のもとに受けて、そしてさきほど言ったように高度処置ですね、高度処置をちゃんとして、そして転送するべきは転送していくということをししないと、なんでもかんでも早くいきやいってことで、片道20分とか30分運んでいるうちに今あの消防士も相当あれですね、技術も上がってはきましたものの高度処置というものはできませんので、ま普通の処置はできます。ということの中で、救急救命士のできる範囲を超えてまず処置をして例えば脳の関係だとかですね、いろんな関係だったら血圧を下げてから運ばないと運んでいる最中に再発する可能性があるということとは十分あるんです。ですから辰野病院の在り方なども、きちっとその辺までまあだからこういったことで特性というもの今考えておりますけども、あのいろんな面に特性が出てこなければならぬだろうし、大きくもまた考えなきゃならないということでもあります。そういうことの中であの進めてまいります。そしてまた、今ご質問のところはなぜそのことを言わなかったかどうかということではありますが、このように決断したのはつい最近でありますので、それ以前はま併用、あるいはまた温泉を使うというような意味でウォーターパーク等も十分に考えてましたので、この医療改正の具現化にともなってですね、早くやれるとこって言うふうに考えたところであります。ま、その場所に関しましてはまた後で話が出ようかと思いますが、駅が近いとかインフラ整備は一応は出来てますし、あるいは一部の路線バスもそこへ入ってまいります。というふうなことの中でそちらの方がいいだろうというふうに決定させていただいたわけですが、要するに早くしなきゃならない事態に追い込まれたということは事実であります。なお、当初運営委員会の皆さん方からあの審議していただき、それでその時はもうその時点であらゆることを検討した結果いろいろ答申なされました。大変に感謝してますし、あの適切な答申であったと私共感謝してます。しか

しその後いろいろ土地が現れてくることだって世の中ありますよね。だったらそこも当然包含して考えていく。当初はあの近くでしたら今度の提案したところだったら営林署の跡地ぐらいが提案の対象になったと思います。ま、しかし今度は具体的に組合飼料の跡地というものが出来てまいりました。そういうことでまた包含してまた、この間の運営委員会ではそれを包含して今までのこの特に拘泥しないとかですね、いうふうな形の中で新たにもう一回広く考え直していただいて了承をいただいたと、こういうことであります。なおですね、了承いただいたとこにしましてもまだ契約したに至ったわけじゃありませんし、単価が決まったわけじゃありません。で、相手と交渉してかなきゃならないんですが、これもやっぱり民間感覚も行政というものは今当然使えるところは使ってかなきゃなりません。町はここを買いますから安くしてくださいなんて交渉する人は誰もいませんよね。という部分もあります。これ一般常識的に幾つの中からここはいかがですか、あちらもありますけど、とこういうふうなことが当然のことですよ。そんなことも一応お考えをいただきたいと思います。あと、あの病院の事務長の方からもう少し詳しくお話いたしますが、コンサル等も入れてというご指摘もあります。当然であると思いますので今後の中でやってまいります。ただ建て屋その他は大きく変えたり何とか病院ですから、どっちみち何科やろうがですね、ベット数、ベット数の総体的なあの数というものは当然こりゃ考えてまいりますし、あれですけども、少し建物にも余裕もってないといざっていう場合に増やすっていうことも新たに建てるっていうのはえらいことになりますから、あるいは当初から増築できるようなふうにもう設計しておいて作らなんでおくかですね、という方法だって考えられますし、特徴づけとかそういうものは建物によってできるものも一部あるでしょうけどもほとんどはそうじゃない、内容によってだと私は思っていますから、兎に角早く着工してかないと今の現状維持が難しくなってきたらというふうにお考えいただければありがたいと思います。病院の事務長から引き続きお答えいたします。

病院事務長

それではあの町長の答弁しなかった部分について私の方からさしていただきます。まずあの、今回の医療制度改革っていうことでありますけども、その前の診療報酬改定によつての病院への経営の影響の部分ですけども、やはり大きいのはいわゆる食費等については今まで1日分ということやってきましたけども、それが一食ずつということありますので退院される方はたいがいあの午前中とか、退院したいちゅうことがありますので、その場合は今までは1日分食費はいただいていたんですけどもそれが1食分ということ3分の1になってしまうと。それが当院で計算してみますと、1千4、5百万ぐらいになるんじゃないかっていう予想もあります。それから、他にも看護管理加算ということで看護師、夜間当直等の加算等についても少なくなる部分がありますし、診療報酬の改正の中では更に看護師の数を増やして入院基本料をっていうふうになってきますけども、この看護師数の不足の中では当院としてはできないということで従来どおりの2対

1、新しい言い方で言いますと 10 対 1 の入院基本料で取りますとそれがさらに減額になってくるということであります。その中でもあの、少しずつはあのなんとかないかということで、当院としては入院患者さんの栄養管理加算、また医療安全管理加算、それからあのリハビリもあの部門についての取れる分については加算できるようなあの体系をとっていきたいというふうに考えています。

それからメディカルパストにつきましたはやはりあの、当院のえー、もちあの、こう位置としましてはやはりあの医師の状況、えー、担当する診療科の状況から言えばやはり、えーあの大きな手術をして次の段階の人ということで当院がその辺に取り組みとなればその 2 段階目の手術終わった後のえー、安定した人をあの少しえー診るっていうな体制になろうかと思えます。社会的入院につきましたはこれはあの、国の方針の、排除の方針ですけども辰野病院としては町立病院でありますし辰野町の患者さんのニーズには答えていかなければならないということである医師は社会的入院はないというふうには言っていますけども、それでぎりぎりのところの段階ではやはりえーま、社会的入院って言われるような場合もあるかと思えますけども、そういうぎりぎりのところは町民のために、あのこうカバーしてきたいってふうには考えております。で、えーと後 2 点でありますけども、7 月 11 日の時の県の行った説明の経過の中、何故もっと早くっということでありますけども、えー、お渡しました資料の中にもその飯澤議員の言わなんだ部分、法的には以上の作業がクリアできれば可能ですよと。ただ変更理由に公立病院の建設ということは可能であるし、都市施設としては病院は認められると。できないことはないんだけども、高いハードルだということは頭に置いて場所を選定していただきたいっていうふうには書いてあると思えますけども、当時病院の運営委員会の答申を受けて 8 月 9 月 10 月頃までについては町としてもそのプールの所の土地がベストの土地ということでそこでなんとかしなければいけないという気持ちで取り組む中でそういったことをしてきたということで、まああの、私共はあの難しいですよというながらも、それをあんまり難しい難しいって強調してどうのこうのちゅうことには出来ないかなというふうには考えて、こんな、会の中ではあま極端な難しいという説明はしてきてありません。それから経営の方で累積の赤字でありますけども一応 16 年度決算の時点で累積が 1 億 2 千 200 万ということになりまして、えー今議員ご指摘のとおり 17 年度の決算はえー、1 億 1 千 300 万程の赤字で、の見込みでありますので合計としましては 2 億 3 千 600 万位のあの累積の決算の見込みであります。これにつきましたは、この取り組みはやはり医療部分での合理化とかそういうことではなくて経費部門、それから人件費部門のあの合理化を考え、もう考えていかざるを得ない状況であるということである病院職員もその辺を認識してもらいながら現在取り組んでおるところでありますのでお願いします。以上です。

議長

えー、質問答弁が長くなっておりますので簡潔にお願いします。飯澤議員。

14 番（飯澤）

再質問をさせていただきます。今の県の方の7月の件なんですけど、私は何で言わなかったって言ったんじゃないで、ま言えなかった理由は分かりますので、まああのね、関係者の皆さんに言えなかったのでまあ、ということをおね、やはり言ってほしいなと思っただけであります。

それであの今町長の方で医療制度の改革についてですね、非常にあの一患者のためにならない改革だということはお、言われたわけなんですけど、あの一、まどういうふうにこの改革をこう見ようと現実にはこういう状態になってきますと、もうあの中小病院そのものを悪く言えばもう潰されそうになってきているという、制度的に。いうことでもありますので、これはあの一、実際問題今でもこう、事務局から話があったように昨年度2300万の赤字の予定がもう1億1千万になっていると、というような状況で、ますますこれ厳しくなるという状況でありますので、やはりあの理想論だけ言ってもどうしようもないわけなんですから、経営についてもシビアなことをやらないと大変になるということで、やはり新病院になっても不転の決意でもってその経営体制についてもこう切り込んでいくということは、確かにあの不本意な部分もあるかもしれないけども、病院を存続するためには必要じゃないかなと、いうように思います。それとあの一、もう一つは在院日数についてもですね、もう制度的にもう短縮させようということ、これはもう、これもあの一、社会的入院云々って今ありましたけども、ここも非常にシビアにもうしてくるだろうということをお考えるとそれを詰めてくような、それは何も悪い意味で合理化することじゃなくて、あのいい意味で合理的にできるものがあったらやっぱり合理的にそれは例えばクリニカルパスなんかはまだやってないですね。とかいうようなですね、ことを含めて取り入れるべきものは取り入れながら、やってくというように含めてですね、努力してもらわなければならないかなと思っております。

それともう一つあの、いわゆる今度医療から締め出されてしまう医療難民っていいましたけども、これはあの療養も含めてなんですけど、非常にこれから大変になってくるだろうと、そうすると包括支援センターも出来ましたけどもやはり地域でその支えあうという体制も作っていかなくちゃいけないと、いうことになると思います。それであの町長たまたま、あの社協の会長でもあるわけなんですけども、あの一、全社協でもですね地域福祉活動計画の作成ということももう10年以上前から言っていると思うわけあります。またあの一、地区社協、地域社協ということも毎年言われているわけなんですけどなかなかこれあの一、進んでかないと思うわけなんですけど、やはりこれをいよいよ本気でやらないとこういった地域の地域福祉、そして医療そういういろんなものが全体として支えあえるような体制を作っていかなくちゃいけないという点でもですね、病院の役割も今まで以上に大きいと思いますのでそういう点も含めたですね、あの病院をひとつあの目指して欲しいということをお思っております。それについてのお考えありましたら触れていただければ結構です。

町 長

議員ご指摘の時にこれから病院運営はあの遅くなればなるほど建てることもですね、あるいは建った後も今よりまた更に厳しくなるだろうというふうには思いますが、ただその中であの、医師の臨床医研修医制度が既に2年経ったわけであり、15年から始まったわけでそれでほとんどが大都会へ行っちゃって、あるいは大病院へ行っちゃってまた毎年出てるわけですから、2年間ですから、それがあの高知あたりは25%位がまた地元大学へ戻ってきているという話もありますが、長野県の信州大学はどういうわけだかあんまり戻っていないようではありますが、ましかし、いずれはそんなに大都会も雇いきれっこありませんので、というふうに思っています。何れ医師は8千人から8千5百人毎年生まれているわけであり、そういうことの中でまた特徴付けもまた当然産婦人科もですね、町の住民要望にある以上はお願いをして導入してかなきゃならないと、いうことで総合的な病院という形の中で特徴をまた他の面を出して、ご指摘のように保健福祉医療というものは一体のもので政府が切り離してきても合体できるところは合体しながら連携を取りながらまた進めてまいりたいと、こんなふうに思います。ただあのこれだけは議論してって結論が出るとしたら比較的それができない分野だというふうには思ってもらいたいと思います。ちゅうことは国がガランガランと制度を変えてくるんですが、もう臨機応変に替えてかなきゃいけないんですから、いつまでもあの一こないだの運営委員会の皆さん方にもお詫び申し上げてまたご理解いただいたんですが、一つのことを結論出したからっていつまでもそれを固執することでは解決しない部分も出てくるということでもありますから非常にまあ、あえて言えば流動的なものであります。その中で我々は民意だけはしっかり汲んで方向性だけは汲んで、そして方法は変えてもやはり辰野病院としての歴史と伝統をですね、守り抜いて立派なまた特性をつけて苦しくてもなんとか住民の要望でありますので守ってやっていきたいとこんなふうにも考えているところであります。そんなところであります。

議長

進行いたします。質問順位6番、議席9番 向山正一議員。

【質問順位6番、議席9番 向山正一議員】

9番（向山）

通告をいたしたとおり2項目につきまして質問をさせていただきます。まず1番目でございますが、平出の下井筋取入れ口付近の改修計画についてご質問したいと思います。こみの下井筋という井筋は現在中央東線の鉄橋のそこから水路を天竜川の中へ造りまして100m下流のそこから暗渠に入って辰野中学校の南側まで約15町歩ぐらいでございますが、その関係者が利用している水路でございます。この水路は、当時昔、今から40年前ですけども清水橋上流50mの所に堰堤がございまして、そこから取り入れたのを現在の位置に移したわけで約39年経つ中の歳月が流れております。その間特に大雨時台風等天竜川の増水と共にあそこの堰堤

は材木を使った石積み堰堤でございまして40年近い年月が流れてる中それぞれ老朽と水害によりまして徐々に崩れ始め現在では天竜川の中にある水路がえぐれて宙に浮いてるような状態でございます。まして、釜口水門の400t放流に伴いまして下流につきましては約1.5mの水床を下げまして流れが非常にきつくなる中で400tの放流のできる状態まできてるんです。たまたまその下井筋取入れ口につきましては、そこで終わっておりましてその取入れ口の材木で造った石積みの堰堤の下ももうえぐれております。昨年の8月14日でございますけれども大雨の時に天竜川も増水しまして一部下辰野側のその堰が崩壊いたしまして流失しております。全て現在下辰野線、下辰野側から平出側につきましては今堰堤から水が落っている状態でなく全て下辰野側の方に流れが動いちゃってそこから天竜川の中の水路も非常に変わっております。この状態がまあ今後これから水の多い梅雨時、または台風等による天竜川が増水によりまして、非常に流出する恐れがあるではないかと特に利用関係者が心配しているところでございます。この、これから迎える水の災害時に備える中あそこが流れてしまいますと非常に下流使っている皆様方が非常に不安になるということで現在は東天竜の水とそれから上野川の水をその下井筋に入れましてなんとかカバーしてもらいました。またあの、今年は沢入りにも非常に渇水期がなくて現在の取り入れ口からも若干水が入っているんですが、迷惑なく今日まできております。しかしあの堰堤が流出されますと非常に一変してしまいます。この改修、周辺の改修につきまして町ではどんなお考えかをご質問をしていきたいと思っております。

それから2番目でございますけれども、辰野美術館の有効利用についてということですが、まあ閉鎖期間もありまして季節的な開館をやっているわけですが、この中各地域、特に区、学校等またその中の特に学校等には非常に優れた辰野町出身のその地域出身の芸術家の皆様方が残された、贈っていった作品が多々あるのではないかと思います。学校の先生にしてもまた、区の役員にしても任期がくれば2年または3年で転出なら役員は交代してまいります。通常蒸し干しというものもやるであろうが、それでは折角の大作が人目を見ずに眠っている状態が現在は続いていると思っております。そこで辰野美術館をいかに有効に使うか、ということにつきまして各地域に眠っている区・学校等の優れた作品をシリーズ化でもって、ま辰野美術館に披露して各町民からまた楽しんでいただくと同時に、プロというのかプロ的職員の皆さん方が管理しておりますので、そこに展示することによりまして一つのこれから長く保存する、保存のできることを学びそれをまた後世まで続けていくことによってその優れた作品がまた次の世界にも繋がっていくのではなかろうかというような考えをもっています。過去にもこういう美術館の今私の申したとおりの催しはしたかもしれませんけれども、また改めてあすこのいかに有効利用して数少ない割と芸術家というか、私は芸術というものは全く分かりませんが芸術の好きな人口的には少ないかもしれませんけども、そういう地元で眠っている作品を末永く保存するためにもそのようなことを企画したらどうかということをお町長また町の関係者に質問したいと思っております。以上壇

上からの質問を終わります。

町 長

それでは質問順位第 6 番の向山正一議員の質問にお答え申し上げたいと思います。まず、平出の天竜川の中に川床にあります下井筋の取り入れ口の改修計画についてであります。ご存知のとおり平出区からそのあれですね、要望を受けて町もいろいろと研究をしたわけであります。いずれにしましてもあの、こういった予算、約 1 億円以上かかるようなものでありますので、町の単独事業ではとてもできません。ということでそれ以外のことを今考えているところであります。ただ木工沈床でありまして大分あの特にあの水がですね、ずーとあの満杯に入っていればいいんでしょうが、ああいった堰でありますのでかかる所にかからん所、たまにかかたりかからんだり、というの腐りが早いということでありまして、一時あの特に右岸側の方がえぐれて大分もう水もうまくそちらの方へ余計流れていっちゃってますので、十字ブロックを入れたり応急はしていきたいということで、やってはいるんですが、そんなどころじゃないです。それであのいろいろと今現在、伊那建設事務所や他の関係機関とも相談したり研究してるところであります。まず 600 t 放流今河川改修、天竜川やっておますし、今の城前橋もその一環でありますけれどもそれに適用はできないかということになります。これは改修計画は長野県の方でありますので無理と、適用は無理ということになります。災害復旧はどうかというと、災害の方じゃしっかりこの間の台風 22 号 23 号は平成 16 年の頃のようなことを今後望んでたらどうだと言いますけど本当に来るかどうか分かりませんし、来ると本当に困っちゃう部分もありますし、もう一つは上に水門があるということです。釜口水門。であそこで調整してますから、あのそれだけの降水量になっても実際にそれだけの雨量が災害に匹敵するような激甚災害、激甚災害位だと一番いいんですが、匹敵するような雨量があそこ通るかどうかも問題である。ということでかえって壊されて、適用されなんだということも出てきますのでこれもまあ無理だろうと。後は、農業用水でありますから農業農村整備事業ということになりますけども、受益地が全て農振農用地から現在外れている状態でありますのでその適用も受けない。したがって今現在お願いしてやっていきたいなって思ってますのは、農業用の農業用あくまで農業用ですが、河川工作物の応急対策事業というものがあまして、これが比較的災害適用よりもちょっと有利な町にとって有利な事業でありますので、この適用ができるようにこの進めております。ですから早期に早くこれを直したいなというふうに思っております。まして、これもすぐはいっとできるわけじゃありませんので現在の水量も確保しなきゃならないということで、ついこの間はあの一旧ハナマルキ、あ現在もハナマルキですが、ハナマルキの平出工場の所から天竜川へ落ちてる水、あれをこん中へ導入まずしましたり上野川からも水を入れたりまた井出の清水の分も一部地元の皆さんに埋まっている堤外水路、堤外水路の中を少し掻き出してもらってそこへ流し込んだりして一応の水、水量だけは確保しております。この内に早くそういった事業ができればというふうなことで進めてまいりますので、

また町議さん方もあのご指導いただいたり、またご示唆いただければありがたいとこんなふうにも考えてるところであります。

次の問題につきましては、ちょっと説明不足がもしあるようでしたら担当課長の方からお答え申し上げます。辰野美術館の有効利用ということで区や学校等に眠っている地元出身者の芸術家等の作品等も展示できないかということですが、確かにこれは非常にあの今まで我々も気がつかなかった部分もありまして、非常に大事なことだと、あるいは非常にこういったことはできれば関心のある皆さん大勢出かけて見てくれるじゃないかなと思います。と申しますのも、学校へ行って見る機会のある人っていうのは非常に限られた年齢、限られた時、になっちゃいますので特に東小等は学校の中に美術館をもってるようでありまして、また特に芸術の薫り高い辰野町のことでありますのでそういったことを一度集めさせていただいて、あるいは順次でもいいですから区にも公民館の中にもね、すごいものあるなんて見せてもらったこともあります。なお、持ち運び等で非常に傷めてもいけませんし、相当なまた手配も必要になってまいります。学芸員を中心にその企画なども早く打ち立てればというふうに期待をしているところであります。教育長の方からもこの件につきましてはお答えを申し上げます。

教育長

えーと向山議員の2番目の質問にお答えします。えー、私も正直いいますとこのことは前々からあの一、やりたいな一とか考えていたことで全く同感であります。いままであの美術館は町の負担による企画展を毎年実施してきたわけですが、ここ2、3年あ1、2年ですかね、こういう財政難でなかなか大きな企画展が困難になっております。まそういうわけで、非常にあの現在は小規模な企画展をやっているわけですが、小規模だとなかなか人が入ってこないというジレンマがあるわけですが、それと同時にあの常設展ですね、この活性化があ、非常にあの私達課題かなと思ってました。実はあの一、常設展も中川紀元等若干の入れ替えはあの毎年しておりますが、どうしても手持ちが僅かです。どうしても限られてるってことで、議員のおっしゃったようなことを前向きに検討したいと思っております。で、ところで美術館にある著名、町内ですね、著名芸術家の作品の内、館内の町の、いわゆる町内ですね、それから近隣町村で所有している作品数これ今言いました学校や区や個人ですね、これを合せますと次のとおりであります。中川紀元の油絵と水彩画は110点、まこれはあの県外もちょっと入ってますが。それから水墨画が60点。それから大森光彦の陶磁器水墨画が185点、それから中村七十の、ま主として木彫りですね、木彫が70点その他数人の作品が90点と、調べてみるとかなりあります。たくさんあるのですぐ実施可能と考えたいわけですが、課題が2つありまして、著名芸術家の作品だからどれでもいいというわけにもいかない。これが本物かどうか、見分けることがまず1つ。ほれから著名芸術家だから全ていい、駄作、あまりそれほど素晴らしい作品も鑑賞して皆が来るかちょっと心配になる作品ももちろん沢山あるわけ

ですので、それをこう見出してくことは結構あの厄介な作業かなど。それからもう1つ貸し出しについては、美術館同士はあの案外簡単にあのできるんですが、個人の場合なかなか難しいというところがありますが、さきほど申した学校とか区の場合は比較的容易にしやすいと思いますので、なんとか若干の問題はありますけれども非常にいい、あの意義のあることでありますので、工夫して実施に向ける検討をしていきたいと思います。以上です。

9番（向山）

大変前向きなお答えいただきましてありがとうございました。あのー、特に私からシモイスジって言うのが町長^{したいすじ}下井筋ちゅうんですが、まどっちが本当かどうかわからないが^{しもいすじ}下井筋が本当だと思いますが。えーあそこも取り入れ口も40年なんですけど、それから下流の水路につきましてはもっと古いということで非常にあの、ホテルフキハラ、馬淵商店あたりの所は非常に漏水をしております。あのー取り入れ口はもちろんですけど、その水路につきましても今後前向きにご検討をしていただきたいというように思います。

えー、ま次の美術館の関係ですけどもこれも前向きということでございまして、非常にありがとうございます。えー、先日平出の23日でしたか、皆さんでもって竜東地区の要するに彫刻の展示したったのを見に行きました。その時にま、いろいろ考えたわけではございませんけれども、まああのたまたまあの日は竜東というようなことございましたので、次は宮木、次には小野とかそういうような区切った中でワンルームあたりを設けてやっていけばと思います。非常にあの難しさはありますけども、是非そういうことによって折角今ある美術館をしっかりと利用していただくということでお願いし質問を終わります。

議長

進行いたします。質問順位7番、議席16番 成瀬恵津子議員。

【質問順位7番、議席16番 成瀬恵津子議員】

16番（成瀬）

通告に従いまして1項目について質問いたします。少子化対策、子育て支援の対応としまして、乳幼児医療費無料化について質問いたします。厚生労働省がまとめた2005年の人口動態統計で、日本人女性1人が一生に産む子どもの平均数に当たる合計特殊出生率が、過去最低だった前年の1.29をさらに0.4ポイント下回る1.25であり、過去最低を更新するのは2001年以降5年連続であり低下傾向に歯止めがかからない状態であります。なぜ出生率の低下が続いているのでしょうか。それは、子どもの養育にお金がかかる。子どもを育てることのコストが上がり続けているのに対しての漠然とした不安を持つ人が増えているからではないでしょうか。今、最重要課題であります少子化対策、子育て支援、国では乳幼児期の支援強化等新しい発想で取り組む必要があると指摘しております。

辰野町におかれましては、少子化対策、子育て支援には相当手厚い支援をして

くださっておりますが、経済的な問題、子育て支援の不備、更に子どもを取り巻く環境の悪化、産まない理由だけがが増えていく中、辰野町としては今後更に子育て支援のツボをどこに当てていくのか、予算は限られています。その限られた予算を最重要にするのは子育て支援ではないでしょうか。私は一般質問で何回か子育て支援に対する質問、要望をやってきました。それに対して、町は数々の実現をしてくださり親御さん方から大変喜ばれております。しかし、まだまだ子育て支援をしていくべき課題は山積みにあります。その中の乳幼児医療費給付制度について質問いたします。現在辰野町では乳幼児医療費給付制度を就学前まで所得制限なし、食事助成ありとなっております。小さな子どもは病気になりやすく急な熱を出したり、病院へ行かないと病状がよく分からないことも多く、そのためその都度かかる医療費も大変なものがありますので、現在の就学前まで医療費無料はとても嬉しいことでもあります。しかし、子どもは小学校の6年間で最も医療費がかかる年代であります。是非乳幼児医療費無料化を就学前までから中学就学前までに引き上げるべきと考えます。子どもを産める町、こどもを育てたい町を目指すためにも町としての考えをお聞かせください。以上で終わります。

町長

それでは引き続き質問順位7番の成瀬恵津子議員の質問にお答え申し上げたいと思います。乳幼児医療給付制度を現在の就学前から中学就学前まですなわち6年生までということですね。助成制度を大幅に拡大することを要望とこういうご質問であります。昨年8月ですか、辰野町も思い切って改革をしたわけですが、あの時は別に競争しているわけでもないんですが、たまたまですね、郡下の中では一番このことにだけについてみれば進んだ町だったんですが、その後県が外来の1回止めたんですが、また外来を差し戻してやってくれることになりましたので、そうしましたら他の市町村はその分を辰野町は助かったと思いますし、他の市町村はお金があるせいか、県がもってくれるからその分をまた上乘せして3年とか6年とか4年とかいろいろにやった所があるようです。現在でも最下位では決していないわけですが、別に競争はしておりませんけどもこれをどうすべきかと。所得制限つけるべきかどうするのか。何歳ぐらいまでがいいのかと、というようなことは模索を現在しております。あくまでも財源が一番今議員もおっしゃるとおり問題でありまして、やることは構わないんですけども、まして県がやって来て助かった部分もあるわけですから辰野町も。それも少し加味して検討しなきゃならないのかなと思います。乳幼児から小学生6年生まで取ってきますと医療費ってのは、医療ってますか医者へかかる率というものは急激にグーと減ってくんですね。乳幼児期が一番、あこういうグラフですから乳幼児期が一番多いです。小学校2、3年位までもうやっぱりこのくらいあります。5年6年になるとスーとこう減っていくように判断もつくでしょうし、そんなになんですか訳のわからん病気に罹ったりというのは率は減っていくのかな、とこんなふうに思っていますが、まいずれにしても辰野町の場合は入院の食費まで出せるようなふうにならなくても就学前までやってるところであります。えー、子ども少子化ってことで1.29

からまた更に減ってきているようでありませぬけども、ただこれやれば子どもをたくさん産んでくれるのかなと、やらんよりはいいだろうかなと思ひませぬけども、なかなかこのさきほどの商店の問題と同じでこれやればいいという1つの複合的な原因によって少子化になってますので打開策がなぜか決定打というのがなかなかなくて、あの手この手で頑張ってることであります、まあ何れにしてもあの大勢お子さん産んでもらわないと困るなと思ひてあります。お蔭様で子育て支援センタースタートしましてたくさん加盟いただいて、そしていい意味で利用をされているようであります。結局今核家族化の中でお年寄りと一緒に暮らしてる率が低いんでそういうところへどちらかというところに行かないと不安になってしまう、ということで利用度が上がるのか、あるいはまた情報過多、ま過多って言い方失礼ですが、情報がいろいろ飛びかっってお互いに必要以上にこう不安がってしまうとか、いろんなあの若いお母さん方の悩みっというのそういうところに本当に如実にあるのかなと、こんなふうにも考へてあります。そのことは今回の問題ではないといたしますが、このことも乳幼児を少し上げろって言ひませぬけども、6年まで一気に上げるちゅうこともとてあの県が負担してくれる分があっても難しいわけですからとりあえず3年生位までを、来年度と言ひませぬのはまだ8月で1年改正して経ってませんので、今ここですぐに1年も経たない経過措置もみなんでいく行政早いことは早いといつてもですね、あまりにも一旦変えたら一年ぐらひは様子見る必要もありますので、来年の4月位を目処にですね、3年生位までという方向で、方向で精査しそしてまた検証してまいりたいと、こんなふうにも考へるところであります。是非ひとつそういうふうになって財政厳しい折でこういった少子化に対しても一生懸命手を打っているわけありますので、議員の各位もまたあの手この手、お金のかかる方法じゃないさきほど遠藤議員の方からご指摘があったようにゼロ予算事業だつてあるわけありますので、なんとかお子さんを沢山産んでくれるような辰野町になってもらえるようにまたいい案をお出しいただきたいとこんなふうにも願つて止まないところであります。以上であります。

16番(成瀬)

えーとあの、少子化対策の件でありますけど、一度にあれもこれもということは本当に大変でありますけど、一つ一つ何が最優先かっことを考へていただきながら、また町の方でも考へていつていただきたいと思ひます。以上です。

議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお、再会時間は3時、3時00分といたします。

休憩	14時42分から
再開	15時00分まで

議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位8番、議席5番 矢ヶ崎紀男議員。

【質問順位 8 番、議席 5 番 矢ヶ崎紀男議員】

5 番（矢ヶ崎）

今日産業社会構造の変化の急速な進展や、住民の価値観の多様化等に適切に対応して、町をゆとりと豊かさを真に実感できる私たちの住む場を整備し、個性的で快適なまちづくりを進めるためには望ましい町の姿を整備の目標として明確化し、諸々の施策を総合的かつ体系的に展開していくことが、今日ますます重要となっております。

このような施策の展開に当たっては、広域的観点からの土地利用の調整、都市活動を支える広域的な都市基盤の整備等を着実に進めることと併せて地域社会共有の身近な都市空間を重視した施策を推進していくことが肝要であります。

また、都市整備に関わる総合的な施策の体系を住民に分かりやすいものとして提示することが住民の理解と参加のもとにこれらの施策を進めていくためにも、とても重要であると思います。これからのまちづくりは今まで以上に創意工夫を施し、住民の意見を反映させて具体性ある将来ビジョンを確立し地域別のあるべき市街地域像、地域別の整備課題に応じた整備を示していかなければなりません。

また、国の三位一体改革 3 年目を迎える各自治体は行財政改革への取り組みや自主財源の確保に懸命の努力をしています。辰野町においても第 4 次行財政改革大綱等の推進と企業誘致による自主財源確保に努めており、今後の取り組みに大きな期待をするものであります。

また、平成 17 年度策定の辰野町第 4 次総合計画後期基本計画の着実な推進も図らなければなりません。そのことが町民の期待にこたえることであると考えます。とりわけ第 3 章「夢のある地域の形成」の中の「町の基盤を整備する」中の 4 つの施策コードは大変重要だと思います。

私は限られた辰野町の土地の有効利用や効率的な土地利用が重要であり都市計画区域、とりわけ用途地域の指定を受けている地域の基盤整備が求められていると思います。具体的には用途地域内における都市計画街路を始めとする道路網、上水道や下水道の整備を促進し、快適なまちづくりに向けた施策を計画的に行うべきだと考えます。町の基盤整備は町民生活の利便性の向上に大きく貢献し町民の満足度を向上させるものです。

町長は、企業誘致がもたらす総合的かつ相乗的な効果と町の活性化に触れています。その一例として企業誘致による昼間の人口の増加から夜間人口あるいはその先に定住人口の増加をあげております。私はここで良質な住宅地の造成と用途地域の指定に従った適正な宅地化の取り組みが求められていると考えるものであります。

そこで道路整備計画について、城南通り町道 75 号線についてであります。旧南信パルプ跡地内の赤線青線をまとめて町道 75 号線の道路用地に付け替えたこと

によって城前町内また南町の一部の住民の方々にとっては利便性が向上し生活がしやすくなったことは誠に喜ばしいこととあります。財政事情が今後ますます厳しいものがありますが、その先には辰野水処理センターがあり、また街路の新町赤羽線が計画されているわけとあります。また、今後は水処理センターでの処理能力の向上、それに伴い汚泥搬出のため大型車両の通行も必要となってくるわけとあります。それと同時に75号線を水処理センターまで延長することによって特に宮木、宮木南町、また新町の住民の方々の利便性が今以上に図られるわけとあります。そのためにも一日も早く計画を進めるべきであると思っておりますが、町長のお考えを伺うものであります。

次に宮木林の下の開発計画についてであります。上水道の整備計画、下水道の整備計画、道路整備計画について若干質問をいたします。林の下の地域は第二種中高層住居専用地域となっているわけとあります。しかし、上下水道もなくまた、道路も十分ではありません。町の人口増を目指すためにも今以上にこの地域の社会資本整備を強力に推し進めるべきであると考えます。また、町土地開発公社が所有している土地も一日も早く処分するためにも上下水道、あるいは道路整備を行うべきであると思っておりますが、町長のお考えを伺うものであります。以上で質問を終わります。

町長

それでは引き続きまして質問順位第8番の矢ヶ崎紀男議員の質問にお答え申し上げます。道路整備計画及び現在新たに作り直した道路のまた先線の延長とか、また、用途地域に分類されてる所の有効活用というご質問でありまして、一々ごもつともだと思っております。財源の問題その他いろいろありますけれども、どれを優先してやはり手を付けていくべきかというふうなことの中でまた精査をさせていきたいと思っておりますし特にまた優良宅地に関しましては、快適な住空間あるいは住居地域、住居地等の町の提供ということもとても大事であります。今これ同じこととありますので下の方の宮木の林の下の方から申し上げますと、上水道・下水道が現在入っていない状態とあります。若干の細い、細いって言いますか都市計画道ではありませんが、道路も線路に向かって病院の城前通りから真っ直ぐ入ってるわけが曲がってますけど入ってますが、そこへ上水道あるいは下水道等を整備していく必要があるだろうかということとありますが、確かに住民の皆さんからもそういった希望もありますし、あそこは住宅地としては非常にいい適地であると、日当たりもあるいはまた暮らす便利もいろいろから考えて上辰野のあれですね、今度道路の整備をいたしました中道線の両脇と同じような、ちょっと意味は違いますがあの、過ごしやすいとこかなと思っております。それに対しまして、現在はここが第二種中高層住居専用地域という形になってますから、そういうふうに指定した町の責任もございまして早めにですね、下水道、今これから下辰野駅前区画の方をやってくわけとありますが、それに次いであるいは平行してまず、下水っていいですか、下水入れれば上水道も必要でありますので、なんとかしていきたいと思っております。仮にそういうところへポンと家が一軒建てたい

ので上水道を引いてくれという場合は、現在は個人持ちになっております。敷設、あの自分の宅内外もそれで次にドンドンとまた家が2、3軒出てくるとその負担金を新たな家からその家へ払うような形になってきます。ま、一番問題点は、あそこはずーと入れてくなら最低でも75mm位のものを入れていかなきゃならない。消火栓適用それからまた、住居地としても相当の家が建つという考え方です。最低でも75、へたすると100mm以上が必要になってくるかと思えます。しかし最初にポコッとそこへ入る、近くって言いますかまあ、比較的入り口の方へ建った家は100mmも75mmもいらなわけですね。せいぜい23mmぐらいで十分だと思えます。で、水道の方の水道課って言いますか、あのあれですね、一応の法律的な法律的なまっって言いますか、条例的な見解はその家が一軒であっても将来のずーとその構想をやっていく中でいくらお金をもってくれるとはいえ、二重手間になるので23mmでは困りますと。100mmを入れてください、75mmを入れてください。それを負担してくださいと。こういうふうになってきます。ま、しかしそれも不合理なことで一軒もいらなわけでありますので、将来こう、いずれあの最初に払っていただければ後建つ家の方から段々その家へお金が入ってくるような形もあるわけですが、ま、その辺は町の方も23mm分はご本人負担でそれでそれ以上増やす分に関しましての差額は町の支払いでというような形をとるべきか、というふうにも考えています。ましかし、実際にそこへ建てたいという家が1、2軒出てきておりますが、早くこちらの方ですね、決定すれば町でずーと入れちゃってそこから取り出してお願いしますっていう形も取ってあげた方があの親切かなと、こんなふうにも考えているところであります。できるだけ町も期待してこの場所は辰野町の土地開発公社の土地も線路際にもあるわけでありますので、まあだからという意味じゃありませんが、全部含めて、ただ都市計画道路が西小のあの西側のところですかね、あそこの交差点のところからこう入り込むようには計画路線は入りますけども、それを待ってたんでもとても大変でありますから、それは将来の一つの計画路線として現在ある道路を活かしながらそれで家が建たってくれば必然的にまた都市計画道路の方の必要性も更に上がってくるのかなと、こんなふうにも思えますので考えてみたいと、こんなふうにも思っています。なお、ちょっと入り口っていいですか、そこの部分のその一帯へ入り込む入り口のところがちょっと変則で変則十字路ですか、十字路っていうんでもない川もあったりしてますのであそこは町の方で地主さんにもお話しをして、あのきれいにいれるような、いれるようなふうの手直しをしなければならなかなと、こんなふうにも考えてます。いずれ要望も強い所でありますので適宜いろんなあの、予算などを導入、あの補助金の多いですね、今町が全部やるとえらいですから補助金のあるものを優先しながらまた国県とも関わりながら考えていきたいとこんなふうにも思っています。起債事業もありますけども起債事業は当面楽ですけども後返さなきゃいけない。補助金利用はあの補助金の率は高いんですけどもそうかって当面補助金以外の方は町のお金が出るっていう、まあ非常にこう厳しい中でありますけども検討してみたいとこんなふうにも思っています。なお、今度来た大きな企業のコニカミノルタの横へ作りました

75号線城南通りであります。何で途中まで作って放ってあるんだとよく言われますけども、別に路線を決定してやったんじゃないんで企業誘致のためのものでもあったりいろいろします。あとあそこへ止まっているわけですが、出来てしまいますと非常に道路だけでも相当有効利用、活用されておまして近所の皆さん方からも喜ばれているのが現状であります。まあ、であるならば議員のご指摘のようにもう少しあれ延ばしてですね、建物補償までいくととても大変ですけども、できるだけそうでないようなルートを考えてご指摘のように下水道の方へも今度大型の汚泥排出トラックとかそんなものがどんどん入り込むことにもなると思いますので先線を少し段々に延ばしていきたいとこんなふうにも考えてるところであります。これとてやはり有利な事業を考えていかないと、町にとって有利ってというのはなんとかいい補助金を探し込んで当て込んで、まいろんな作文もしてですねあまり嘘じゃない、そうかって知恵のある作文じゃないとこれも駄目です。そんなことでまた進めていきたいとこんなふうにも考えております。えー以上であります。

5番（矢ヶ崎）

えーと大変ありがとうございました。今林の下、住宅地としてはとてもいい場所であると、えー、町の責任もありますので下辰野に続いてまた同等にその下水ですか、上水ですか進めていきたいということでもよろしいでしょうか。それと将来計画に基づいて、あの今言われたように将来のことを考えると75あるいは100でもものが、パイプが当然必要であると思えますけれども計画に基づいて是非将来を見越した形をお願いを申し上げたいと。それから75号線の先線の水処理センターまでのこともまあ、前向きに考えていただいているということでご理解するわけですが、それでよろしいでしょうか。

町長

えー、そのように言ったつもりですがどのようにとられましたか。あんまり短兵急にすぐ明日云々というふうには言わななくていただきたいと思います。まだ事業も決定した訳じゃありませんので、これから国県と相談してお願いをして、また陳情をしていい予算を取りながらと、こういうふうなことでありますのでご了承をいただきたいと思います。

議長

進行いたします。質問順位9番、議席7番 下田則巳議員。

【質問順位9番、議席7番 下田則巳議員】

7番（下田）

えー、あらかじめ通告してあります2点について質問いたします。地方交付税に代わる地方共有税についてということで、最近話題になっている交付税の見直し検討について、今後地方歳出は社会保障費等当然増加も予想されますが、こうした事情を全く考慮せず、移転支出である地方交付税の総額を今後5年間、現在の

水準以下におさえると国は言っております。地方 6 団体が今まで共通問題の協議とならんで国の予算編成や、国の政策立案、更にはその決定や運営に対しても意見や要望を提出し、6 団体が共同で行動を起こすこともみられました。

国は今、財政再建に絡み合わせて地方交付税を削減する、少なくとも地方にはもろにその負担がのしかかってくると思われまいます。国の台所事情は大変だからということだけで、その負担を地方に押し付けることはあっていいものなのでしょうか。地方交付税はもともと地方自治体の財政力の豊かな所、またその反対に非常に厳しい所との差を少しでもなくするために設けられたものであり、日本国民がどこにいても公平であるように財源を配分してもらうというのは地方交付税の基かなと思っております。日本国内で暮らす私たちにとってはどこで暮らしても同じ生活ができるというのが、平等であり平和に暮らせる一番元かと思ひます。私は常々この町で暮らせて良かったと思えるまちづくりについて町長の考えを一つお尋ねしたいと思ひます。今年度地方交付税は町では 22 億 2 千万円の歳入で、予算総額の 31.3% を占めていました。しかしこれが 5 年後に今より少なくなっていくということになりますと、税収をどのように求めたらいいか、その辺について町長のお考えをお聞きしたいと思ひます。国の削減ありき論議を押し返して地方における行政サービスが他の市町村と比較して差が発生しないように首長としてどのようなリーダーシップをとっていくのかそれを併せてお聞きしたいと思ひます。実は先日地方交付税について国からのその通達が、通達といひますか資料をちょっといただきましたので見てみますと、名称を変更し国民から国の特別会計に入るまでを地方共有税、国の特別会計を出て自治体に入るまでを地方共有税調整金というようになるそうです。国の一般会計を通さず地方共有税及び譲与税特別会計に直接繰り入れるということも書かれております。現在の財源不足は解消するために地方共有税の法定率の引き上げを行うと共に必要に応じて地方税法を定める税率も変更するというように書かれております。3 年から 5 年に 1 度地方共有税（地方交付税）の法定率の変更を行うと共に必要に応じて地方税の定める税率の変更も見直すというようにも言われております。もしこれがそのまま実施されますと町にとっては非常に予算編成の中に大変な時を迎えるのではないかなということを感じます。

次の質問に移ります。さきほど飯澤議員からも質問がありました辰野病院の新築計画についてであります。私は委員会の中でちょうどまとめ役を仰せつかっておりましたので非常にあの、町民の皆さんから辰野病院の在り方について非常に多くの意見を頂戴いたしました。今求められている辰野病院の心の安心と安全の医療についてということで、町長に質問させていただきます。今 6 月議会に提出されました議案第 34 号辰野病院の会計補正予算が提出されております。最終日採決で方向が決まるわけでございますが、今年 1 月に町住民議論経過報告としてワークショップを進める中で町民は病院改築は必要であるとの結論を出しております。町民が必要とした辰野病院の在り方、地域にはなくてはならない存在の病院でありいつでもだれでもが安心して診療を受けることが出来る病院であつて欲しいも

のです。今回補正予算については有形固定資産購入まで建設、まで、までして建設することをワークショップの中でメンバーにはどのように伝えられて話が進んできたのでしょうか。また、場所についてはさきほど飯澤議員から話がありましたように、非常に町民に知らされていなくて不信に思っている部分もあるかと思えます。昨年4月22日に出された病院運営委員会からの答申書が皆さんがニュースとして一番、ああそこへ建たるんだな、というそういう感覚の中で捉えられてたために今回町長の発言の中で内心飼料の、信州飼料の跡地へ移るとするのは非常にある意味ではびっくりした、何故あそこへ移ったんだというような、そういう言葉もありました。事情につきましてはさきほど飯澤議員がする質問しお答えいただきましたのでその辺は重複しますのでよろしいですけれども、私たちのこの町で暮らしている中で病院があるということで非常に安心感、あるいは日々暮らす中で良かったな—という部分もあるかと思えます。私たちの暮らしている長野県は地域医療では非常に進んでいる部分があるかと思えます。組織母体が異なっておりますけども、医療機関が競い合って作り上げている部分、例えば国保、厚生連、自治体病院及び県立だとか国立だとかあるいは信州大学の病院、また私立の病院等も沢山ございます。恵まれた環境の中に私たちが暮らしているのかなと思えますが、医療が整っておってもそれだけで満足することはできません。非常に全国的にも私たちの長野県は長寿県として知られておりますけども、それにはここに暮らす人々の努力もあります。また、病院の非常に親切なアドバイスもあります。これからも新しい病院がもしできるとするならば、辰野モデルとしてその活かし方については是非健康やあるいは健康で高齢になっても十分にこの町で暮らしていけるそういう病院作りにあの、考えを集中していただければありがたいなと思えます。若い人の働く場所が増えてきました。町に活気が出てきました。そんな中で病院建設には膨大な費用を要すると思えます。是非その膨大な費用が無駄にならないように町民に大事にされるいい病院作りには是非関係者の皆さん、町長含めてお願いしたいと思えます。以上で壇上での質問を終わります。

町長

質問順位9番の下田則巳議員の質問にお答え申し上げたいと思えます。まずあの地方共有税、地方交付税というものがあるんですが、それはどんどん削減されてきてるんですが、一旦あれはあの、国民の税金が町、あるいはまた法人等は税務署等を通して県を通してあの町を通ったものは県を通して国へ集結します。えー、もちろんそうですが、国が国の中に入ってから地方交付金をあ、交付税をここんところは交付金っていう形です出すんですが、それをまた官僚の皆さん頭いいもんですから地方交付税という同じ名前にして、各地方へ今減らしてますけども再分配をしているわけでありまして、で、こりゃどんな効果があるなと思ったらなかなかすごいなと思ったのは地方交付税が下がっちゃって、と国民の皆さん方住民の皆さんに話をしますと「いいじゃん税金が下がるもんで」とこう、この効果を狙ってわけのわからなくしてるのかどうか知りませんが、地方交付税という形の中で入ってったものが入りましたもの、それを本当は交付金でフィードバックされて

るものですが、地方交付税という名前を使ってまた再交付されてます。この原理原則は第二次大戦終わった後のあの、日本の在り方マッカーサー等が来ているるとまた組み直したわけですが、地方交付税も要するに国税を国民が納めるわけですが、国税は集める。もうちょっと余分に集めなさい。ちょっと余分に集めなさい。何パーセントか、そして今下田議員が言われてましたように前にも言ったかと思えますけども、日本のどこの国に、あ、どの場所においても、人口が多いところが少なからず、一定の水準の行政サービスが受けれるように学校とかですね、するためにその余分に集めたのを再分配してきなさいと、これがあのシャープ勧告っていいましてアメリカの経済学者のシャープさんがそれを考えて、他の国でもやっているんでしょう。それに基づいてやってるんですが、今お金がないということで政府の方は自分達の儉約でなくてそれを減らそうとしてるんですね。ですからそれもあの、大都会のやはり多数の、多数決の原理を地域まで当てはめちゃってますから、地域間格差ってのは多数が、多数のあの、人口の多いところが、のことを聞けば当然そっちの方に決まっちゃうに決まっていますよね。そういうふうに比べ物にならないどっちか選択できない時の大都会の人口の応援を得るように報道を使ってやって、地方の道は獣道だなんてことまで言わせるようにしながら削ってるのが現状です。それに対して地方6団体、県の日本の県知事会、まつわる県議会前に言いましたですね。市町村議会、市町村議長さん、全部で6団体ありますが、それが武道館でこりゃたまったもんじゃないっちゅって、もう3回、4回に亘って会合っております。そんなときに出されたのが、今度は地方共有税という案であります。まだ決定しません。この地方共有税、という形になってきますとといったんは集めますが国の会計へ入れないっちゅうやつです。これはとってもいいことですね。国の会計へ入れちゃうと、なんかどっかで使われちゃう、削られる。他の方へもっていかれる。道路特定財源だって一般会計入れろってしてますからね。今、入れちゃうとだめなんですね。入れずにそん中に集まったものを地方のその必要に応じてのあの、ありますから、なんですかね、基本財政需要額ってのありますよね、各地域にちょっと説明すると長くなっちゃいますけど、需要額、必要な需要額が各地にあるわけです。長谷村あ、小さい町も大きい町も大きい市も、それと自主財源との差額を埋めるものが地方交付税であったはずですから。それが下げられてですから。そちらの方に充てましょうということで国の一般会計入れずにそれを分け合っちゃう。これは非常にいい案だと思います。これが成立すれば一番いいんですが、恐らく国の方はこれを認めてこないでしょう。認めても僅かなことだと思います。こういうふうにしてかないと実際にはあの、えらい目にあっちゃうきりですね。その時の官僚の考え方一つでドンドンドンドンあの地方が現在は犠牲になってます。大多数が賛成だからいいじゃないか、そうじゃないですね。地域間格差、100人の人口と1,000人の人口これをじゃ、両方を1,100人の合計の中で賛成、賛否両論やるんですか。こりゃもういくら民主主義でもその多数決は間違った多数決です。同じ一票一票位に考えないとね。地域間格差の場合ですから。格差ってのは確かに現在ものすごく広がっております。今言った

ように地域間格差、それから一般企業を見てまいりますと、業種間格差、もう一つは企業間格差。同じ業種やってても、企業間格差。これがドンドンドンドンこの3つが大きく広がってるのが日本の現状であります。こういう中で我々はこの地域間格差に歯止めを打っていかないと大変な目にありますので是非一つ都会指導型、大人口賛成型だけでいったら大変でございますので、これに対して町長の感想ということでございますので、早く地方共有税等を進めてくべきであろうとこんなふうに思います。ただ、政府の方はこれをですね、人口と面積、やっとな面積が入っただけほっとするんです。我々も。人口だけでやられたらえらい目にあります。だけど、その地方をよく見ると非常に広い面積をもっているところがあります。そこを管理しなきゃいけないですね。山であろうがなんであろうが。ですから、面積按分も入れて東京みたいにですね、ある団地なんかは車で周り20分経ちゃぐるぐると全部回っちゃうところを、何十万人と人がいる。その論理はうんと優先しちゃって、でも実際に管理するところは少ないっていうことはありますよね。というふうなこともありますので、面積も加味してもらおう、ということもとても大事なことだと思います。しかし、国の言ってるのはじゃ人口と地方が言うから面積も加味して、これだけで地方交付金を割ってっちゃおうと、これもまた恐ろしいことになるんです。あの事情が組み込まれません。ただ面積と人口だけっていったら、辰野の場合はどっちでも行って来い位でしょうかね。もしあえて、また総務課長が分かればそのへん答えてもらいますが、だと思えますけども大変なことになる所も出てきます。要するに基本は兎に角政府が地方へ出すお金を減らしたいわけですから。そうじゃない、皆お金がないんだから政府だってもっと小さい政府になりなさいと。自らあの、もう少しね見本を示して今行革、改革やれなんとかしろって全部地方へ押し付けて、国家公務員もようやく減らそうと思って、どんな案ですかって聞いてみたら、地方へ出ている国家公務員、出先だけ切ってるだけです。そうじゃなくて元にいる、霞ヶ関にいるあの官僚たちが多すぎるんです。仕事は国税を集めて再分配するだけのことでしょう。一番大きい仕事は。あと国防と、金融とですね、それから法律を作る。これだけであんなに何十万人っていませんね。それで、日本はやはり官僚国家であるっていうことを言われるのはそこにある、と思ってます。例えば情報公開、こういった市町村の方へドンドン迫ってきて我々もドンドンやっています。国が一番情報公開してないでしょ。いろいろ都合がある。外国の相手先がある。まその場合にはしょうがないでしょうけども。実際にあの必要なものは全部出てないということであまりその、そこんところへ早く我々国民が気が付いて報道の皆さん方等お願いをして大騒ぎをしてそれでもっと熟成した民主主義にもっていく必要がある。そうすれば、こんな交付金、交付税なども一応のパターンが決まっているわけですから、それで出していただいて日本の、議員がおっしゃるようにどこにいても一定のレベルの水準の行政サービスが受けれるようなふうになってくのが一番理想だと。しかしお金がないからって国も県も町も市町村も一緒に我慢するのはこれは国民も皆納得するはずですよ。というふうに考えております。このように思っておりますが、次の問題としてあの、

辰野町はじゃどのようにならなくても下がってくるんだらうからどのようにならなくてもいいんですが、対処の仕方ってことになってまいりますと、より減ってくれば減らすよりしょうがないですね。事業選別、選択に入るよりしょうがない。で町などの今もドンドン進めてますように行政規模も減らすよりしょうがない。統括もしてかなきゃいけない。それから、片や一方で自主財源確保、あの手この手、それこそ知恵を使って、あれですね、行政能力フルに活動してそしてどんなあの一番自主財源確保がいいのか、ということで検討しながら進めていくということであると思います。後はその地方六団体の中で、あるいは単独にもですね、国に対して意外と国家官僚の皆さん自分たちがそんなふうだと思ってなくてやってる人が多いようですから、そんなふうなことも気がつくように交渉もしてかなきゃいけない。まこれしか今んとこしょうがないと思っておりますが、そんなことの中でリーダーシップをとってやらしていきたいと思っております。たまたま上伊那のあの町村会はなくなりましたが、今度上伊那町村連絡協議会というものができまして、たまたま辰野が一番古いということでその長にもなってますので、やたらあちらこちらじゃいけないですが、こういう大事なことは大きくリーダーシップをとって進めていきたいとこんなふうにも考えております。

次は辰野病院、求められてる、求められる辰野病院の心の安心と安全の医療についてというご質問であります。これは、病院運営委員会のあの下田議員も会長さんやっていますので運営委員会の中でもご説明したとおりであります。そちらの方の質問でなくて運営委員会の長として今までの流れ、そうはいっても紆余曲折したことは事実ですので、その責任上ご質問になってるものかなというふうに思ってお答えを申し上げたいと、こんなふうに思っています。前にもお話申し上げましたとおり、ま簡単に申し上げますと上辰野地区のあそこに決めたということに対しましては、ほぼ交渉が地主さんとのですね、大詰めの範囲に入ってきてますのでこれが公表できるわけですが、さりとて今言われている値段じゃとても町も大変かなと思っておりますけども、そんなふうなことになってきると。あれより高かったら、手が出なかったのかもしれない。またアクセスがよく当面さきほど言ったように当面の即刻稼働ということに対しましては対応ができやすい、というようなこと等であります。ただ、温泉とかそういった将来についてのこのプラスアルファ、売りがそこはなくなりますので、それと匹敵する以上のこともまた特徴として、複合的あるいは単独的にまた考えていきたいと思えますし、皆さん方からもまたお知恵もお借りしたいとこんなふうにも思っております。現実にはあの、さきほど飯澤議員の時申し上げましたが、この医療法の改正によって診療報酬が下がるということです。そしてまた、医師不足に追い込んできているということでもあります。この医師不足の一番原因はさきほども言いましたが、臨床医の研修医制度を2年間医者になった人は国家試験とったら訓練をなささい。今までは実はあったんですね。インターンだとか、研修医だとかいろいろなことありました。しかし大体我が母校でやってたんです。今度は平成15年から始まったものは、自分の母校じゃなくていいですよ。指導医のいるとこ

ならどこへでも行きなさいと。いうことになっちゃったんで、多くは大都会へ行っちゃった。よく調べてみたら大体受かってる学生、来ている学生の故郷って大都会らしいんですね。多くがですね。これも偏差値だけで採っているとそういうふうになってきますね。ということで本当の能力かどうかは別ですよ。別として、そういうことの悪い波及効果が現在出てきてます。特にそん中で一番は小児科、産婦人科、次は整形とこういった状態の中で医者が不足しています。産婦人科、小児科等は、さきほどからお話がありますように結局医師不足というよりも少子化ですから、仕事量が減ってくるだろうと、いうことでなり手が少ないということです。それでいてあの医師の労働時間は非常に長くなってきている。特にさきほどもしましたけども乳幼児から中学生にかけて夜間診療で飛び込むお母さんが非常に増えてきているようです。昔より。まこれは不安だとか家庭的な年寄りと一緒にいないとか知識が少ないとか、同時にまた権利の主張が強くなってきている時代、同時に 24 時間体制でコンビニがある、この平気な状態、「なに、なんでそこやってないんだよ」とこんな感じの中で全国的に非常に飛び込まれてきています。ということで2人や1人でやってれば毎日宿直やってなきゃいけないと、こういうところに小児科のお医者さんたちも追い込まれてくというふうなこと。産婦人科も同じであります。仕事量が減ってくる。同時にまた、事故では医療事故は少ないんでしょうけども、医療訴訟が非常に多いとこだということで問題があるようです。さきほどの小児科の方は医療報酬が小さい子どもだから小さい注射だからって点数が少なかったと。採算ベースにも合わなかった。不採算医療だったと、この辺は大分直してきているようです。まだ一定のところで止まっています。次は整形ですが、整形は意外と開業しやすい科のようであります。したがって信州大学も他の大学も日本中調べてみても整形の医局がだんだん困り始めてきている。したがって各大学も結局開業しちゃったり研修医は皆我が母校で、我が母校じゃなくて我が故郷で大都会へ行っちゃいますので、今まで出しているところ引き揚げに入ってきている。引き揚げないと自分の付属病院の患者さんもあるし研究もいなきゃいけない。学生も教えなきゃいけない。同時に大学院の学生も教えなきゃいけないと、こういうふうな教授の中で医局に兎に角医師が少ないと。こういうふうなことの中で大きな医師不足に今あっている状態ですから早くやっとなないと建物が出来ても医師がいなくなっちゃう。将来的にはもう少し潤沢には、潤沢とは言えますかどうか分かりませんが、戻ってきてくれるとこんなふうには思っているところであります。県の方へもお願いしたいと思います。信州大学の医学部、国立大学ですからああいうところは長野県人の合格率を 4 割から 5 割位まで入れないと地元へ残らなくなってきましたね。今までようやく長野県枠を 5 人入れて 100 名の学生中 1 年間、1 年の入学学生、約、約ですよ、約 100、あ 100 名ですよ。定員が。それで長野県枠が 5 名あると。それで 15 人しか長野県人は受かってないんですから、85 名は全部他所から来てます。調べてみると大都会が多いと、こういうふうな現象ですからそのへんも直してかないと、この医師不足ってのは解消してかないのかな。しかし片や 8,000 人から 8,500 人が国家試験受かっ

てるわけですから、その人達がどっかへ勤めてるわけですから、人口は若干下がってきてますし、高齢社会ですから需要は多いにしてもそんなにですね、余る、余るまでいかなくてもそんなに足りないはずはないという、どっかへ偏ってるなというふうに思います。一方政府の方の政策は大きい病院へ統括してって、小さい病院はもう段々段々やめてもらうか、廃科してってもらう。こういう方針をとっていますので、それに相まって辰野病院の今後が模索されて、模索って言いますか大事に考えて死守をしていかなきゃならない、こんなところでありますからご理解をいただきたいと思います。ま、あのご質問以外のこともちょっとお答えいたしました非常に大事なことでありますし、運営委員会の運営委員長さんとしての責任あるご質問だと思ってそこまで述べさせていただいたところであります。もし落ちがあるようでしたら、またお聞きすればお答えをしたいと思います。以上であります。

7番(下田)

えー、再質問ですけれども、行政規模私たちの町ですと今年度70億4,000万位の予算規模でございましたけども、今後その予算編成の中でこの予算をずーと維持できるかどうか、非常にあの町民税とかそういうものの伸びも鈍化していると思います。その中で今後の見通し、非常に厳しいかと思えますけども、どんなような進め方をしてくのか、もし分かる範囲でお答えいただけたらと思います。町長のリーダーシップに多くの方が期待してると思えますし、また税金ということにつきましては、皆ができるだけ平等に支払いをし、それから滞納のないようにということ、日々考えておると思えますので是非そのへんも含めてお答えいただければと思います。

町長

えーと、推移につきましてはじゃ詳しくはあの、まちづくり政策課長からお答えいたしますが、一応私は交付金、交付金と言ってますけども交付金だけで下がっただけを言っているわけじゃなくて、一部なんですかね、税源譲与になってる部分があります。と差し引きがやっぱり下がってるちゅうことを言ってますので、まあそのへんを、そのへんのとおり少しずつはまた下がる割合は減ってくでしょうけども、少しはまだまだ若干減ってくださうと。辰野町の財政適正規模ということになると私は60億円位だろうというふうにも踏んでます。ま、しかしそこまでいったら大変なことですし、それこそ今までやってるサービスほとんど半分以下に全部カットしないと成り立ちませんし、役場の職員も3分の1位にしないと成り立っていかないのかもしれないかもしれませんが、しかし最悪そこぐらいまでいく位、一気にいきませんが、見ながらいきながら覚悟をしてもってかないと立ち行かなくなるだろう。じゃ合併したらどうかというと、少しあの合併の特例債があるだけでやっぱり同じ水準で下がっていきますから、あの日本どこにいてもそうやってくと。そのへんになる前にどこに原因ありやと、早く気がついてやっぱり大騒ぎして、そして国の方も国は80兆の予算ですけど、特別会計は200兆もあるんですけどね。その200兆なんてもの対して国会でもって審議するようになってない

んだそうですね。おかしいことですね。辰野町の場合は報告してまずし特別会計だっここで審議もしてもらってます。それが70億円の一般会計で別個に90億円ぐらい、90から100億円位の特別会計もってますが全部審議してますがおかしいですよやっぱりね。というようなことここで論議してもしょうがないですけど、そんなことも推移もみたいと思いますが担当課長からもお答えいたしますし、また病院の事務長もワークショップの進め方などもちょっとあの答えていただきたいと思います。

まちづくり政策課長

地方交付税をめぐる情勢の中で辰野町の予算を含めた財政運営がどんな見通しであるのかということをございます。あの、地方交付税につきましては平成12年から18年のこの7年の間に25.7%の減額を国はしてまいりました。今後政府の中では今後5年間平成18年度の水準を下回る地方交付税を考えていくという方針っていいですか、考え方が示されております。それに反論する形で地方あの共有税という形を地方六団体が提案をし、一定の水準の行政サービスを担保する形でのセーフティーネットもうたいこんで提案が出されたのが今回の地方共有税という形での提案でございます。ただ、あのいずれにいたしましてもこの7月位になるかと思えますけれども、政府が歳出歳入一体改革ということで今後の具体的な方針を、交付税も含めまして骨太の方針という形で示すことになっております。これにつきましては、辰野町もそれに拘束をされてあの、今後の財政運営をしていかなければならないということをございますので、極めて注目をしているところでございます。ただあの、今年も70億の70億を切りたいということで予算を作らせていただきましたけれども、最終的には70億を越してしまいました。今後交付税の動向ばかりでなくて企業誘致を含めた自主財源の確保ですとか、それから行財政改革の一層の推進、合わせまして協働のまちづくりを標榜しながら住民とともに力を合わせて予算を作り、共に執行していくというふうな形でのまちづくりを今後進めさせていただきたいというふうに思います。町長あの適正財政規模60億というふうに申しましたけれども、極めて60億ってのは厳しい数字でございますけれども、そこらへんのところも覚悟しながら今後行財政運営に努めさせていただきたいと思えますのでよろしくお願いたします。

病院事務長

えっと、病院の事務長の方からワークショップの進め方、あり方についてということですのでお答えさせていただきます。本来のワークショップにつきましてはいろいろ方法があったり、えー、することは重々承知しておりますけれども、町長の方針のワークショップ導入につきまして、病院としましては今回についてはワークショップそのものではなくてワークショップの辰野病院版ということでご理解願って進めてきたつもりでありまして、ワークショップの中では病院が本当に必要かどうか、必要ならば場所がどこがいいかということを中心に議論をしていただいて報告をさせていただいた経過があります。そんな中でもやはり恒常的な医師、看護師不足やさらに、これからもさらに医師が減るというような

予想のある中病院経営は本当に大変な時期だけでも、この時期に本当に改築事業に手をつけていいのかどうかも含めて検討し、しかし辰野病院の施設の現状をみると早期に改築が必要であるっちゅうことで確認をしていただきまして場所についてはそれぞれ幾つかの候補地の中から利点、欠点等を取り入れながら議論していただいてきてこんな結果になってきております。ワークショップの中でも自分たちで決めれるのかという意見の中では、最終決定はあくまでも予算を議会で議決していただいて決定してくんですよってことで議論を進めてきていただいた経過があり、予算の見込み決算の状況についても今まで出してきた資料については、当時産婦人科等もあった中での予想の資料であるからさらにこれより相当厳しい結果になってくるということは承知の中で議論していただきたいということやってきた内容でありますのでよろしくをお願いします。

議長

進行いたします。質問順位 10 番、議席 15 番 北條常信議員。

【質問順位 10 番、議席 15 番 北條常信議員】

15 番（北條）

えー、お許しを頂きましたので、質問をさせていただきます。辰野町の第四次総合計画、後期基本計画、第 1 項、学校教育の充実、この「現状と課題」書き出しに「子どもたちの健やかな成長のためには、学校教育と共に家庭や地域における様々な教育機能の充実が必要で、子どもたちが日常生活での体験を積み重ね、他人を思いやる心や、社会性・道徳性を育てることが必要である」また、「学校・家庭・地域と町の協働による教育活動を通して、豊かな感性とたくましい子どもの育成が求められている」といたしまして、基本方針は「子どもたちの豊かな心を育て、のびのびと夢をもって学び育てる環境を作る」こういう具合に書かれております。素晴らしい教育の方針であろうかと思うわけでございます。さて、時あたかも教育基本法論議、愛国心評価問題・現代教育の問題点論議などの中で「今日の社会・政治・国民の価値観。行動様式等に関わりをもった現代教育の病理現象」であるとして、「いじめ・家庭内暴力・登校拒否、これらをあげ、さらに父親の心理的不在や暴力、あるいは家庭での一貫教育と基本的躰の欠如、不和・別居・過剰期待・道徳軽視・母親の過保護、また過干渉、進学のみこだわりの知的偏重教育」などをあげています。今、大人に求められている教育の姿勢は、豊かな人間性、人格形成、情緒安定などの指導、これは勿論でございますが、欲求不満や心の葛藤に打ち勝つための「超自我」の形成の指導、さらには親子の信頼関係に基づく人格形成などが基本的な生活習慣体得の面で極めて大切なこととされております。総合計画後期基本計画に謳われているとおりだと思います。この後期基本計画達成のために特に幼児・児童、生徒の教育に関係して質問をさせていただきます。幼保・義務教育をめぐる問題点として指摘されているものは、母子・父子家庭への支援、それから母子分離困難家庭への支援、父親の不在希薄な家庭への父親指導・支援、家庭教育への指導・支援、PTA

活動への参加困難な家庭への指導・支援等でございます。教育の基礎、特に小さな子どもの教育は家庭に依存しているわけです。いわゆる教育活動率の高い家庭にこそ、これらの支援等が大切でございます。町の基本計画は、学校・家庭そして地域と町の協働による教育活動とっております。1 番目の質問は以上でございます。

次に今までと関係が大変深いと思いますが、えー、この問題も実は大変幅が広く奥の深い問題でございますが、お聞きいただきたいと思っております。町の少子化の現況と、その対応について質問をさせていただきます。総理府の発表によりますと、2005 年の出生率が 1.25 で、将来は、1.10 まで下がるとこんな具合にしております。厚生労働省は 2002 年にその取り組み、対応について示しています。さらに 2006 年、次世代育成支援の取り組みにつき、その方策についても述べております。基本的には男性を含めた働き方の見直し。また地域における子育て支援。それから社会保障における次世代支援。それから子どもの社会性の向上や自立促進、等であります。また、今後の推進の方策として、次世代育成支援対策促進法あるいはまた児童福祉法改正・児童手当制度や育児休業制度等の見直しなど、進められて来ているようにございます。そして 17 年度からは市町村・県・事業主などの実施への支援を行っている段階が現在かと思うわけでございます。少子化社会対策基本法などに述べられていることの概略は、出産後も育児をしながら働ける職場づくり、父親の育児等のための休暇、多様就労型のワークシェアリングの普及、保育サービスの充実、保育園等も含めた学童クラブの充実、育児相互援助活動を行うファミリーサポートセンターの設置、子育て支援総合コーディネーター事業の位置付け、子育てサポーターの養成・配置、児童虐待の防止、母子家庭の自立支援、子育て支援の生活環境整備、教育費負担軽減、親になるための出会い・ふれあい、若者の安定就労、不妊治療対策等でございますけども、結論的には、結婚・出産について、家庭や子育てに夢を持ち次代社会を担う子どもを安心して生み、育てる環境を整備して、誇りと喜びをもち育児などに専念できる社会の実現、こういうことであろうかと思うわけでございます。そこで次の点についてお願いいたします。結婚・出産の奨励あるいはまたその支援について、次、充実した子育て支援への対応・経済的支援、出産見舞いあるいは一時金など、パート支援、その他町として行っている少子化防止の施策また行おうとしていること等をお聞かせいただきたいと思っております。質問の内容によるか、どうも焦点的でなくて総花的で申し訳ございませんが、よろしく申し上げます。以上で質問を終わります。

町長

それでは質問順位 10 番の北條常信議員の質問にお答えを申し上げます。まず、幼保あるいは義務教育をめぐる教育の困難点について、ということであります。確かに辰野でも母子家庭、父子家庭等が平成 17 年で 170 軒位はあるようです。その中で児童扶養手当を出させていただいているお宅が 124 軒位、ですからあの非常に増えてきている。前よりは増えてきている。ということでありまして、一応二十歳になればこういったのは子どもさんがですね、二十歳になるまでは、ずーとなればずーとそのままいっちゃんうんでしようけど、新たになれば加算されてきますが解

除という形にはなっただけでありますが、あまりいい兆候ではないと思います。あまりいいですか、なんとか問題憂いている問題でありなんとかあの対処してかないと、結局子どもが教育的な犠牲になってしまうということでまたその子がまた大人になるということでもあります。今の現在お子さんをお持ちの親も前は小中学生であったはずですし、またその頃の社会的な教育はどんなふうなことであったか、その結果がまたここへ表れている。この繰り返しが良い方向を出していかないとなかなか日本中全体のことでありますけども、うまくいかないだろうというふうに思います。昔いじめっ子、いじめられっ子というふうな分析をした方がありまして、過保護の家庭のお子さんはいじめられっ子の方だろう。逆に過干渉、親がまあでもこうでもガンガンガン言う、過干渉過ぎてるっていうことですね。あるいはまた過放任、放りっぱなしで何もしない。こういうところのお子さんが、いじめっ子の方に回る。というようなデータが出ております。しかしこれはいじめっ子、いじめられっ子の問題だけであって、今ご指摘のようにそれらがずーと波及的にいろんなあの教育上よろしくない問題を起こしてきているというふうにも思います。これに対しましてまた教育委員会の方へお願いをして早くこの PTA や社会教育の先生もいらっしゃいますし、教育長中心に頑張ってもらいたいと思いますので、教育長の見解をここで答弁でお願いをしたいというふうに思っております。どうもいずれにしても忍耐力、我慢というのをこないだなんか統計が出てまして、今の 6 年生位のまあ物が豊富だってこともあるでしょうし、教育の仕方いろいろもありますし、兎に角物を与えるってというようなことも、与えすぎるのかよく分かりませんし、あるいはまた兄弟大勢の中で切磋琢磨がないとか、外で遊んでですね、ガキ大将的な指導もないとか、あるいは外で遊ぶ機会も少ないとか、お互いに譲り合っただけの我慢とかあまりないということの中で、小学校 6 年生の我慢度は昔の小学生の 2 年生程度だと、いうふうなことをいうあの学者もありましたですね。ということで、非常にすぐ切れやすいというのはそこらへんに問題も出てきているようです。それをお父さん、お母さんが交互に一緒になって怒っちゃうと駄目ですから、一人が怒り一人が撫でる。今度お父さん怒ったら、お母さん撫でる。この繰り返しが 1 番の教育の原則であるというふうなことを教育論吐いてる人もありますが、それは片っぱいだけだと一人で二役なかなかできませんので、非常にここが難しいことかなと憂いているところであります。

あと少子化の傾向でありますし、本当にそのとおりであります、どのようにこれを捉えていくかということでありまして、まずは結婚しない人が増えてきてますので、これに対しましては、見合い等もしたり、また結婚相談員も町も置いたり JA あたりも一緒になってやってくれたりしているわけではありますが、たくさん当たってはいるようですがどうも成功率がゼロというようなことでありまして、非常に情けない限りですがまたそのへんももっと良い方法がないか検討してみたいと思います。出産費用につきましては前にもお話がありましたように今貸し出しを 30 万先やって 10 月から 35 万に上げたいということでもありますので、この費用につきましてはそのこと自体の費用はもう問題点はないんだろうと思いますが、この問題に関

しては。後は充実した子育ての支援だとかですね。経済的支援はなかなか今のよう
にあの母子だとかそういう規定に基づいてはドンドンやっております。あと、働く
場所の問題もありますけども、なかなか今若いお母さんたちの合うような勤め方の
スタイルが会社側がなかなか手厳しい場合にはうまくいかないこともあったりして、
うまく合えばいいんですけども 10 時から 3 時までとかですね、そういうふうなパ
ート的な方も受け入れられるところは非常に少ないですがないわけではありませんが、
そういった非常にあの難しい勤め方を希望する若いお母さん方が増えてきていると
いうふうな傾向にあるようであります。いずれにしましても、国を挙げてこの対策
を打たないと、どうしても辰野だけで少子化対策やってみてもあるいはどっかの部
分だけでやってみても、地方の部分ですね。とってこればうまくいくことじゃあ
りませんので、これもまた国の方へも要望したり我々も一緒に考えたり提案したり
して解決に当たっていきたいと思います。教育長の方からお答えを申し上げます。

教育長

それでは北条議員の 1 番 2 番目の質問についてお答えしますが、大変大きな問題
ですので若干時間をいただいて答えさせていただきます。えーまずあの、母子父子
家庭ですが、まちょっと小学校の名前言えませんがある小学校では本年度 16% であ
ります。これが特に低学年に目立つということで今後増加していくことは間違ない
という心配があります。これはあの辰野つきりじゃなくてどこも似たような状況で
あります。それから次の母子分離困難な家庭っていうのは、いわゆるあの母親と子
どもがべったりというこれがかかり乳児の時は当然ですが、小学生の高学年辺りま
でこういう親が結構いるわけでありまして、最近のここ数年ですね、中学の不登校
の状況を見ていますと不登校の要因はいろいろあるんですが、やはりこの母子分離
不安、母子癒着といってもいいわけですが、これがかかりあります。それからあの
父親の存在の希薄な家庭っていうのはもうはっきりいって圧倒的といってもいいわ
けで、学年が進むにつれてその傾向が大きくなっていくわけでありまして、これ普段
はあんまり苦にならないんですが、子どもが問題起こしたときに非常に困るわけ
であります。本来ならこの処理の時に父親が出てきていろいろブレーキかけたりして
もらうべき父親が出てこない。したがって母親のペースで突っ走ってしまって問題
が余計こじれてしまうっていう例が幾つかあります。それから家庭教育困難な家庭
ですが、警察のやっかいになった子どもそれから犯罪をおこさなんでも児相とか民
生委員の世話になった子どものほとんどは家庭教育に大きな問題を抱えているお家
であります。最後に PTA 活動ですが、これはあの参加困難というよりももっと大変
な問題があるわけですが、これもずーと学校で困っていることですが、小中とも参
観日は授業だけみて帰っていってしまうという親が非常に多くて最後の学級懇談な
んていうのは、クラスで 5、6 人しかいないなんてことは珍しくない。これはあ
の辰野だけではありません。どこの市町村でも非常に困っていることでもあります。
それである、これについてどういう対応をしていくかというのはものすごく大きい問題
で簡単に言えないんですが、それでも大事なことでですのでちょっと述べさせていた
だきますが、非常にたくさんありますので 4 点位に絞って話をさせていただきます

が、1つはやはり参観日など保護者の参加する行事の思い切った改善。ま従来あの、どうも踏襲的に行事化しているところもあるわけではありますが、もう参加者数の目標をへえ学校で設定してもらおうと。でそれに合わせて本当に親が参観したくなるような企画これを是非してもらいたいってことと、PTAに参加をもう強力に呼びかけてもらう。それからもう参加しなかった親には家庭訪問する。その位にやってかないと困るかなーと。だいたい参加しないのは、ほとんどあのしてもらいたい人が出席しないっていうのが一般的な傾向であります。特に新入生向きに家庭教育学級ってのがあるんですが、これはもう全家庭に参加してもらおう、そういう前提で取り組むってことと、まあ、非常におこがましいわけですが、はっきり言って今親の子どもへの支援の仕方も大事ですが、親の在り方そのものを援助してかないとどうにもならないというそういう意味のプログラムも必要かなと思います。それから次ですが、現在保育園では働く親のために通常の保育の他に未満児保育、乳児保育、延長保育、土曜日保育、えー緊急保育、さらに一次保育、ちょっと一つ一つ説明すると長くなりますのでちょっと省略させてください。実にもう多様なメニューが今用意されていて、それから小学生では学童クラブ、放課後教室、もう本当にあの多くの母親に本当に利用されててまあ少子化対策にまあ直接参考になっているか分かりませんが、まそういう対応としては機能してると思うんですが、一方ではやはりあの今の保育、通常保育に比べるとそれだけ母親の子どもへの関わりが少なくなる。こりゃまあ当然であります、そういう訳ですので保育士とこれらの母親との接触の機会をより多くとって意図的に子育て支援を行うことがどうしても必要かなと。であの、まああの、保育園の場合にはその他、あの、あすみませんちょっと言い間違えました。それがもう1つです。それから3つ目ですが、教育相談を受ける状況づくりということです。辰野町では教育相談、就学相談、保育相談等の体制が他の市町村に比べて非常にあの、整っております。相談を受けやすい状況になっているわけではありますが、課題は危機感に乏しくて問題があっても相談を受けない親がかなりいるってことであります。それから相談したくてもどうやってすればいいか分からない親もいるわけであります。これについては教育委員会や学校、保育園が日頃から相談の必要性や相談間の紹介、個々の親への積極的な働きかけを進めていくべきかなーと思ってます。保育園の場合にはこれに加えて、保健師、民生委員にも関わってあのもらっておりますので、この相談体制をさらに充実することかなと思います。最後に家庭訪問のことですが、従来学校の家庭訪問っていうのは非常に慌ただしい日程でやっていたために短時間の家庭訪問になってしまったので、どうしても深い話し合いができなかったわけであります。それで現在各学校に働きかけて家庭訪問を夏休みにやろうと、いうふうに変わってきております。このやり方だとあの、時間もじっくりできますし土曜日・日曜日も使えますし、するのでそういう方法をとっている学校がもう増えてきております。この町内ですが。内容も従来はどっちかちゅうとお子さんの家庭の状況はどうですか、位で終わったんですが、ま親の子育てに対する考えをお聞きしたり家庭の状況、まこりゃプライベートは配慮するわけ、しながらです。するっていうようなことも大事にしております。それ

からちょっとあの、もう1つ前々から教育委員会で進めている地域子育て支援ですね。支援マスターを中心とした地域子育て支援もまあ順調に動いてますので、これをさらに進めたいと思ってます。まだいろいろありますがちょっと時間の関係で、それにちょっと絞らせていただきました。以上です。

それから後の少子化対策については、さきほど子育て支援のお話しましたので割愛させていただきます。以上です。

15番（北條）

えー、お答えをいただきまして大変ありがとうございました。義務教育をめぐる教育の問題点について、あるいは小さい子どもたちの教育の問題点について、これ大変難しい問題でございますけどもやはり小さいうちからと、こういうことが大事なことでありましてそれから教育の根源的な問題でもございます。今後もひとつ大切に見守りご支援を願いたいと思います。一般的な価値観の中では親は子どもも育てられて当たり前と、こんなような感じでございます。ところがいろんな理由でそれが出来ないとそのことによって親は苛立ち、不満、ストレスが鬱積して子どもへの暴力になったりあるいは放置したり、こんなようなことで特異な事件なども大変みられておるわけでございます。それから、子育て支援センターこれ大変素晴らしい、良かったなーとそういうことを思っているわけでございます。内容をさらに充実させて、親どうしの力で親がより良く育つように、つまり親が育ち子どもが育つとこんなことでございますので是非またご支援をお願いしたいと思います。それから結婚などについて、結婚の出来にくい方々のためにこれ一泊旅行等音頭をとってもらって年に2、3回いわゆる未婚者の交流の場作り、こんなようなものが出来たら大変いいかなと、そんなことをひとつ思っております。またお考えいただきたいと思います。それから不妊相談センター等を設けてこれ産婦人科がないということでございますので余計に相談にのって欲しい、不妊治療に対しても経済的な何か支援が出来たら大変ありがたいなーと、そんなことを思うわけでございます。出産に対しては今お話ございましたように35万円ということでこれ大変ありがたいことだと、こんなことを思っております。お答えはいいりません。ありがとうございました。

議長

ここでお諮りいたします。本日の会議はこれにて延会といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会といたします。長時間大変ご苦労様ございました。

延会 午後4時18分

【一般質問 2日目】

8. 会議の顛末

局長

ご起立願います。礼。(一同礼)

議長

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、第2回定例会第11日目の会議が成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。15日に引き続き一般質問を許可してまいります。

質問順位11番、議席6番 山岸忠幸議員。

【質問順位11番、議席6番 山岸忠幸議員】

6番(山岸)

それでは通告に従いまして、辰野病院建設に関し質問いたします。その前に、町から提案される案件については、上位の法律等により町として条例等を定めなければならないもの、また交付金等の確定による補正予算案など粛々と議決されるべきものと、町独自の判断で計画され提案される予算案であるとか、条例案等があると思います。こうした後者のような案件が出されてくるについては、経験豊かな行政のプロの職員が相当な研究や検討を重ね、またきちっとした将来予想もされ適当であると判断し、更に優れた洞察力と先見性を持った町長が良しと判断されて、この議会に提案されているのだと思います。私は今までこうした案件に対し、提案にいたるまでの努力と決断に敬意を表しつつ、多くの案件に賛同してきたつもりです。しかし、今回の病院の建設地決定に関しては、余りにも将来展望がなく、また従来町長が一般質問の答弁や、様々な場で発言されていた、新たな用地を取得してまでは考えられない、特長ある病院を考えなければならない、これからは企業立町を目指す。等々の発言からもかけ離れた決断であることに驚きと失望を禁じ得ません。同様に感じている議員も何人かいると思います。

今議会での冒頭の町長あいさつ、また昨日の答弁の中でも決定理由として、町の中心部である、駅に近い、バス路線の利用も可能だ、アクセスが良いなど利便性のことばかりで、病院そのものについての説明、病院建設にかける夢といったような話しはありませんでした。さらに信州飼料跡地でなければならない理由はただ一点、すぐに建設できるからでした。なぜすぐ建設しなければならないか、それは医師確保ができなくなる、2年先になれば建物はできても医者はいない病院になってしまう。この一つのことだけで理解してほしいと訴えています。これだけ大きな事業なのに夢を、展望を持ってない、このような提案を私は受け入れることができない状況にあります。前回3月議会で私は、建設地が決まらない中で病院建設の予算を出してくるのはおかしいと言いました。そして、今回3億円で信州飼料跡地を購入した

いとして補正予算が出されました。しかも工事請負費を減額しての補正です。3月時点では本年度7億8千750万円を必要とされた工事請負費を5分の2減らしての用地購入費です。この減額された分はどういった内容のものなのでしょうか。こうした予算の使い方は柔軟性のある予算運用というのでしょうか。私には計画性のないずさんな予算立てと思われるかもしれませんがいかがでしょうか。この3ヶ月の間にどういった経緯で今回の決定に至ったのか説明願います。

次に、今議会最終日には、先ほどの3億円の補正予算を認めるか、さらに言えば信州飼料跡地での病院建設を認めるのか、の決断を各議員が迫られています。ここで私は町長を始め議員の皆さんにもう一度このことに関し、考えて頂きたく意見を述べ、町長の考えをお聞きするものです。まず、ウォーターパークの所に病院建設ということでは、一つに温泉利用が可能である、二つに利用されていない施設敷地の町有地を有効利用できるということが大きな要素でありました。温泉利用ということでは、当初より直接診療報酬等に反映されることはないということも言われていました。それよりは入院した時にお風呂は温泉に入れる、近くに入浴の施設もあり利用することができる、そうしたことを一つの売りにできるのではないかと考えました。先日のほたる祭りでの懇談会の席でも、塩尻の市長がうちには温泉がなく、温泉があるということだけで辰野町の荒神山に来るのだと、また腰が痛くて温泉に入りきたうちの助役とも偶然に一緒になったこともあると、そんな話もされました。このように日本人には温泉に対して思い入れがあります。また湯治という言葉があるように医学的には分らずとも、身体に良いということは大昔より知恵としてもっています。そんな温泉としてのピーアール効果は十分あるのではないのでしょうか。また温泉利用ということでは、足湯などの施設を作り利用してもらうことも可能ではないのでしょうか。診察の待ち時間に、また終わった後に家族が迎えに来るまでの間のんびりしてもらえることもできます。また冬場の寒い時に温まって帰っていただくこともできます。現在診療報酬としては認められない、温泉療法、温泉治療ということも将来反映されることがくることも考えられます。そうしたときすぐに対応できる場所にあることも重要ではないのでしょうか。

次にウォーターパークでの建設では、自然環境の良さがあります。入院患者にとっては入院期間が2週間であれ、3ヶ月であれ、その間は24時間病院が生活の場となります。そうしたとき緑豊かな自然環境に包まれている、というのは、いろんな面でリラックスできるのではないのでしょうか。朝の新鮮な空気、眼下に天竜の流れがあり、王城山から駒ヶ岳までの広々としたロケーション、ゆったりとした気持ちになれるのではないのでしょうか。また野良で働く人たちの姿、近くのマレット場や体育館、テニスコートでスポーツに興ずる人たちの歓声、そうしたもので健常な社会生活の場への、復帰の気持ちも沸き起こってくるのではないのでしょうか。さらに近くの林間を利用して遊歩道などを整備し、回復期の患者の方には散策をして頂いたり、また家族の人に車椅子を押してもらいながら散策するといったことも想像できます。ウォーターパークの所で一番問題となったのはアクセス、道路問題でした。道が狭い、踏切が狭い、カーブが多いといったことでした。しかし、今までもプー

ルに來たり、マレットに來たりしているわけで余りそうした声は聞きませんでした。確かに遊びに來ると、急病の子どもを乗せてくるときではかなり気持ちの違いは想像できますが、それは道の広さやカーブの多さとは関係ないことと思われます。道路に関しては病院建設後利用者からの要望の声が高まれば順次整備していけば良いことだと考えます。確かに道路の開設、改良、拡幅等は莫大な費用がかかります。しかし、そうしてできたものは後々町の財産宝となっていくものです。病院建設により新たに都市計画道路の計画が着工されたとなれば、それこそ将来の辰野町の大きな財産となるのではないのでしょうか。

次に病院の経営、運営の面に関してであります。昨日の質問や答弁で言われているように、これからの自治体病院の運営は厳しいものがあります。しかし多くの町民が必要とするものであれば、赤字覚悟で止むを得ないと考えています。しかしできるだけ赤字を少なくしたいのは当然です。そうした時どういったことが考えられるのか。私は、病院の運営委員をさせて頂きました。また国民健康保険の運営委員も現在させて頂いています。病院の立場から見れば収入を上げるには、とにかく患者数を増やすことです。これは診療報酬がどのようになろうとも大原則です。病院は入院にしる外来にしる患者数が増えれば収入も増えていきます。一方国民健康保険、これは町の一般会計になりますが、こちらから見ると町民の皆さんにはできるだけ医者にかかってほしくないと考えます。これは医者に掛ればかかるほど医療費としての町の出費が増えていくからです。同じ町の中で、片方は患者数を増やしたい、もう一方は辰野町民の患者数を減らしたいという関係にあります。こうしたことを考えた時、辰野病院ではあるけれど他市町村の方にも来易い場所にある、他にはない魅力のある病院ということが重要になってくると思います。

辰野病院は2次医療までとっており、高度医療や特化した専門科目といったような医療的特徴を持たせるには難しいものがあると思います。それならば医師や看護師職員の対応や接遇のサービスによる特徴づけ、これはどこに病院が建設されようとも可能です。それと今までの述べてきたように立地による特長を持たせるしかないと考えます。以上、私の思いつくウォーターパークでの病院建設の夢や可能性を申しあげました。私は今日、あえて信州飼料跡地での病院建設のメリット、デメリットということには一言も触れませんでした。それは今現在、今回決定地での病院建設ということに対し自分の頭の中に馬鹿な壁を作ってしまう、良いところを見ようとしていないのではないかと感じているからです。

どうぞ答弁の中で現在死に地となっているウォーターパークの今後の有効活用に関し、また今回決定地での病院の特長や運営方法等をお答えいただく中で、病院建設に関しての町長や事務長がお持ちの夢や可能性、またそれに賭ける情熱を熱く語っていただき、私の中の馬鹿の壁を打ち砕き、なるほどと感じられるものを与えられんことを願い質問を終わります。

町長

おはようございます。昨日に続きまして一般質問2日目でございます。本日は質問順位第11番の山岸忠幸議員からの質問であります。お答えを申し上げたいと思

います。今辰野町が議会に提案をいたしております、辰野病院新築ということで、移転新築、場所の問題を巡ってのお話かと思えます。るるお話がございまして、いちいちごもっともな点も、私どもも同意あるいは同感するわけでございます。ただあの一つこの辰野の論理、我々の希望、あるいは、また委員会、それら専門委員会等の話し合いによって決めてやっていくということが非常に理想でありますけれども、正に町会、町というものは末端行政にありまして、全て法律下で行わなければならないわけでありまして、したがいましてできるだけこの住民辰野の論理は優先させて、できるだけほかのものは排除しながら持って行くわけではありますが、この山岸議員の自分自身の厚い壁はともかくとして、辰野にも絶対にそれを破れない壁というものもあるわけでありまして、ぜひ一つその辺もご理解を頂きたいと思えます。昨日あるいは、またいろんな機会に今度の提案にあたりまして、早くしないと医師確保ができなくなってくる可能性がある。それが具現化してきているという話も申し上げたことも事実であります。しかし、それだけではない、この前から言っていますようにどこを中心に捉えたか、私が主にたくさんしゃべったかによるのかも知れませんが、一番大きな意味は医師確保以前に、この政府の医療制度改革がどんどん進んできちゃっている。これが正に具現化してきているということでありまして。したがいまして辰野病院、継続まずするなら今のところよりも、住民の希望の皆さんとしては移転新築ということでありました。それでそれが早期にしていかなないと、今の医師の問題だけでなく、いろんな改革にあって、下手すると出来なくなってくる可能性だって十二分にあるということです。同時にまた遅きに失したことによりまして、まあそういうことはある程度は1、2年前から想像はできたわけでありまして、まさか、まさかという話ではありますが、もうすでに総体的な話のなで、皆さん方もいろんな報道でご存知のとおり、下手すると作らせない時代も出てくるんじゃないか。例えばもう600床800床以上の病院でないと建築させる厚生労働の認可もさえ出来ない時代に入るんじゃないかと、こんなことも非常にあの大きな危惧としては、私どもは持っています。それで住民の切実なる要望、皆さん方もご存知のとおりであります。住民説明会議を昨年あちらこちら進めさせていただきました。正にこれは辰野町の町立辰野総合病院の運営委員会の答申に基づいて行ったものであります。それによって住民のコンセンサス、理解、そしてまたご希望、またどの辺に住民の皆さん方の希望があり、いうふうな形でやってきたわけでありまして。そういう中で一言でいうと住民の皆さんは、とにかく病院だけは、例えば大変苦勞であっても、どんな状態であってもとにかく続けてほしい。まあおっしゃるとおり、簡単に言いますと運営は赤字でもやむなきというふうな表現もあったわけでありまして、事実上公立病院でありますから、不採算医療十分あります。透析だとか、小児科などもこの部類に入っています。最近はその段々段々その政府の方も分ってきまして、診療報酬等も少しずつ上げてきて、そうしないとお医者さんなり手がなくなるとか、少子高齢化に対する政策の中でなってはきておりますけれども、今までの方式の中では不採算医療であります。こういったものも総合病院のあり方として、住民の皆さん方の強い要望がありますし、またそうしなければ公立

病院のまた意味もないということで、当然赤字等も出てくる。それに加えて今のような不採算医療もやらざるを得ない、こういった任務もあるわけであります。そういったことを総合的に判断をしていくわけであります。まあそういう中で辰野病院のあるべき道うんぬんでありますが、今言いましたように明るい希望でとても素晴らしい構想の基に夢を語ってということもしたいわけですが、できるだけそれも今作っているわけでありまして、これ私ばかりが作るんじゃないで、担当する医師だって院長だっていますので、皆でもって考えているところではありますが、しかしそれだけだからできるちゅうこんな簡単なものじゃないですね。あの今の取り巻く環境、しかし住民はどうしてもほしいですねえ。この中で遅きに失しないように早く適地へ建てるということが必要になってきたということ。したがって、例えば医師確保を持っていくことで、それが一つの例になるわけでありまして、大きな医療改革ということを入れていただきたい。こんなふうに思います。えーなおですね、ウォーターパークについての温泉ということも私も同感であります。確かに非常にあった方がいいに決まっているし、非常にまたそういったことが、患者さんに対してもいろんな意味の潤いもなるし、またこれからもそういった温泉利用に対する医療ということももっと進んでいくんじゃないのかな。ただし即行性の問題はないということでありまして。しかしそれを論理している。論理といいますが、どうだあだところ、お互いに説明しあっている以前にですね、前もお話しましたと同じように、これはあの都市公園の中の場所でありまして、その枠から外さないとこれができないという国の法律があります。それで県の都市計画審議会の方へ町の審議会をとおして決定した後、ウォーターパークにする場合にはかけて、そしてその委員会でOKになれば、県の方がOKになれば、国に上げて国の許可を取ると、こういうことでもありますから、まあいろんな見かたがありますが、普通は窓口としては、これははねつけられるでしょう。しかしいろんなやはり政治的な手法もありますので、まるっきり不可能だというふうには思っておりません。今でも。しかし少し時間がかかるということはもう昨年からは言っているはずで、外すには少し時間がかかる。したがって、それでもという状態であるのならば、医師も住民も多少の若干の遅れは、そういったプラスがあるのならば、というふうな考え方があったんですが、それがさきほどのように、医療制度の変化でそれを待たない時代になっちゃった。待たないことが具現化してきちゃいました。ということで温泉に対しましては非常に残念ではありますが、それに変わる特徴づけを今考えているところでありまして、構想はいろいろありますけれどもまだ発表できるという、そういうことではありませんから、とにかく住民の希望によっていいところへ、出来るだけいいところへ、そしてこれからのまた、伊北の北部の基幹病院としてなれるような、総合病院という形の中で場所を選定させていただいた訳であります。そういうことで、とにかく辰野町の論理だけではなかなかこういったものはどうにもならないというふうな、このへんを一つお含みをいただきたいとしたいと思います。

二次医療までというふうにおっしゃいましたが、確かにそのとおりであります、平均二次医療、中には三次医療まですでに行っているものもあります。ですけど大

体は二次医療ぐらいまでを限界とするんでなくて、もちろん出来るものは三次医療も入りますが、そういうことで主はそういうことでありますからご承知おきいただきたいと思います。

道路、あるいはインフラ等は段々やればいい、当然ウォーターパークになった場合にはそういうふうになっていくと思いますが、まあそれを待たない状況が押し寄せてきてしまったということで、先日の病院の運営委員会にもご了承いただいたところであります。そっちよりもこっちがいい、もっとあの素晴らしいものがある。明るい希望がある。行き先はバラ色だ。こういうことで場所を決めたわけではありません。その他いろいろとご質問がありますけれども、今後実は今の時点でさえまだまだ不確定要素がたくさんあります。医療改革、とにかく政府、厚生労働、その前に財務省ですかね、昔の大蔵省はお金を出したくない。だから各省庁指令出して、これで切っつまえ切っつまえの指令に基づいて、各省庁がやむを得ずいろんなことをやっているわけです。したがいましてまだまだ変革が進む可能性が十二分に我々の調査でありますので、辰野病院、住民の皆さんこれをどうしてもほしいというなら早く着工に入っていかないと、認可取ってしまわないと、医者うんぬんの問題ばかりでなくて、病院そのものもできなくなるのではないかとということであります。ご理解を頂きたいと思います。

しかし、出来てしまえばさきほど言いましたように、伊北の基幹病院と私が言った以上は辰野町だけじゃなくて、やはりいろんな所から、周りからも来ていただけるような病院づくりにも励んでいきたいと思えますし、まず取りあえずは即行性といって現状なものがずーと進むような状態からスタートしないと、先の明るい兆しを求めて進んでいくという余裕がなくなってしまって、であるならば即戦力のあるところをもってきて、そしてその中で将来の希望を求めやっていく、こういうことの中で苦渋の選択といったほうがいいのかも知れませんが一つご理解をいただきたい、お願いします。減額の理由につきましては、病院の事務長からお答えいたします。

特長のある病院というふうなことで具体策は、具体像はでていますが、これは当然求めて今いるわけで、またはっきりすれば公表する時もあるかと思えますし、あるいはまたそんなこと全部言ってやっていく必要もあるのかどうか、まず住民要望は作ってくれ、いい病院にしてくれ。現状は最低でも確保せよ。若干赤字でもとにかく住民の為の、命の、生命の大事な病院ではないか、同時に辰野にあったという既得権もある。こういうことの中でやっているわけですから、あのそのようなことも進めてやってまいります、いい温泉に代わるようないい明るい見通しも早くつきたいとこんなふうにも思っております。現状では3、4の構想は持っております。今後の病院の運営の考えはということですから、まあ今複合的に話をしていますので、1個々々あちらこちらになりますけれども、ご理解いただければと思っております。またとにかく病院自体の問題というものは非常に大変なことで、日本中が今大あらわになっております。そういう中でどうやってまずいき抜くか、そしてまた住民要望に応えられるか、またいかに不採算医療も入れながら、採算医療も導入しながら

ということであります。病院側の特徴といたしますと、あの組織があつて長がいて、もちろんいます医院長とかそういう意味です。医療のほうです。運営の医業でなくて医療の方です。そうすれば大勢くるかというものでなくて、それもそうなんですけれども、一定の大学と同じようなもんで、組織は全体にありまして、各教室の教授によって人があつまったりあつまらなんだりということがあります。したがって病院も医院長とかそういうことばかりでなくて、組織体制ばかりでなくて連携も大事であります、そのお医者さんお医者さんごとによって、今までもそうでした。どこの病院でもそうです。大勢患者さんが来る場合とそうでない場合もあるし、まああの時もあるということで、まああくまで医師によつての活動というものが、そのときの医師によつてまた変わってくる部分もあります。しかし全体把握は医院長指令によつて方向的、それから連携ということも大事ですから、ぜひ一つただ何科一つ二つぐらい一つか三つぐらいですね、ある一定の専門病院ということではありません。ただ私も一応今回ウォーターパークにしても今度の場所にしてもですね、大変困っているのは長期療養型病床群医療法が昨日も言いましたように、政府がどんどん作れということで、これ確かにいいぞということでやってきたんですが、今度減らせということでまあやるなら自由ですよといいながら、どんどんと診療報酬下げてきますから、要するに事実上強制的にやれない方向になってきている。これに對しましてじゃあ辰野病院としてはどういう病床、あるいは病床数等ということで大きくは変わりませんが多少の修正がでてくる。現状と大きくは変わりませんが1、2割の増あるいは減、同じぐらい。あるいはどのような科を組み込んでいくかと。このようなことは一つまだまだこの変わりつつある医療変革をさらに的確にとらえながら、情報取りながら、この建築中などにも変革、あるいはまた方向なども若干の修正を軌道修正しながらいかなければならない。住民の皆さんがこうだから、我々がこう決めたから、この議会でこう言ったから、そのとおりやらなきゃいけないということはとても無理です。それこそフレキシブルにやらないと今の病院運営は出来ない。しかし住民要望に応えると。できるだけあの素晴らしい病院として、また地域環境につきましても確かにウォーターパークの良さというものは私も十二分に分ってますし、私も最初は推奨していたわけでありまして、つい最近になって万やむを得ずいろんな状況を把握して総合的にそこをまああれですね、後ろ髪を引かれるようなつもりであきらめて、そして即刻建築の出来るところへと決断したわけでありまして。山岸議員のおっしゃるとおりのことよく分ります。しかしそれに負けないようないい病院、総体的にそう言われるような病院にして、また環境作りもまた周辺整備も今度の所にあたってはですね、インフラばかりでなくてしていきたい。こんなふうにも考えているところであります。病院の事務長からあの経緯ほかなどで、細かい点などもお話し申しあげたいと思っておりますが、今までこうなってきた経緯はいいですね、特に何月に答申をもらって、その後どうでということはいいいと思います。お分りのことと思いますので、もしご質問あるようでしたらお答えいたしますが、えーこんなような状況で、ばん方向転換せざるを得なかったということでもあります。これからはとにかく企画の中で考えていきますと、訪問リハも当然しなけ

ればならないでしょうし、それから訪問看護などにも力を入れなきゃならないでしょうし、また病院として往診に出かけていけない理由はないと勿論思っています。まあそんなようなこといろんな含めてですね、まだ決定したわけではありませんが、いろんなことを積み上げる中でいくらでもいい特長ある病院作りができますので、その中でお願い申し上げたい、こんなふうに思います。ある一定の規模にもたないと医者がこないことも事実です。医師不足ばかりではありません。同時にまたここでどうしても建替えなければならない大きな理由の一つの中には、もう分かっているからゆったわけではありませんけれども、もう一度再確認いたしますと、今の病院だっていいじゃないかという話もありますけれども、高度医療を進めるにあたりましては、やはり昔の規定、部屋の面積、廊下の広さ、いろんなことが違ってきます。そして平成14年度から東海地震防災強化地域に指定された中で、耐震構造にしていくなかで義務があるということで私ども取り組んでいることも事実であります。これも住民の皆さん方の中から特に言わなくても希望として出てきたことも事実であります。まあそんなことも捉えながらいい病院にしていく、こういうことでありますからお分かりをいただきたいと思います。病院事務長から引き続きお答えいたします。

病院事務長

それでは私の方からの、最初に工事費の変更の理由でありますけれども、当初予算に8億8,700万ということで設計等の費用も含めて計上してありまして、内起債額を8億円という予定で進めてきておりました。起債申請につきましては、その予算額を基に概算のヒヤリング等が行われる中で、本年度分は当面変更がない限り、当初の8億ということでやっておりますので、今回土地代に3億円が振り替わったことでその分を減額したという内容であります。しかし全体の継続費の内訳にありますように34億3,900万、これは工事関係でありますけれども、それについて具体的にどこをどういふふうにいじるということではありません。具体的にその工事費についてまったく減額できなければこの土地代が増額してくるということになりますけれども、今言った事情で土地代がそれだけ増えるならやはりそれなりに我慢するところはして、患者さんに我慢じゃなくて、スタッフが我慢できるところはするということになりますので、工事費の圧縮等をこれから町民の皆さんと議論しながら進めていくということになりますので、どこの分がどういうふうに減ったという内容ではありませんので宜しくお願ひしたいと思います。また用地代の3億円につきましては、当初営林署の跡地が狭いながらも土地開発公社の帳簿価格については4億円近い数字ということでありましたけれども、いろいろ話をするなか農協直販の方も一括で町で利用していただけるならということで歩み寄り等の話し合いもありましたので、見込みが出来たということで計上させていただきました。それからあの町長の説明しておるように、医療制度の改革も含めて医師不足の問題も非常に急を要してきたという内容でありますけれども、具体的には本年病院の前には張り出してありますけれども、この7月から整形外科の常勤医師が1人になります。また小児科、内科につきましても信大の医局で医師不足対策会議ということで、それぞれ6月末をもってどうしたらいいかという、信大の中に関連病院を集めて医局会議を開いて対策

を練るといような事態になっておりますので、いつまた辰野病院へということ、減員ということがあるかも知れません。しかしそれぞれの医長、先生方はこの建替えの大事な時期に私が動くわけにはいかないといようなことで頑張っていたいておりますので、そういった意味で現在いる医師も確保する為にも早期に着工が必要ということで、さきほど町長が言ったようないろいろの悩んだ末の結論で早くできる場所についてもまあそれなりのところということで、上辰野地区の用地を提案させていただいておりますのでご理解をお願いしたいと思います。以上です。あすみません、それであのえー病院の新しい病院に関する理想。事務長もということでありましたけれども、私はあの4月転任した際に、あの確かにあのその当時運営審議会の出されたウォーターパーク跡地、非常にあのいいとこだし、当時辰野町としてはここ2、3年のうちで着工するならそこしかないということも含めて、いま山岸議員が申されたような魅力を町民に説明してきたつもりできました。しかし事情が違ってこういうふうになったということで、非常にあの最後の結論出すについては3月4月5月については、私自身も悩みながらも新しい場所でそれなりの魅力をだしていくようにこれからしっかり考えていきたい。そんなふう考えております。

議長

(2)のウォーターパーク跡地の有効利用の計画はということについて。

町長

ウォーターパーク跡地の有効利用の計画はということですが、この提案がとおり、ここが病院の用地としてなくなればですね、私としてはあそこは健康福祉などに活用できるゾーンとしてもっていきたくこんなふうに思っています。ただ今まで言っていますように、都市公園区域内ですからそれを外してまで何かしなければいけないといようなことに対しては、もしなんかあるとすれば皆さんに相談いたしますが、外すのに時間がかかる。出来れば外さない状況の中でこういったことが出来れば、こんなことを今考えているところでありますが、まだ決定したわけではありません。以上であります。

6番(山岸)

今、町長と事務長に答弁いただいたわけなんですけれども、お二人とも苦渋のやむを得ない決断だということであります。ただこの病院35億近くかかるわけなんですけれども、一般予算年間70億、その半分の費用をかけてやる大きな事業だと思います。そういうものに対して何か情熱とゆうか、こういうものという引っ張られる。私らを引っ張られるものというのが伝わってこないですよ。もうやむを得ないから作るんだと、もうここしか致し方ないからやるんだと、それだけじゃこう私ら他にも町民のウォーターパークの所がいいと思っている人、ほかの場所がいいと思っている人いるわけなんですけれども、そうした人達をほんとに強く引っ張れるんでしょかね、私はこの10年先位の信州飼料の病院、ああ信州飼料ということ出てきて、そこでの病院といのをこう想像してみるんですけれど、なかなかこう繁栄するちゅうか、そういう姿が想像できないんですね。いま時点でこう建設しようとい時に、町のトップの町長がこんなこんなちゅう物が示されない、そうい

うなかでこうやっていくということに不安をうんとおぼえるんですよ。だからまあつい最近の、つい最近というか、医療制度はどんどん変わってくるというなかであると、うなかでどうなんですかね。2年3年待ってみても駄目なんですか。医療改革いま刻々と変わっているという状況ですよ。いま造ってしまっただんな改革があるか分からないと。だけどいま造らないと出来ないんだと、それ明らかなんですか。何か熱いものを期待するんですけれども一言ありませんか。

町長

医療制度改革その他で熱いもの語ってもですね、それがまた変わってしまったんじゃ何に言ったかということになりますから、それ思いはあります。あるからいま作っている、作ろうとしているわけです。ただ場所の選定からいろいろもって2、3年待てずにそこへ万やむなき苦渋の選択でやったと、場所の選定だけのことです。私どもの言っているのはですね、さきほど言った苦渋というのはですね。ただ2、3年待った時にどうだろうという、あのいろんな方向があって今度は一つの政府の改革というんですかね、そういったものが固まってくるでしょう。しかしその方がやりいいですよ、変更変更しなくてその中で泳ぐといいますが、新たな理想求めて、方向性求めれば、しかしさきほど言ったように出来なくなっちゃうかもしれないということが明らかかどうか、こう責められるとですね、これ話にも何もならないですよ、直感的にこう見ていままでの流れを見てそう見えませんか。医療制度の改革からみて、結局あの4、50分変えるのは当たり前だという考え方なんですよ、政府の皆さん方、政府といえますかね、今日本の医療制度改革を提案している、官僚の提案ですけど、あの前にもテレビなんかに出ていました。例えば二人くらいずつでやっている、大事なことですからお話しますけれども、あのワイド信州、ズームアップ信州でやっていました。これはあの母子医療保険課長とかいう厚生労働省のお役人です。これあのいろんなこうフォーラムの中で堂々と語ってました。図まで書いて、で2、3人あるいは1人2人でやっている産婦人科がある。こういうところは廃業するか休診にさせていただいて産婦人科は7、8人から10人ぐらいの規模でやる病院の方へ集中しましょうということ。50分やそこぐらいのことは、どこでも日本中通うのはあたりまえでしょうという考え方です。ですからこれがもし通っていくとですね、通るかどうかわかりませんが結局ほかの科にも波及して、産婦人科の問題でそれでできた。要するに小さいとこ皆止めなさいということ。それで昨日言ったようにマスプロでやっていけということ。大勢の医師が組んで、で同じような患者並べといて、左からたっただと注射する、ほんなことはしないでしょ、極端にゆうとそんなような状況の企業の合理化を病院にあてはめようとしている、しかしそんなことは全部は進まないと私は見っていますが、相当の改革などが来る。それ嫌だと言え自由ですからやらなんでもいいですが、政府の方はやらなければ成り立たないように診療報酬で進めてきちゃうということ。強制ですよこれは。しかしそういう中でも辰野町はこれにめげずいろんな方法を考えて住民の皆さん方の付託、住民希望に応えるような病院を造っていこうとこういう決断をしているわけですから、このぐらいでひとつ許していただかないと、ただ場所の選択

に対しては苦渋である。余裕を持って余裕もばんやむをなきを得ず、もうここで選定して着工に入っていくことが建てるなら必要になります。必要なことになってます。特にこの 4 月 1 日以降のいろんな医療制度改革の具現化ですね、まさかまさかがほんとになってきている。ということでそのようになってきた、こういうことあります。しかし、辰野町の今まで歴史あるほれで上伊那でも北部の基幹病院でありますから出来るだけ総合型を守って、一時的に休診した所も何とかいろいろな手づるで医師を確保またして、そしてさきほど言いましたように救急救命センターはそのもの自体は第三次医療になりますが、そうでなくても HCU とか CCU とかいろんなこと言い出せば切がないんですが、今検討中でありましたが、そういう体制で夜間救急も受けて、そして高度処置をして転送するなら転送する。そのまま預かるなら預かる。こういうようなことで住民がほんとにあの安心できる、安心して行ける病院。したがって、このぐらいの規模の町でも病院がある非常に住みいい町だ。こんなようなことを進めるための構想、希望を持って進めているわけですから、その部分はあまり触れずに今までの事情を説明していますのでお分りにくかったと思いますが、いい町のいい病院、あちらこちらからも来てくれるように、といいますのはやはり医師、医師で医師ごとに、やはり単位の活動がありますので、いい医師にまた来ていただく。同時に大変ありがたいことに辰野町ではいま医局の医長、各科の医長、医長が一生懸命やってくれています。どんなあの信大あるいは他の病院の方からも来てくれなんだかんだとあっても、や僕は絶対行かないよと言ってくれているから助かっている。この医長の気持ちを総合的に医院長が集約しています。ただ医長の基で派遣されてくる医師がどこの病院でもあります一人二人、ここの入れ替わりは今ではもうどの病院でもやむを得ない、一番おっかないのはその医長まで辞めてしまう。医長が辞めた場合に今度医者が 2、3 年後にですね。その科をまた作り直すということは不可能です。今の時代には。科を医長を先頭に一人の時はあっても、また他からもあのその医局へ入る、医局といいますか医長の基の指導医して指導できる医者を確保しながらいく、いま辰野町はその段階でありますから医長がしっかりしていますので、これを即戦として維持し、そして地域から信頼される立派な病院造りをしていくと、こういうことあります。あの場所についてのいいわりい、特長とかですね、それも検討してありますけれども、それから専門的検証もするっていいまして、部会にはならん部分もありましたが事実上専門的な検証もいたしておりますので、そういったことの気持ちの質問じゃないと思いますので、えーワークショップの提案をいただいた後の専門的検証も項目別、また全協の時にこの話しはしたいと思います。今日の山岸議員の質問の骨子でないような気がしますのでそれは外させていただきます。えーぜひ一つ皆が望む大事な病院、継続的に素晴らしい病院として建物だけじゃなくて、そして立派な医療が出来るような病院に応援をいただきたいと思います。以上であります。

議長

進行いたします。質問順位 12 番、議席 1 番 根橋俊夫議員。

【質問順位 12 番、議席 1 番 根橋俊夫議員】

1 番（根橋）

私は、医療に関する二点について質問をしたいと思います。14 日の参議院本会議では、自民党公明党の賛成多数によって医療制度改革関連法案が成立いたしました。衆議院と同様議論がまだ尽くされていないにもかかわらず数に物をいわせての採決であります。この法律の中身については町長答弁でも一部が紹介をされておりましたが、70 歳から 74 歳の患者負担を 1 割から 2 割に引き上げる。70 歳以上の療養病床入院患者の食費居住費を自己負担とし、75 歳以上対象とした後期高齢者医療制度の創設、さらには療養病床の 6 割を削減し混合診療を拡大するなど、高齢者重症患者への情け容赦ない負担増をしようとすると共に、医療制度を変質させ国民皆保険の基盤を取り崩す内容が目白押しとなっております。こうした今回の改悪の本質は、公的保健からの医療給付費を抑制することによって企業の社会保険料負担を軽減し、保険外診療の拡大で民間保険の市場を拡大したいという日米、財界、大企業の要求を色濃く反映したものであります。さらに追い打ちをかけているのは、この 7 月からの診療報酬の改訂であります。すなわち、療養病床における軽度入院者の診療報酬を重度の半分にするなど、療養病床からの追い出しを先行実施しようとしており、今回の一連の医療制度改革の名の基に行われようとしている改悪は正に血も涙もないやり方であり、到底許すことは出来ません。慢心の怒りを込めて表明するものであります。現在病院に入院中の高齢者患者とその家族にとって、これから予想される事態は極めて深刻であり切迫をしております。退院を迫られたらどうしたらいいのか、在宅といわれてもその条件はないし、他の施設といわれても特養や老健施設はどこも順番待ちで、いっばいでいつ入所できるか分からない。もし病院に残れたとしても新たに月 3 万円もの負担増で毎月の支払いが 10 万円を越えることになり、いつまで払えるかほんとうに不安になってしまう。そうした声が寄せられているわけであります。一方昨年診療報酬の改定により、両小野国保病院のような療養病床と一般病床が混在する病床、すなわち混合病床が認められなくなったことから両小野病院の療養病床は 9 月いっばいで廃止せざるを得ないとの方針が過日の病院組合議会に示されました。現在両小野病院には 35 ベッド中 10 ベッドの療養病床があり常に満床の状態であります。上伊那医療圏でも療養病床が不足していることから、その存在は患者にとって大きなよりどころであります。今回の方針は寝耳に水の話であり入院患者やその家族にとって正に死活問題であります。同時に両小野病院が今後どうなっていくのか、これは小野地区だけではなく全町民にとっても重大な関心事ごとであります。具体的に伺います。現在両小野病院の療養病床に入院している患者は 10 月以降はどうなるのか。また今後の両小野病院の経営はどうなっていくのかお答えを下さい。さて、辰野病院については今もいろいろ議論がありましたが組合飼料跡地への移転新築案が今議会で示されました。当初ウォーターパークへの移転が計画されていただけに今回の町長の決断についてはよく決断をしてくれたと、こ

れでいよいよ本格的に病院建設が進むと歓迎する声が多数寄せられております。私は今まで一貫して辰野病院の経営改善に向けた取り組みと移転新築については、最終的には組合飼料跡地への建設を求めてきました。今回の決定は町民世論に沿ったものであり強く支持するものであります。いよいよ建設に着手するわけですが、今まで議論されてきた幾つかの課題を病院の建設までにやりきって町民の信頼を取り戻し、安心してかけられる病院、建物も医療内容も町民の健康を守る砦としての病院として発展するよう心から願うものであります。問題は先に町長が述べておりましたが、医療制度の改悪の流れの中でどのように対応していくのかであります。今回の医療制度改革のなかでは、小児科や産婦人科など深刻になっている地方の医師不足対策については、特に対策は見当たりません。こうした極めて厳しい状況の中で今まで検討されてきております基本計画について、特にベッド数や診療科目について何らかの変更があるのかどうかお伺いをいたします。とりわけ町民の要望が強い療養病床のベッド数、これも医療制度改悪のなかで非常に厳しいものが予測されるわけですが、当初計画の45床、これを確保していけるのかどうかお伺いをします。また、産婦人科や小児科の入院外来については施設的にはどのような対応を現在考えておられるのかお伺いをいたします。

次に、訪問看護体制の充実について伺います。さきほど申しあげましたように6年間に6割もの療養病床がなくなることによって、病院から追い出されてしまう患者について厚労省は老人保健施設や有料老人ホームがあるからそこに行けば良いと言っています。しかし、介護保険制度については昨年度において06年度から08年度にかけての今後3年間の見直しを行い、老人保健施設などのベッド数などについてもすでに計画が樹立をされております。したがって今後すぐに新たなベッド数を増やすことは困難な状況となっております。現に川崎厚労省は介護保険制度について今期は途中で見直すつもりはない、3年後の来期は転換の進む具合などを踏まえた上で判定するなど無責任な説明をしております。こうした状況であるだけに町独自でも在宅での療養と看護の充実を急ぐ必要があります。さて、この間さいさん申しあげているとおり町民の命と健康を守って住民福祉の向上を図っていくことは、自治体である町にかせられた最も基本的であり重要な仕事であります。幸い当町には二つの病院にくわえて二つの診療所、町立の老健施設と訪問看護ステーションを持っております。これだけの施設を持っている町は県下でもトップクラスだと思います。また開業医の先生方も他の町に比べれば多くその面では恵まれております。また今回の診療報酬の改定のなかでは、往診や訪問看護の点数は高くなっていると聞いております。こうした辰野町ならではの整った施設面での有利な条件と診療報酬改訂での条件を生かして新たに在宅医療を担うシステムを構築していくことが出来れば在宅での療養を余儀なくされている患者に対し、温かい援助を差し伸べることが出来るし、そのことによって国の医療制度改悪にも効して、町民の命と健康を守ることができるのではないかと考えるものであります。よって現在町が行っている訪問看護ステーションの事業を在宅療養部門に摘要できるように抜本的に拡充し、医師会とも連携協議しながら訪問看護体制を拡充をして在宅療養に備える取り組みを

していくつもりはないかどうかお伺いをして質問を終わります。

町長

それでは質問順位 12 番の根橋俊夫議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

やはり引き続き辰野病院についての、特に制度改革に対する町の対応のしかたというふうな考え方のなかのご質問だと思いますので、お答え申し上げます。えーまず療養型病床群の規定のなかで、両小野国保病院 10 床いま平成 12 年 2 月から、そこへ設置させていただきました。もう当初から満床ということで、今も満床。まあ多少の入れ替えの時の一日か一週間は別として常に満床状況にあります。それだけニーズが高いということでもあります。同時にまた慢性期されたあの高齢者、急性期ではありませんので、しかし家庭では治療もまだ要する。見れない。いろんな状況があります。そしてまた家庭でも女性の社会進出などで介護、昔のように介護するような女性も少なくなってきている状況。ということで非常に喜ばれたものであります。これが合計 36 万床ぐらいになってきまして、ほんとうはまだ足りない状況だと思いますが、それを 15 万床ぐらいに政府は減らしてしまいたい。ま理由は何か、それは不合理でいいものでないから、そうじゃない。やはりそれに対するこの政府からの出給を減らすためであります。結果的にどうするかといったら結局閉めて追い出して在宅でやりなさいということで、昔のように自分の責任で自己責任で自分でやっていけという方へ追いやっている。なぜか。そんなこと理想でないですが、政府がお金がないから、お金を出したくないから、非常に厳しくなっているから。そのへんはある程度わからないわけでもないですが、であるなら政府はどのように儉約しているのか、それがいいですね。相変わらず同じ人数、出先機関だけこう切って、国家公務員の数を減らした、国の国立大学を独立行政法人と名前を変えて、はいこれで官僚といいますか、国家公務員を減らしました。実際やっていることは同じですから減っていません。で政府官僚自体が減っていない、儉約をしない、自らそういう姿勢を見せない。そういうなかで出す方だけきってきているからこういう現象が起きている、私はそう思っています。えー日本に全体にお金がなく、国も県も町も国民も皆で我慢しましょうで、これは皆が理解できるけれどもそうでないからだと私は思っております。そういうなかで辰野町の病院の問題、両小野国保病院の今後につきましては、今医院長を中心に検討中でありまして、今後どういう対応をするのか、それは住民の皆さん方どうされるのか、あるいはそこの持っていき方について若干まだ決定じゃありませんけれど、両小野国保病院の事務長も来ておりますのでそちらの方からも答弁をさせていただきたいと思います。ただ医療変革ありますから今日いってもさきほどの話じゃないですが、また来月変わるということもありますので、これ変わるといえばはっきり証明しますけど、国の方の改革が来たのでそれが出来ないとか、もっといい方法があったのでこっちに変えたとか、いくらでもありますので、今日言ったから、ずーとそれをあの昨日も言いましたように、固執されてしまうと固定的に固執されると困りますので、その辺だけは皆さんご理解いただきたいと思いますが、まあ変革しているところがあるわけでありましてけれど

も、段々と手を打ってきている部分もありますので多少の変更も含めてあのご理解をいただきたいと思いますが、そんななかでお話申し上げたいと思います。

病床数の変更について辰野病院についてどうなるかということですが、当然この病床数も大きくは変わりませんが、今の療養型、当時40床ぐらいという考え方もありましたので、それが出来なくなってくるということになれば、こんな案もある、あんな案もあるということで、今医院長を中心に検討中でありますから、これも病院の事務長の方から一案としては今日できるかなあと、こんなふうにも思っております。

次に、訪問看護体制についてということですが、その前に産婦人科などの対応をどうするのかというようなご質問もありましたのでありますが、なんとしてもこれはある時期には産婦人科は再開したいというふうに思っています。辰野町は産婦人科の医師2名でずっと続けておりました。それが平成15年4月から正になくなってしまった、こういう形になってしまったわけですが、それ前の実績が辰野町では300を超えるあの新生児、出生率、出生率じゃないですね。出生があったわけであります。ちなみに岡谷病院はその半分ぐらいであったはずで、そういった実績でなくて、ただ小さいから医師が何人だから、ということで政府の方向が各大学のほうへ、まあ大学も反発はしてはいましたが、結局それやらざるを得ない、それやらないとうまくお金の再配も苦しいけれどももっと苦しくなってしまうということになってしまうということで、信大の産婦人科の教授が辰野病院の医院長のところに来て、前にここで医院長がここで皆さんにお答えしたとおりであります。実績じゃないんですね、地域性とから地図を真平らに見ているようでして、山あり谷ありというのを余りみなくて、どうして頭のいい官僚がそういうこと見れないのか分かりませんが、50分くらい近いところ、ここは30分だからいいだろう、こっちをあっちへ持っていく。こんなようなことを指示しているようであります。まあしかしさきほど言いましたように、常にあの医師不足ではありますけれども、一極集中型の今医師不足というのがでておりますので、そんなに一極集中でどんどんどんどんと医師も雇える大病院もないと思いますので、真先に辰野病院、医院長とも約束したことも小西教授もあるわけでありますが、ただそれが約束したからって必ずそれが実現、それが病院化するかどうか分かりませんが、その方向でそれが駄目なら他の手で、というようなことで産婦人科も持ってきたい、こんなふうにも思っております。ですからそういったこともふまえての病床というものが、このフレキシブルに弾力的にしないと難しいです。ゆったからこれだけ造った、ないからここ空けとく、こんなこととても辰野町の体力では難しいですから、こう入れ替えができるようなあのもの、特別あの科を変えたから部屋の造りは若干は違う部分はあるでしょうけれど、大きく変える必要がないわけでありますので、そんなことで柔軟的な対応をもっていきたい。こんなように思います。

訪問看護センターにつきましては、よく事情を調査して現在も拡大してやっていくつもりであります。結局在宅に追いやられれば、結局訪問看護ということで、行政の方ではそういったことで、お伺いをしていくことが必要になると思いますので今

よりも充実をさせていきたい。現在辰野町の訪問看護ステーションが 14 名利用者がいるわけであります。なおまた、辰野病院内にも訪問看護ステーションなどもできれば作って、そして町のキーステーションとして各地へ派遣できるようなふうにもっていきたい、いうふうにも考えております。あと事務長それぞれがお答えいたします。

両小野病院事務長

それでは私のほうから、あの複合病棟の関係につきましてご説明申し上げます。さきほどの話のように複合病棟につきましては、まあ病院小さい両小野病院 35 床の病院は一病棟のなかでヘッドを分けられるという複合病棟で大変便利でありましたけれども、えー9月30日をもって廃止となります。そうなりますと1病棟単位で診療報酬を計算しますので、まあこれからのうちはまあ10月以降どういう形でいくかということも現在病院の中でも検討中でございます。まあ方法としましては、全体を一般病棟にしていくか、あるいは療養病棟にしていくかという選択肢は二つぐらいしかないんでありますけれども、現在のところまあ方向としては決定していません。えー非常にあの便利でありましたけれども、まあ医療制度の改革ということでそれに準じていかなければならないという宿命は背負っております。それからあのまあもしさきほども質問ございました、まあ一般病棟になった場合につきましては、利用患者は10月以降どうなるかということでもありますけれども、えーまあ一般病棟になった場合につきましては、当然療養患者につきましては、転院あるいは在宅療養という形のみちを選んでいかなざるを得ない部分がありますけれども、まあ10月からなるからすぐというわけにはいきませんので、鋭意一般病棟とした場合につきましては、療養患者につきまし

は、相談のなかで転院、あるいは在宅医療を、方向を持っていきたいと思っております。以上であります。

辰野病院事務長

それではあのベッド数等についてでありますけれども、意見を聞く会におきましては、たたき台として45床の療養病床、あと一般病床を45、45の3看護単位でということも提案してきておりました。しかしあの今の両小野病院の療養型の病床の取り扱い、また岡谷病院等でも今議会で病院病床どうするかというような議論されている中で、周辺の療養病床もかなり減ってくるという予想がされますので、移転新築等できる場合につきましては、最低限で維持できる範囲のまあ療養病床はやらざるを得ないじゃないかということで現在数等は決まっておませんけれども検討しております。また産科、小児科についてはいずれにしても現時点での状況は非常に産婦人科のドクターの確保については、えー長時間かかるかと思っておりますけれども辰野病院としては産婦人科を諦めたわけではありませぬので、対応できるべく皆さんと意見をきくなかでは、その部分についてはぜひ病院としては残す方向で一緒に議論をしていただいて、そういった設計にもっていくようにやっていきたいと、こんなふう考えております。

1番(根橋)

それでは再質問をさせていただきます。まず両小野病院の療養病床の廃止ということで、まあ検討中ということでございます。であの10月からは転院というかね、在宅ないしは転院という方向もありうるということなんですけれども、昨日も議論ありましたが、社会的入院というのはドクターの見解ではありえない。医療が必要だから入院するのであって、病院は特養ではありませんし、そういった意味ではまた療養病床実際に見てみてもほんとにこのまま在宅で果たしてできるのかなっていう、非常な危惧をもっております。そういう意味ではこの対策もあと数ヶ月しかないわけですが、町としてこうした申し上げましたように、いろんな辰野町はいろんな面で優れた施設等持っているわけですが、そういったものフル動員しても、このなんていいますかね緊急対応というこれに対してどういうふうに対応していくのか、もう少し具体的に話していただければと思います。それからもう一点二番目はあの辰野病院に関しては、あのほんとにまあ言われるとおりでありまして、非常にあの国の医療制度改悪のなかで非常な大変なまあ嵐のなかでもまれているような状態だとは思いますが。いまあのしかし療養病床については、非常に前から期待をもっておりましたし、それから病院の特長という点でも、私はむしろ前々からこれも言っておりますけれども、今まで比較的遅れておりました地域医療への取り組み、こうしたものへ展開していく、しかもあの辰野病院が基幹となって診療所、第1、川島を生かしたり、老健とも連携したりしていくなかで、やっぱりあの今までにない地域医療の取り組みを展開していくということがむしろ一番望まれた特長ある内容ではないかというふうに考えておりますけれどもそういった点で、あのえー医師の内部体制が非常に苦しいということもよくわかるんですが、そういった方向性についてあの辰野病院の今後の運営の柱としてですね、考えていっていただく考えはあるかが二点目です。三点目あのそれとも関連するんですが、さきほどの在宅支援という形での訪問看護体制の拡充、まあ町長の方からも力強い、そういう意味では取り組んでいくという方向が出されましたので非常にあのそれについては是非さらに急いでやっていただきたいというふうに思うわけです。が、そういった点ではやはり近隣では茅野市の取り組みというのは非常にやはりあの参考になるのではないかというふうに思っています、ちょっと資料見てみましても、茅野市では在宅診療ネットワークというものを確立をされておりまして、開業医の先生方とも、それからあの公立病院の諏訪中央病院、えーあるいは街のいろいろ訪問看護ステーション、こういったものと極めて連携を取りながら在宅療養というものの支援体制がすでにもうあの稼働しているわけでありまして。そういった点ではあの是非ですね急いでやっていただきたいと思うわけですが、そういった点では来年度に向けて今の段階では構想程度になるかもしれないかもしれませんが、そういったことを考えているかもう少し具体的にあの言っていただければありがたいと、以上であります。

町長

辰野町の総体的な辰野病院を中心とした医療のまあ組織といたしますが、連携であります。昨日から申しておりますように、保健福祉、医療は当然これは連携されているものだと思っております。したがって可能の限り連携はとります。しかし今お

話のなかで診療所二つのこともいわれましたが、これはやはり現在はなかなかうまく連携というのはどんなような意味なのか、辰野病院から医師を派遣だとか、そういうことではありません。たまたま医師がいまんとこ確保できていますので、そちらの方にお任せして、そしてその医師が適当と思えば辰野病院、あるいは他の病院の方へ転院を、あの患者さんを分けているということでもあります。直接的なあの連携はありませんが、えーこういう今後の診療所のような運営に対しては、今の国策としては反しています。辰野町としては、できるだけ死守して医師の確保できる限りは続けたいと、こういうような意味で誤解があってははいけませんので、今の連携の中の診療所はとらえていただきたいと、こんなふうに思います。あと課長からお答えいたします。

両小野病院事務長

であの10月以降まあ一般病棟をまあ少し選択した場合につきましては、現在両小野病院療養病床には9名の患者さんが入院していらっしゃいますけれども、まああの街のなかの施設という形も取れなくないんですけれども、現在福寿苑もいっぱいありますし、辰野病院もいっぱいの状況のなかで、まああの在宅療養の可能な患者さんもいらっしゃいますし、まああの医療行為必要な患者さんもいらっしゃいます。まあ医療行為必要な患者につきましては、引き続き入院することも可能でありますし、まああのそれであるとは、あと転院していくという、まあこの三つの選択ぐらいの中でもって、もし一般病棟という選択肢をとった場合については対応をしていきたいと思っております。以上です。

辰野病院事務長

診療所または開業医との連携の件についてでありますけれども、あの辰野町あの小さな町というのは非常におこがましい言い方ですが、あの私どもとしてはあの2万数千の町のなかで、開業医の先生方がある程度おるなか医師会とえー病院の医師については連絡体制を密にしておりますし、また今回のこの病院移転新築問題のなかでも医師会のトップの先生方が、我々も歳をとってきてたいへんになってる。昼間の患者さんについてはできる範囲はやるけれども、夜間とか土日についてはしっかり病院でやっていただきたい、患者さんの情報提供についてはお互いにやりましょうということやってありまして、具体的にネットワークとかそういうシステムにはなっておりませんが、しっかり連携をとっていっておりますので、さらにその線は崩さないようにやっていきたいとそんなふうに考えております。

1番（根橋）

最後にあのちょっと誤解がお互い生じたようですが、診療所のあの件ですけれども、イメージはさきほど言われたように、訪問看護ステーションのさらにそのランチといいますか、そういったあのそういうところまた一つの拠点にして、えー在宅療養への展開を図っていったらどうかという、また当然ドクターもおられますし、そういった往診、訪問看護、こういったことでのやっぱ展開も有効ではないか、求められてくるのではないかという意味でありますので、そういった点ではさきほど町長がそんなようなニュアンスで答弁されていましたが、そういうような形であ

の提案しているわけでありますのでご理解いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

町長

ちょっと私も、それはあの当然あれば今やっている以上はあの訪問看護のほうを進めるにあたってはですね、そういったところはあの有機的に利用といいますか、生かしていくことはあたりまえです。ただあの大きな流れのなかで、この診療所までの医師が確保できるかどうかちょっと先を見た上のなかでの私が心配をしているわけでありまして、そういった組織を確立された辰野病院だということになると、そちらの方が外れた場合にですね、医師確保ができない場合に、辰野病院からまた医師を派遣するのか、そうすると今度辰野病院の方の医局体制が非常に難しくなってくる。例えば現在本来ですと、本来といいますか、川島診療所などは、両小野国保病院の医師が行っていた時期もあります。そうすべきだということですが、両小野の方で医師が確保できない以上はそっちは回れないということで、今あの奇先生先生にお願い申し上げて両方診ていただいているわけでありまして、まあ新たにそういった方が出てくればいいですけど、そちらの方実は先を心配したもんですから、えー有る以上は勿論この連携はしていきますが、今後に対してはまた検討の深い検討の余地があるところだ、こんな意味でありますからよろしく申し上げます。以上です。

議長

ただ今より暫時休憩といたします。

休憩 11 時 15 分

再開 11 時 30 分

議長

休憩前に引き続き再開をいたします。質問順位 13 番 議席 8 番宮原功議員。

【質問順位 13 番 議席 8 番宮原功議員】

8 番（宮原）

大変重要な問題であります、病院の問題から離れて、頭を切り替えてお聞きしたいと思います。えー始めに地産地消の推進について質問いたします。この問題につきましては多くの議員が農業振興や食育教育、環境問題にまで言及して質問されております。一昨年の矢ヶ崎議員の質問に対して、町長はできるだけ地産地消を進めるよう頑張っていきたいと答弁しております。そこでまずお尋ねいたします。この間 2 年間町として地産地消を進めるために、どのような取り組みをして、どのような成果があったのか具体的にお答え願いたいと思います。地産地消についても、農業振興についても、町長は日頃から営農センターを中心に取組んでいると聞いておりますが、辰野町営農センターの 18 年度事業計画で見えますと（４）農業改善事業における地域農業の振興と支援の項目のなかで次のように述べております。県の農産物の旬を味わう長野モデル推進事業の地域食材の日の実施に伴い、学校給食において

地産地消を望む声が高まりました。このような状況を受け、生き生き農業クラブ給食部会から始まった南小、辰中給食への食材供給は町内全小中学校に普及しました。また地元産米による米飯給食も学校全学校で実施しています。安全、安心を届ける地産地消の取り組みとして益々発展するようおいに期待するところです。明日の農業を担う子どもたちへの食育教育の取り組みにも期待するところです。ということです。大いに期待するところです。どこか人ごとのようで、具体策が見えず、これが事業計画化といえるのかと思うのは私だけでしょうか。箕輪町の営農センターの取り組みでは、地元の牛乳「すずらん牛乳」というんだそうですが、の導入も検討して児童と保護者にこの牛乳を飲んでもらいアンケートをしています。保護者には評判が良かったけれど、児童には飲みにくいという結果になり、牛乳や酪農についての理解を深めることが必要であると分り、さらに検討、推進していくとしています。また駒ヶ根市では農業委員会が駒ヶ根市農林業施設に関する建議書を市長に提出し、このなかで地産地消についても拡大推進を提言をするなど真剣に取り組んでいます。また国においても昨年からの地域における生産経営からの流通、消費までの対策を総合的に推進する強い農業作り交付金や食の安全と消費者の信頼の確保、食品関連産業等の健全な発展のために、食の安全、安心確保交付金を設定し推進しています。辰野町でも地産地消、地域支援事業など立ち上げて具体的な計画を作り、これらの交付金も活用して推進することが要望されています。現状では、さきほどの生き生き農業クラブでの17年度の学校への納入状況は野菜、りんご等20品目に及んではいますが、納入量はわずか1,044kgしかありません。年間でなすは15k、きゅうりは31k トマトはたった3kです。一つが150gとしますと20個位ですかね、このクラブでは生産、販売にとっても意欲的で朝市や他の個人商店へも供給しており、十分に賄えるがどうしたら増やすことができるか良く分らないという状況のようであります。地域の地産地消を具体的に推進するためには、営農センターに任せきりではなく、まず町が中心となって営農センターの営農組合や営農クラブ、他の生産者などの生産グループと生産者グループと学校や病院、福祉施設、各施設の栄養士、調理師などの消費者グループ、さらに適正な価格と安定的に供給できるJAや小売業者等の市場関係者グループも含めた協議会をつくり、需要と供給を調整する仕組みを確立することが求められております。学校給食などでは毎年の実績もあり翌年の食材の種類や量もわかるはずですが、生産する営農組合などと打ち合わせをすれば、生産計画も立てられます。食材の規格や品質についても話し合い、無農薬で有機栽培の安全な農産物も期待できます。私事で恐縮なんですけど、私も田んぼを作っております。無農薬無化学肥料栽培を目指して、米ぬか活用栽培をして3年目になりますが、除草には大変苦労しております。今年の田植え後には、減反の影響と思われるわけなんですけど、この地域には余りない除草剤に対しても耐性をもつ「こなぎ」という雑草が一面にびっしりはびこり、仕方なく3年ぶりに除草剤を散布しました。除草効果は著しく、雑草はなくなりましたが、せっかく増えた「どじょう」や「みみず」がたくさん白い腹を見せて死んでいました。除草剤の威力と恐ろしさを痛感させられました。学校教育でも無農薬の米飯給食が理想に思えました。元に戻って、さきほど述

べた協議会が軌道に乗り活発に活動できるようになれば、新たな作物の栽培や地域の食材を生かしたメニュー、農産加工品の開発につながり、生産意欲も高まり遊休荒廃地もなくなり、有機栽培も期待されますが町として地産地消支援事業や協議会設置の考えはないか伺います。

次に、住みよいまちづくりの施策の推進について質問いたします。町は第4次後期基本計画で一大居住拠点構想の将来ビジョンとして、「かけがえのない自然と共生し町民と事業者と行政の協働によるきちと暮らし作り」を掲げ6つの施策の大綱を示しております。昨日も取上げていましたが、この4番目に「21世紀に伸びる産業」をあげ多様な産業の創出を探すまちづくりをしております。この文言のなかで、前期後期、前期基本計画では多様な産業を促すまちづくりとなっておりますが、後期基本計画では促すを探すに変えています。この理由と真意を説明していただきたいと思います。まず誤解のないように述べておきますが、私は企業誘致に反対するものではなく、公害や悪影響のない企業の誘致は大いに進めてほしいと思っております。しかし昨年12月の一般質問で指摘したように、きちとした計画や方針を定め、十分な見込みを町民に明らかにして進めることが必要だと思っております。例えば飯田市では地域自立に向けた地域経済の安定が重要であると考え、環境をテーマとした新たな価値を生み出す地域内発型産業を振興するため、既存企業の研究開発力の強化と人材育成に取り組むとともに、新たな企業立地及び人材確保に取り組むとして、企業立地推進委員を募集し企業誘致成功報酬制度を創設し、市がふさわしいと認めた企業の誘致に成功すれば、工場建設の1%以内を成功報酬として支払うことまでして誘致を進めています。さらに市内の商工農林業団体や信大工学部、大分県豊後高田市、市内の個別企業とパワーアップ協定というものを結び、地域活性化、地域経済の自立を目指して、官民が連携を強めております。きちとした計画方針を定め、具体的方策を持って企業誘致に取り組んでおります。町では企業誘致にどのような方針で臨み、どの位の税収増と波及効果を見込んでいるのかお答えを願いたいと思います。また、もう一つの問題は、1兆円を超える黒字経営のトヨタのある豊田市や松下電器のある門真市など企業城下町と言われるところでも、法人市民税が大きく落ち込み財政難だと言われております。優良企業があっても不況や下請け単価の切り下げ、大企業優遇税制による基本税率の引き下げ、見なし外国税額控除、IT投資促進減税などによる法人税額的大幅軽減で法人市民税が大きく減収となっているからです。企業があっても税収が望めないということもあるということです。辰野町でも平成2年には課税対象法人が495社で法人税が約3億4千万あったものが、15年後の平成17年には571社に増えているものの法人税は約1億6千万円と半分になっています。これに対して、個人町民税は8億7千万円が6億5千万円と減額はしているものの、約75%の歩留まりで止まっております。つまり法人税は経済情勢や税制の影響により大きく変わり不安定であります個人税の方が安定しているということでもあります。したがって人口の減少を食い止め人口が増加するような施策を実施することが必要なこととなります。子育て支援や福祉の充実、安心してかかる病院、青少年育成のための文化、スポーツ施設の充実、住み良い都

なおあの学校でも食育という時代に入ってきておりますから、えーとにかくあれですね、食べ物の作り方から、また癖から、あるいはまたあの減農、肥料に対しましてですね、農薬いろんな問題に対しての知識ももっていなければいけませんし、安全な食物の作り方から始まって、安全性ほれから日本の今の食料自給のリスクなども子ども達にも考えてもらわなければなど。知育、徳育、体育それに加えて食育と、こういう時代に入ってまいりますから、子ども達の教育も学校の方でお願いをしているところでもあります。なお、学校だけでなくこの地産地消ということのなかでは、農協さんも頑張ってくれておりますし、我々も営農センターを中心に営農組合の方へ働きかけてやっているわけではありますが、まずはその生産者の声を大切にすることのなかで、システムを組んでこうだというよりも、やはり正に協働の精神をこのなかに入れまして、希望があったらそれを受け取っていけるような形でもって、必要に応じてシステムを組んでいく。ある一定の段階では辰野町全体のこういった協議会なども必要になるかと思いますが、まだまだその段階でないと私もは考えております。えー各スーパーや地元産コーナーなども作っていただくとか、ということも今やっておりますし、北大出の皆さん方の朝市組合等もパークホテルやあるいはまた、JAの羽北などでやっていらっしゃるし。そういったことのなかの拡大がもう少し安定的定着をみて、そういう段階だとそんなふうを考えております。課長の方からもう少し詳しくお答えを申し上げたいと思います。

住みよいまちづくり施策の推進をとということでありまして、企業誘致についてどのように見込んでいるのかと。一見企業誘致に反対されているようにも見えますが、そうではないということでもありますから、えー大変けっこうなご理解だと思えますけれども、これはあのだけど企業誘致というものはつきものでありまして、税収に関しましては、豊田自動車の話もございましたけれども、これは生き物ですからこう相当安定しないという言い方、あのないんで、経済活動が現われてくるわけですから、えー当然それに頼っていけば、下がる時は下がる。上がる時もあります。それを埋めるのが交付税のはずですが、交付税が下がっていくから困るんですが、自主財源が下がってしまった場合には、えーなんでもかんでもじゃなくて、基準財政需要額というのがありますから、基準財政需要額に満たない場合は交付税で埋めるはずですが、それが下がっているから困るんですけれども、今まではこの不安定な場合にはそういうもので埋めてきたのが今までの日本の国情であります。交付金が下がらないように期待するものでありますし、また下がった分の一部でもですね、そういった企業誘致のなかで埋めていくというのがあたりまえの理論であります。えーむしろこの安定的にはその市民税あるいは町民税そういうふうであろうと、それあたりまえのことで、これもとってないわけでもって、とっていただいているわけでもありますから、安定財源として活用させていただいております。したがってそういったそれこそ柔軟性といえればかっこいいですが、変動のあるものよりも安定的なものの方を重かつ大にして人口増を図れということのご指摘であります。この人口増するにしてもですね、ただ住み良く明るく環境良く、水清くしてなんていったってきませんよ。まず若者の定着には働く場所があることです。したがって企業誘致は法

人税、その会社からの法人税だけでなく、えーやはり働く場所の提供。それがやっぱり人口増に、最初は昼間人口、それから定着人口に繋がっていく、前に言ったとおりですので早くご理解をいただいてご協力いただきたいと、こんなふうに思っております。もちろん住みよいまちづくりのことも進めていかなければなりません。えーまあ例えば一大居住拠点都市構想ですから、上辰野の中道線の両脇とかですね、あるいはまた昨日も矢ヶ崎紀男議員から質問のあった、住宅、住居適地などに対しましても、あの斡旋をしてインフラの整備、上下水道入れたりですね、そんなこともまたなけなしのお金ではありますけれども有効に使わせていただけて進めていくことは、あの事実でありますしまたそんなふうにもさせていただきたいと思っております。えー企業誘致というものは、あくまで企業誘致することが目的でなくて、あくまで手段である。いうふうに思う、見ていただきたいと思います。これには複合的な有効な面が町には当然現われてくる。そのためには、あの雇用の確保、今ゆったとおりです。若者の定住促進や町の活性化になります。工業、商業、農業の振興また連携というような意味でありますから、工業だけでなく商業も昨日福島議員も話がありましたけども、町も積極的にこれは TMO だけ作ったわけではありますが何とかしなければいけない、こんなふうにも考えています。考えればできるかというとなかなかできない場合もありますが、えーしゃにむに諦めず粘り強く、あれが駄目ならこれ、これが駄目ならあれ、民間感覚を導入して頑張っていきたいと思っております。えー次は、次はと言いますか、住みよいまちづくりの施策の推進について、ということではありますが、これはあの辰野町の第4次総合計画の後期計画を推進していくものであります。計画としては、行政評価に基づいて進行管理をしていく。また協働のまちづくりの推進等を中心的に進めておりますが、いずれにしても町の特性を生かせるような方向でこういったことにも住みよいまちづくりを進めていかなければならない、こんなふうに思います。道路問題は今質問無いですが、道路に関しましても、道路懇談会を今県と話をし、もう何回か進めていますが、いよいよ地域へこの話を下ろして、ワークショップ方式で住民の皆さん方が一丸となってこの辺へと、てんで我々だとお金が、県も国もないもんですから喜んで泳いで他にいっちゃいますので逃がさないように、そしていろんな政治手法などを使ってですね、えー早く路線決定し着工にも入っていききたい。こんなふうにも思っております。

次は町への要望の対応について、文書による誠実な回答を望むということではありますが、これは潤沢な時で、「はい、こん中からこれやりました」はいいくつです。学校の先生がテストやって、はい何点でした。て、こう返すとわけが違うんでして、非常になけなしの予算をどうなるのか。もう最初に回答しろって言うのはほとんどノーで回答いっちゃうんじゃないですかね、しかし努力のなかで税収が少し上がったとか、あるいは国の交付金が、えーこう思っていたら少しこの部分は余計にきているとかですね、しかし総体では下がっている。じゃあどういう按配にするか、あの暗中にはいいませんけれど、非常に模索のなかで各事業、できるだけ各区の事業公平にやれるように、同時にまた各区なら、区の中で優先順位の高い方から取り入れ

るようにやって、それで決まった段階で全部が一緒に決まるなんてありませんので、何課はこっち、何課はこつちというような話の中で決まった順にできるだけ早く知らせているつもりであります。したがってあまりこの形式にとらわれずと、ノーという回答が先に行っちゃいます。ノーと言っちゃった以上は行政責任ありますから、他に出てきた予算を他の方に使っちゃう。ですからまあ嫌で文書で回答しないわけでありませんで、事情も良く分っていただいて、あまりあの潤沢な予算がある中での運営の時と違うと、なけなしの中でどんなふうにする、ま、家庭でもそうでしょう、だめだっていっていただけれどもまあ何とか子どものほんじゃこの分は買っていいぞ、ねえ正式に最初にいえ、そんなこと最初の春の新学期に言へ、いやいや夏休み終わって秋口になったら、お父さん特別なお金入ったのでお前これ買え、そーいやほしかったの買っていいよ。ありうるでしょう。まそんなこともあの非常に今は一部究極のなかで進めていることもありますのでご理解いただきたいと思えます。

なお、住民の要望に対しても、あのなんですか速やかに回答を文書で示せ。必要があるものはそうしたいと思えます。しかし、このことに対しましても、やるのが嫌でしないわけじゃありませんし、また取るに足らない質問だって中にあります。こういうと失礼ですけど、と同時にまた回答することによって他が犠牲になってしまうこともあります。その方は良くて他の方、取るに足らないというのは、要するに誤解している場合ね、これ公表してしまうことがいいのかどうか、あの一点だけとらえてくる方もありますので、それにはちゃんと文書でなくても、文書でなかなかあの読み取りができない場合もありますので、お話を申し上げて、取るに足らないというのは失言取り消しいたしますが、あの説明して分っていただかないと困るものもなかにあります。これ無理はないです。我々だって行政なんかやっている前はそういうことがあったわけですから、で納得していただく。あるいはまた文書公開で行く場合、それぞれありますので、いろんなあの手法がありますから、知っている意味分りますが適宜そのようにするところはやっていきたい。こういうことであります。関係課長からお答えいたします。

産業振興課長

えーそれではあの地産地消の推進について、町長答弁申しましたけれど、もう少し詳しく説明したいと思えます。人参、玉葱、ジャガイモの関係でございますけれども、東小学校におきましては地元の営農組合、それら産直さん。西小学校につきましては個人の方が、南小学校につきましては地元の生産者組合、集まりでございますけれども組合。それから川島小学校につきましては産直さん、ほいからジャガイモのみ個人の生産者、ほいから中学校につきましてはえー地元の生産者組合、それから産直さん、ほいから両小野小学校につきましては地元のやはり生産者組合等から人参、ジャガイモ、玉葱を供給していただいております。たださきほど町長言いましたけれども、なかなかあの辰野の気候でございますので、年間をとおしての食材の供給が課題になっております。それから強い農業作り交付金でございます。これにつきましては昨年も50万円の予算を使い、今年につきましても同じく50万

の予算化しております、これにつきましては担い手育成を中心にソフト事業でございますけれども行っていく予定になっております。それから地産地消地域支援事業補助金、これはあの学校給食の補助金でございますけれども、平成 17 年度につきましてはえー11 万 2,320 円の支出を行いまして、本年度につきましてはこれがあの補助金の名前が変わりました。地域の食材満載給食支援事業という名前に変わりましたが、現在 22 万円の予算を持って進めていくように計画中であります。それからあの食の安心、安全安心確保交付金でありますけど、これあの都道府県若しくは政令都市の事業対象でございますので、辰野町についてはちょっとあの該当ないということです。ほれから販売の促進でございますけれども、今年につきましては、当町におきましても北大出、門前、沢底で焼酎芋を作って、また焼酎の方を生産を受けたいというような計画をして今植付けを進めているところであります。それからさきほど町長あの話しましたが北大出朝市組合でございます。これは 6 月から 11 月初めの各日曜日に行っております。まずはあの JA 羽北のところから始まりまして、昨年度まではパークホテルで行っていました。本年につきましては、組合の要望がありまして、もっと売りたいということのなか、もっと地元食材を出したいという考えのなかで、役場内の町民会館の前で今年から朝市組合の方々が販売しております。えーあと協議会の行政が作るということについては町長の答弁のとおりでございますので宜しく申し上げます。以上であります。

まちづくり政策課長

第 4 次総合計画の後期基本計画のなかで、第 4 章 21 世紀にのびる産業につきましては、多様な産業の創出を促すまちづくりを進めるということで進めさせていただいております。したがいまして 5 ページに記述してございます、探すまちづくりにつきましては誤りでございますので、今後多様な産業の創出を促すまちづくりを進めるということですすめさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

13 番（宮原）

地産地消につきましては、実際にあの地産地消参加されている方に聞いたんですが、まだ十分作る余裕があると、しかしどうふうにしたら増やせるかなかなか方法が分からないということですので、さきほど言ったように協議会なり名前は何でもいいんですが、町全体でどのくらいいるというようなことをまずつかんで、それをじゃあ小野は寒い所だからこういうものが得意だとか、こうゆうものがえー無農薬でうまく出来るだろうというようなことがあると思っておりますので、そういう全体のことをつかんでやってもらうというシステムが必要ではないか。特に保存が利くものならば保冷なりの保冷库を作って 1 年間分保存するとかいうようなことも、補助金等も使って援助できるじゃないかと思っておりますので、もう少し辰野町全体の調整が出来るようなシステムを作って地産地消を進めていただきたいと思います。それから企業誘致のこと別に反対でなくてほんとにやってもらいたいと思うわけですが、さきほど言ってますように企業誘致も大事なんですが、えーまちづくりというか、人をもっと人口を増やすというか、賑わいのある町を作りたい、作ってほしいとい

う声が多いと思います。昨日の小林君の質問にあったんですが、箕輪では駐車場無料にして誰でもいいで使って賑やかにしたいというのは、要するに人が大勢集まって賑やかにやりたいということで、町がそういう考えで進めているんじゃないかと思います。辰野町も企業誘致で仕事を増やして人も増えるんだけど、そのとおりであります。もうちょっと賑やかなまちづくりというか、賑やかにできる、いいとこだなあというふうに感じるような施策にもうちょっと強調してアピールしてもいいですが、そういうまちづくりをやっているんだという姿勢を見せていただきたいと思います。それから最後の要望書の回答の問題なんですが、えー実際いつてあのさきほどから言っているように、すぐ応えられないものがあると思います。しかし、出した方としてはずーとなしのつづてというのも非常に困るわけありますので、えーどうでしょうか 10 日に、10 日までに 1 回出来るとか、出来ないとか、すぐには出来ないというような説明なり回答をしてやるというような、えーことをしないと 1 年経っても 2 年経っても回答がないということもありますし、えー役員やっている人達非常に大変なようでありますので、えーそのどうしても要求したことをやれということではなくて、こういうことなんだよという説明をきちんとしてやるのが大事かと思っておりますので、そういうふうにしてもらうよう要望いたします。

町長

それでは、宮原功議員のあの再質問にお答えを申し上げたいと思いますが、全部に答弁になるかどうかあの知りません。難しいところであります。えー地産地消につきましての、需要全体をつかんで全体の調整をするシステム、これはもう少しさきほど言ったように私としては、担当課ともよく協議はいたしますが、住民参加もっと増えてこない今この段階でこれだけの需要だからそれだけのシステムというところちょっとかけ離れがでてくる。最初から行政指導でやれば、真中ぐらい行くでしょうけれども、じわじわとやっぱり、住民パワーで上がってくるところ実は期待しておりますので、すぐには出来ないと思いますが、いずれはそういう方向になるというふうには、誰が見ても考えられることでもあります。次は住みよいまちづくり施策についてもっとやっている姿勢をとということですが、こんなにやっているんですが見えないですかね、ていいますか、それは行政は 360 度向いてますので、ある時こちらから見ればこれしか見えない、こちらから見ればこれしか見えない。まあ筒いっぱいでやってるつもりですが、賑わいのあるまちづくりに対して、どこの市町村も取り組んでいますが、なかなかそれが決定打がない部分もあります。しかし積極的にさらにまた取り組むように努力はしてみたいと思います。えー文書の回答についてですか、これ役員が 10 日に一遍どうだこうだと言いますと、ただほんとにね、これはおわかりのとおりだと思いますけれども、あんまりこう、しかつめらしく回答を何日までなんてやっちゃいますと、ようするにそうですね、100 内 2 割ぐらいが OK になった結果的に、しかしあんまりしかつめらしく今のようにできるだけ早いうちに回答になると、下手すると出来るのが、やりますと言ったことが 1 割減っちゃう可能性があります。これは進むなかでぎりぎりいっぱいのところ見ながら、こうやっていることもお分かりいただきたいと思っております。ノーと、行政でゆうのは、

ノーと言っちゃえばほんとにノーになっちゃう。ちょっとまあ暗中模索グレーゾーンなどで「あっこれは拾われました」て、ゆうことも今県の、県だって国だってありますねそういうこと。ただ最初から要望したものがだめですなんてきませんよね、ほれでいつか来るだろうと待っていたら、ほんとに今の話じゃないですけど、1年間何もいわなんで終わっちゃったと言う事だって中にありますね。そういうことですからまあゆっている気持ち良くわかりますけれども、できるだけまた役員さんに町へ尋ねていただければいいわけでありまして。えーまたこちらの方からも気は効かしてはいくつもりでいますが、まあ各担当課の方に予算がこう皆さん方に決めていただいておりますので、どう、どうこう選別してやっていくか、どこに緊急度がある。どこに経済投資効果がある。えーまた相乗効果がどこへでるか、こんな判定でやっているわけですから、同時に予算が丸々使えるかどうか、緊急にでてくるものもあるんですな中には、これに対応することも、あの町もしなければならぬということもありますので、えーまあ言われたことをあくまで文書で10日に一遍ぐらいは答えていくんだということになると、ちょっと切ない限りかなというふうに思います。しかし、あまりあの放置することも良くありませんので、もう少し担当課の方もあのご説明ぐらいはですね、文書でなくても役員の方にはしなければならぬかなとこんなふうに思っています。まあそのぐらいで一つ答弁をお許ししたいと思います。以上です。

8番（宮原）

えーともう一つ答弁漏れといたしますが、広報などのその町への要望と言うのに対してね、いろんな提案あるわけですが、これどこかまとめて年に一回町ではこういうふうに考えていますとか、こういう提案に対してはこういにえーしてますとか、というようなものを出したらどうかと思うんですが、そういうようなことするつもりはございませんでしょうか。

まちづくり政策課長

あの、現在リレーインタビューあるいは昨年は50周年の記念ということでございまして、辰野町と共に我が人生という形のなかで、自由に意見を書いていただく方をお願いをし、意見を書いていただいたところでございます。4項目に渡って書いていただいたところでありますが、そのなかであの要望ていいますか、自分の思いといいますか、いろんな立場で書かれたものがあるわけでありましてけれども、これらにつきましては当初から回答をする性格というふうには想定をしております。またそういうことで書いていただいたものでございまして、えー出されました意見あるいはあの要望、その背景等につきましては広く町政の推進の場で活用していきたいということをお願いをしたものでございます。そんなことでご理解をいただきたいと思っております。

議長

以上で一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労様でございました。なお、この後12時15分から、町長要請による全員協議会をおこないますので、時間までに全員協議会室にお集まり下さい。

散会 12時7分